

532
110

6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 6

始



33.1.22



注新

准后源親房公撰
學大東院教授 佐藤仁之助先生新注

神皇正統記 全

東京 青山堂



准后源親房公像 菊池容齋筆（前賢故實所載）



准后源親房公自筆奥書

此記者去正元四年秋為示或重家
不弛先業也梅宿之方不為一矣

...

此記者去延元四年秋為示或重錄
不馳老筆也梅宿之方不為一卷
之文書終身得之略自近代紀傳
公身目親勅子細了其後不能再見
已乃五稔不為有在將書寫於
卷之向村見之文轉札多瑞美未秋
七月新初候法以心之為本心家村
後之人等物也

532-110

准后小傳

准后源親房公は、村上天皇第七皇子具平親王六條宮又の裔孫にして、權大納言師重卿の男、御祖父師親卿養ひて子とし給ふ。御母入道左少將隆重朝臣の女なり。家を北島又中院と稱す。公生れて聰慧、才學優長、十歳詩を賦して曰はく。春來品物都青容。木母花開香正濃。今日太平三洞且。家々醉賞更飛鐘。既に長じて博洽、夙に玄惠法印に師事して、經史の蘊奥を極め、大義に明に、有識に精通し、一世の儀表たり。永仁延慶の間、果進從四位の下に敘し、右近衛中將左少辨を歴て、參議に任ぜられ、元應元年中納言となり、正二位に敘せられ、淳和獎學兩院別當を兼ね、元亨三年大納言に陞り、後醍醐天皇の皇子世良親王の傅となり給ふ。元徳二年親王薨ぜられるに遭ひ哀悼に勝へず、剃髮して宗玄と號す。時に御年三十八。公は後伏見後二條花園後醍醐後村上の五朝に歴史し、素より時望まし、かば、其の官を罷めて退居せらるゝや、朝野僉謂へらく、朝家爲に悴けぬと。元弘三年後醍醐天皇隱岐より還幸ましますや、公復出で仕へ給ふ。因りて從一位准大臣たり。義長親王隆興の太守として東北を鎮撫せらるゝに當り、公亦之を輔け給ふ。後京師に還る。延元元年足利尊氏の叛して京師を犯すに及び、公車駕に從ひて奔走あり。三年公の女子顯信朝臣陸奥介鎮守府大將軍となり、義長親王を奉じて鎮に赴かるゝ時、公又之を輔け給ふ。海上大風に遇ひ、親王及顯信朝臣と相失せしかど、公の御船は漂ひて常陸東條浦に至りしかば乃ち阿波崎神宮寺の二城に據り、又小田の城に據り、使を遣はして東北の諸國を招輯せらる。親王及顯信朝臣が還りて伊勢に至るに及び、後醍醐天皇の崩御に會ひ、親王は天位に即かせ給

ふ。即ち後村上天皇にます。時に天皇御年猶幼冲、政事を親らし給ふ能はず。公因りて大に啓沃せらるゝ所あり。興國二年高師冬再び大兵を率ゐて小田城を攻むるや、公擊つて之を敗り、援を結城親朝に請はれしかど、親朝朝敵に通じたるを以て來り授けず。公乃ち退いて關城を保ち、數々援を親朝に請ふ。手書懇到、曉諭百端、而も親朝果さず、所謂「關城書」即ち是なり。

然るに親朝賊に降り、高師冬大兵來り迫るに及び、公は棄て、吉野に還る。南風彌々鬱はす。正平五年勅して三宮に准じ、轡車宮に入るを聽さる。實に希代の例たり。同九年賀名生に薨ぜらる。御年六十一或云十四年公は王事の成らず、皇統の絶ゆるに垂んさするを歎き、兵馬控德の際、神皇正統記を撰述して、以て大義を天下に明らかにせられたるのみならず、職原抄を著はして古今官位制度の沿革を敘し、又元集東家秘傳二十一社記等を撰して、神道を論じ、又古今集註を作られたることは皆人周知の事なるべし。而も長子顯家卿、次子顯信朝臣、俱に節に死し、一女後村上天皇の女御となり、養子顯能卿伊勢國司の祖となりて世々先志を墜さず。曾孫滿雅、後龜山天皇の皇子小倉宮を奉じ義を唱へて敗れ、族子春日顯時顯國亦同じく節に死せり。惟ふに其の忠勇義烈一門に聚まり、赫々青史を照せるもの、豈准後の徳化に基因せるものにあらずらむや。蓋し准后のごときは、寔に國家の祀典にありて、萬世に血食すべきものなるべし。嗚呼。

緒言

熟と按ずるに、我が邦古來、我が皇大御國の御國體を知るべき史書のなきにあらず。古事記日本書紀舊事本記等のごとき、固より我が邦の舊記として尊重すべきものなり。然れども、其の撰述の主意は、記述にありて、論斷にあらず。是を以て、此等典籍に據りて内外國體の區別、君臣關係等の差異を知らむには更に研究の功を積まざるべからざるなり。然るに、准后源親房公の神皇正統記は、始より我が御國體を根本とし、千有餘年來の史實に就きて、卓絶せる論斷を下し、明に内外國體の差異を示されたるものなれば、一讀眞に我が邦が世界に比類なき御國體にして、我が民族の萬國に同じからざる所以を知ることを得べし。されば、神皇正統記は、我が皇大御國の御國體を論述したる空前の典籍と謂ふべきなり。

抑々明治維新以來、西洋文明の輸入に隨ひ、歴史研究の方法も亦愈々進みたるがごとし。然れども、從來神皇正統記の研究には、未だ何人も指を染めたるものあるを聞かず。其の希に註釋を加へ、評論を試みたるものを見るに、大概准后が精神の存する所を捨て、或は力を詞章の解説に盡し、若しくは准后が史

實詮索の足らざるを咎め、殊に甚しきは准后か往々佛教を交へられたるを攻撃するがごとき類なり。准后は洵に博學洽聞、才學古今を貫かれたれば、其の文章のごとき、亦模範たるべきものなきにあらず。されば、其の詞章の研究、決して捨つべからざるなり。然りと雖ども、其の文章の絶妙なるものあるは、准后史論の手段として、自から力を此に盡されたるものなれば、此の書に就いて文章を學ばむものは、其の典型を採らむこと、最も益多かるべし。而も不肖の見る所は、大に之に異にして、其の採る所は、准后が如何なる見識抱負を以て其の才學を此の史論に據りて發揮せられたるかを知るにあり。例へば、准后は三種の神器を釋するに儒教の所謂知仁勇の三徳を以てし、又神代七神を論ずるに、陰陽五行を配當して其の靈徳を辯せられ、若しくは又准后が歸依なる眞言の宗義に因りて、天照大御神は大日の靈にまします事を説き、剩へ眞言の所説は、我が邦神代よりの縁越に符合する旨を述べて、所謂三教神道を創められたるがごときは、准后の一大發明ならずや。此の一事に因りても、准后の學殖の深遠なるを窺見すべきなり。然して准后が此の空前の史論を大成して、人君に龜鑑を貽するに至れるは、其の深遠なる學殖と、篤實なる信仰とに基因せるもの

なるを疑はず。蓋し准后は、素と村上源氏の嫡流を以て、夙に顯官に昇り、五朝に歴事し、而も皇子の師傅となり、其の薨せらるゝや、剃髮し、尙且つ常陸に據りて、逆賊の大軍に當り、鞠躬盡力、事の成らざるに及びて、始めて此の書を選述せられたる出處進退、實に文武兼備古今匹儔を見ざるものと謂ふべし。昔者孔子、天下を周遊し、其の用ゐられざるを知るや、退いて七十子の徒と、五經を治め、遂に春秋を筆して以て大義名分を明らかにし、天下萬世の嚮ふ所を悟らしめられしかば、准后も亦之に私淑して以て、春秋の遺旨を寓せられたる事は、其の文に徴して知るを得べし。不肖聊か其の所以を考覈して、詳細を管見中に縷述し、併せて准后が單に國體の尊嚴を説き、皇位の正閏を論ずるのみに止まらず、覃いては、其の觀察の及ばむ限り、政治教育宗教文學藝術乃至農工一切の事に論及せられて、所謂帝者の師たるものが、神皇正統記を假りて、其の大精神を表現せられたることを辨じて以て、先達の遺されたる餘地を開拓せり。若しそれ、事の成敗を神佛に託し、得失を論ずるに因果應報を以てせられたる類は、亦猶知仁勇を以て三種の神器を釋し、陰陽五行を以て神徳を辯せられたるものと異なる所あらず。如何ぞ只神佛を説かれたるのみを以て、其の

功を設すべけむや。要するに、神皇正統記は、人格學識卓越せる准後の穩健にして、高雅なる史論なれば、物質文明の見解を以て、一概に之を軒輊するを得ざるべし。

惟ふに、朝敵足利尊氏は、獨り經濟上の見地より、人心を收攬して、濁福を子孫十三代の久しきに致したれど、准後は其の思想上の確信より、神皇正統記を貽して以て、我が萬世一系の皇室と、金甌無缺の御國體とを、永遠に宣揚せられたるものと謂ふべし。「君子は義に喻り、小人は利に喻る」とは、蓋しそれこれの謂か。

大正十四年四月

東京 處士 佐藤仁之助識す

例 言

一本書は神皇正統記所載の事項毎に其の要領を摘みて之を毎條の始に標出し、且つ其の内容管見を卷頭に掲げて、准后撰述精神のある所を明にせり。されば高等専門諸學校の教科書とせば、多く力を用ゐずして其の特色を知るべく、獨習者には勞せずして直接に明快なる准後の史論を聽くがごとくならむ。

一神皇正統記流布本は誤脱少なからざるを以て、往年青山堂出版の校正標註本を定本として更に諸本と校讐して其の由を一々釐頭に記せり。

一神皇正統記の註釋講義の類、世に乏しからず。大抵字句の解釋典故の詮索若しくは事實の異同を擧ぐるに力め、若しくは普通歴史との異同を指摘して准后が考覈の至らざるを咎むる者すらあり。然れども准后撰述の眞意は言詞の上にあらざるべきを信ずれば、本書は特に必要と認むる限の解説を欄外に記するに止めたり。

一神皇正統記所載の事實は普通歴史と相違せる所なきにあらず。然れども、今は一々仔細に之を辯せざるは、所詮神皇正統記の主とする所にあらざるを以てなり。

一卷頭掲ぐる所の内容管見は、神皇正統記の内容二百八十八項中の眼目たる所を擧げて解説し、尙且准后が素養學殖見識抱負等に就きて其の人格と精神とを知るべき資料とせるものなり。されば、先づ内容管見を通讀せば、必ずや餘師あらむ。

一 青山堂舊刊本は明治二十四年發行の校正標註本にして佐伯、三木兩氏が流布本に就いて故井上頼圀博士の校本、白山本、花山院本、青蓮院本、大澤本等を以て校訂せられたる本なり。但し白山本は永享十年之を書寫し享祿四年加賀國山白山西神主道上氏末の奥書あり。花山院本は花山院家の原本により慶安元年模寫する所なり。以上はもと井上翁頼圀の所藏なりしが今は平沼博士家の所藏に係る。青蓮院本は應永四年の奥書あり。もと京都青蓮院の所藏なりしが其の原本ははやく失せて其を影寫せる本今秘閣にあり。大澤本は大澤清臣氏の所藏に依る古寫本にして奥書なし。故に其年代を詳にする事ははざれども、頗る善本なり。慶安本は慶安二年の出版に係る。所謂流布本なり。

一 神皇正統記は、寫本版本種々ありて卷數も一定せず、今は流布本なる慶安二年刊本及慶慶三年板の標註本に従ひて六卷に分てり。

一卷頭掲ぐる所の准后自筆の奥書は、故井上頼圀博士の許にありし伊勢神宮八神主所藏なる准后自筆本の影寫なるを請ひて曩に發行せる青山堂舊刊本に擧げたりしを、再び掲げたるなり。此の准後の自筆本は今は宮内省御物たり。又卷首の畫像は、菊池容齋氏の前賢故實なるを縮寫したるものなり。

大正十四年四月

佐藤仁之助再識す

神皇正統記内容管見

神皇正統記は源准后親房公が、建武中興の終らず皇統の絶わなむとするに當りて、報國の忠節黙止する能はず、天祖開國の神意に本づき、神代初發より後村上天皇興國の初に至るまで、我が大御國の事歴約三百項に就き博く内外の史實に徴して論斷し、人君爲政の要旨を擧げ以て皇統を已に微なるに掲げ、三種神器の歸する所ある所以を明かにせられたる我が邦空前の大史論にして准后無雙の大忠節を表現せられたるものなれば、皇大御國の國體研究上最も貴重なる典籍にして、我が大日本民族の訓育に缺くべからざるものなり。宜なる哉古來孔子春秋の遺旨に合へりと稱せらるゝや。然るに、從來先達の注疏といふものを見るに、多くは字句の解説と、典故の考索とに限りて、未だ其の内容を分析して、准后大精神ある所を發表せられたるものを見ず。不肖謏劣寡聞といへども准後の見識は單に皇位の正閏を論じ、名分順逆を辨するに止まらざるを悟り、研鑽の結果、遂に全篇二百八十八項の論斷あり、之に因りて人君をして國家の治亂隆替政治の是非得失より臣庶の善惡邪正臧否順逆の因る所を悟らしめむの

深意あるを發見したるを以て、曩に全篇の項目二百八十八條を標出して、其の史實を別ち、准后論旨のある所を明にして以て同志に頒ちき。爾後更に思へば、准后が斯のごとき大史論を兵馬倥偬の際軍陣の中にありて只最略の皇代記一卷を本として論述せられたるは、常陸の官軍大に振はず、賊軍の暴威日に猖獗を極め正統の天子已に微なるに其の端を發したる者ごはいへ、他に深遠なる學殖信仰ありて、前人未發の大主義大主張を千載の下に遺されたる事を全編に進出せる史筆と旁證たる史冊とに徴して遂に十七條の管見を成せり。此の管見は實に不肖一己の研究ごはいへど聊か自信なきにあらず、次下順次之を説かむ。

第一則 准后の經學

准后は村上天皇第七の皇子具平親王世に所謂後中書王の裔孫にたはせば能く其の御跡を繼がせられしにや。夙に玄惠法印に師事して儒學を修め、始めて朱子の集註を受け、彼の性理の學に精通して出藍の譽おはしき。抑我が邦にて、彼の經學は、上古より大に開けたりしかど、近古に至るまで皆漢唐の注疏に據りたりしを、後醍醐天皇の御時、宋の朱子の集註始めて本邦に傳はりしかば、天皇の御侍讀として獨清軒玄惠法印四書の集註を経筵に開講ありし事、尺素往來

に見わたるにて知るべし。准后は玄惠法印より經學史學の皆傳を得られたる人なれば、准后の經學の由りて來る所を察すべし。さればその經學上の見解は本編中所々に出でたるにて瞭然たらむ。尙次條に云ふを見るべし。

第二則 准后の史學

准后は玄惠法印に史學の皆傳を得られし中に、資治通鑑宋朝通鑑は特に蘊奥を究められたる由尺素往來に見わたること左のごとし。尺素往來は一條禪閣兼良公の述作なり。其の文に云はく、

傳注及疏并正義者、前後漢晉唐朝博士所釋、古來雖用之、近代獨清軒玄惠法印、宋朝濂洛之義爲正、開講序於朝廷以來、程朱二公之所釋、可爲肝心候也。次紀傳者、史記并兩漢書三國史晉書唐書及十七代史等、南式菅江之數家、被傳其說一乎。是又當世付玄惠之儀、資治通鑑宋朝通鑑等入人傳受之、特北島人道准后被得蘊奥云々。

右は史學特に通鑑に精通せられたりといへば、所謂大義名分論の根據の由來を知るべし。而も朱子學に造詣深かりし證は、公の著なる元元集卷一に

周子曰、無極而太極、太極動而生陽、動極而靜、靜而生陰、靜極復動。一動一靜、互爲其根、陰陽兩儀立焉。陽變陰合而生水火金土、五氣順布四時行焉。五行一陰陽、陰陽一太極也。太極本無極也。五行之生、各一其性。無極之眞、二五合而凝。乾道成男。坤道成女。二氣交感、化生萬物。變化無極焉。

と見わたるにて瞭然たり。

宋朝通鑑といふもの、未だ傳來を詳にせず。近藤正齋氏の好書故事八十四に、京都御政寄屋御藏本書籍日記の中に、

一宋鑑 但人不足
一册

と見わたるものは、或は此の宋朝通鑑のことにやと思はるれど確證なし。又宋の揚仲良の撰なる皇宋通鑑紀事本末は宋朝通鑑といひしか。但今の本は殘闕本なりといふ。再考を俟つ。

第三則 大義名分論本據

准后は玄惠法印に師事して、資治通鑑宋朝通鑑の皆傳を得られたりといふことは前條に述べたるがごとくなるに、資治通鑑は、司馬溫公が周室衰微し諸侯力政を慨して、二百九十餘卷の大歴史を自から記述せられしものなれば、最も大義名分を正すを以て先とせる事、かの開卷第一「三晉自立」の條に詳なり。但其の文長文なれば、此に掲げざれど、主とする所は溫公が大義名分を論じて、禮を以て綱紀となすことを力説せられしこと、我が十七條憲法第四に「以禮爲本」とある明文に叶ひ、又孝徑廣要道章及春秋左氏傳序の本文にも吻合せる所

多し。左に十七條憲法の本文を擧ぐ。

四曰群卿百僚、以禮爲本、其治民之本、要在乎禮、上不禮而下非齊。下無禮則必有罪、是以群臣有禮、位次不亂、百姓有禮、國家自治。

と見たり。本文に所謂禮は國家の大法にして方今の禮式の禮にあらず。禮樂刑政其揆一也のごとく又論語子路篇の正名の條も參考すべし。

さて准后が我が朝の事實に就いて大義名分を論せられたるは一々枚擧に違あらざれど、其の最も力を盡されたるは承久の論を以て大論文とすべきがごとし。悉しくは本文に就きて知るべし。

第四則 准后の神道學

准后の立てられたる神道は、神儒佛合一の神道にて所謂三教神道なり。准后の見解が、我が固有の神道は印度の釋典支那の諸史と對檢して秋毫の異なるなしといふにあるを以て、従前の兩部唯一其の他の神道を離れて、一派を起されたるなり。其の徵は公の撰述なる東家祕傳元々集及神皇正統記に見え、又倭姫命世紀に比較して明白に知られたり。東家祕傳には、

日本書紀者藤原朝廷天津足根大父天皇（元）御宇、一品親王奉詔所製作也。上始混沌未分之昔。下終入皇四十一代高天原廣野姬天皇（持）之御宇。古來讀此記者、或祕而絕其傳。或暗而失其致。故

欲下明三用心之道。識中理世之術上者。遍訪三印度之釋典。遠決三支邦之諸史。耳。予久覽三我國之史書。粗了三此道之所在。天地造化之根元。神皇授受之因起。其理玄妙。其詔明白。檢三此於異域之道。果然無三秋毫異。凡厥陰陽之理造化之端。自レ始至レ終。無三離三五運。五運消息。終而 又始。當三與三天壤。無三窮者。蓋此道也。是以粗據三神書之明文。敢聊勒三愚管之所見。文不三筆削。立レ心爲レ致。都十箇條。命曰三東家祕傳一矣。

又元元集卷一には

天地靈覺祕書曰、大日本國者。大八洲也。惟大日靈貴治國也。亦八葉蓮花也。即金剛胎藏諸會大日宮。世界國土也。凡世界自レ本本覺也。自レ本無明也。本又法界也。本是衆生也。本是佛也。本者法然道理也。

又神皇正統記には所々に三教神道の論の出でたる中に我が神代史を釋せられる論最も簡明なり。其の文に云はく

我神○天照 大日の靈にましますれば、明德を以て照臨したまふこと陰陽におきてはかりがたし。冥顯につきてたのみあり。君も臣も神明の光胤をうけ、あるはまさしく勅をうけし神達の苗裔なり。たれかこれをあふぎ奉らざるべき。この理をささり、その道にたがはずば内外典の學問もこゝに納まるべきにこそ。されど、此の道のひろまるべきことは、内外典流布の力なりさいひつべし。魚をうることは網の一日によるなれど、衆日の力なければこれを得ること難きがごとし。應神天皇の御代より儒書をひろめられ、聖德太子の御時より釋教をさかりにし給ひし。これ皆權化の神聖にましますれば、天照大神の御心をうけて我が國の道をひろめ深くし給ふなるべし。

尙此の他應神天皇の條の神道論は、倭姫命世紀の文を採りて詳論せられたり。

倭姫命世紀の文は、

二十三年己未○雄 二月倭姫命、召三集於宮人及物部八十氏等、宣久。神主部物忌等諸聞。吾久代大神託宣摩志萬志木。心神則天地之本基。身體則五行之化生奈肆元レ元入三元初。本レ本任三本心一與。神垂以三祈禱一爲先。冥加以三正直一爲本利。夫尊レ天事レ地。崇レ神敬レ祖。則不三絶三宗廟。經三綸天業。又屏三佛法之息。奉レ再三拜神祇。日月廻三四州。雖レ照三六合。須レ照三正直頂。止詔明矣。已事三如在禮。奉レ祈三朝廷。波天下泰平天四民安然。自退三尾上山峰。石隱坐。

第五則 准後の佛學

准后が修められたる佛學は、主として眞言の宗義にして、而も此の宗の所説を以て我が國の國體の本旨に符合せりとして信仰ありしがごとし。其は本篇中にも此の宗の事を詳論せられたれど、殊に嵯峨天皇の條に云はく。

東寺は桓武遷都の始、皇城の鎮の爲にこれを立てらる。弘仁の御時弘法に賜ひて永く眞言の寺とす。諸宗の雜住を許さざる地なり。この宗を神通乘と云ふ。如來果上の法門にして諸教に超えたる極秘密と思へり。就中わが國は神代よりの縁起この宗の所説に符合せり。この故にや唐朝に流布せしは暫くの事にて、則日本に留まりぬ。相應の宗なりといふも理にや。

と見わたる。「神代よりの縁起この宗の所説に符合せり」と云はれたる主意は多く本文中にも見わたる此の宗の宗旨は、眞實言説の謂にして大日如來三密中の語

密に屬し、即ち大日如來自らの眷屬の爲に如義眞實の語を以て説き給ふ所の唯佛與佛の法門なりと云へば、准后は之に據りて、

わが神大日の靈にましませば、明德を以て照臨し給ふ事、陰陽におきてはかり難く冥顯につきて頼みあり。君も臣も神明の光胤を受け或はまさしく勅を受けし神迹の苗裔なり、誰か之を仰ぎ奉らざるべき。この理をさとり、その道に違はずば内外典の學問も爰に極まるべきにこそ。

と論じ給へり。尙准后が理想の天皇と仰がれし後醍醐天皇は後宇多天皇に、後宇多天皇は宇多天皇及御父光孝天皇に御私淑あらせられて、皆眞言に御歸依せさせ給へるも、准后の信仰の因りて來る所を窺見すべきなり。まして、應神天皇が八幡大菩薩と現はれ給ふ條に見えたる御詔宣の示ニ八正道といへる八正は正道修業上の分類にして、身口意の三密に攝すべし。三密は如來身口意の三業の祕密なれば、眞言の行法なり。准后は八幡大菩薩の條に於て之を神道に配して力説せられたり。因りて准后の佛學の淵源を知るべし。

第六則 准后の博洽

准后は天資英邁博學洽聞、學として究めずといふことなし。世に藤原宣房、源定房と公とを併せて後の三房と稱す。公は陰陽五行老莊醫藥の諸道より文筆音

樂の諸藝に至るまで、通曉せられしことは、本書中に就きて知るを得べし。是を以て官位昇進の制度には、職原抄の著あり。詩歌には古今集註あり。又神道書に東家祕傳元元集二十二社等あること上條に云へるがごとし。抑、陰陽五行等の學は、上古夙に我が邦に傳はりしかど、未だ之を以て實學に利用せるものあらざりしを、准后は「諸道は諸藝皆要樞なり」と斷言じ、五行を以て神徳を論じては、

神代七神は木火土金水の徳あり。伊弉諾伊弉冉二神は、正しく陰陽の二つに分れて造化の元となり給ふ。

といひ、又「醫陰陽の兩道又是國の至要なり」と説き、又

金石絲竹の樂は四學の一にて専ら政をする本なり。今は藝能のごとく思へる無念の事なり。風を移し俗を易ふるには樂よりよきはなしといへり。一番より五聲十二律に轉じて治亂を辨へ、興衰を知るべき道とこそ見えたれ。

と述べ、又

詩賦歌詠の風も今の人の好む所詩學の本には異なり。然れども一心より起りて萬の言の葉となる。末の世なれども人を感じしむる道なり。これを善くせば、僻をやめ邪を防ぐ教なるべし。かゝればいづれか心の源を明め、正に歸る術なからむ。

といへるより、更に進みて、

輪扁が輪を削りて齊の桓公を教へ、弓工が弓をつくりて唐の太宗をさざらしむる類もあり。乃至圍碁は學ぶべき事にや。孔子も飽食終日心を用ゐる所なからむよりは、博奕をだにせよと侍るめり。まして、一道をうけ一藝にもたづさはらむ人、本を明らかに、理をさとる志あらば、これより現世の要ともなり、出離のはかりごとともなりなむ。一氣一心に本づけ、五大五行により相尅相生を知り、自も悟り他にも悟らしめむ事、萬の道その理一つなるべし。

いかに以上の辯論の徹底せるかを見よ。恐らくは本邦空前の經世論として特筆するに躊躇せざるものなるべし。殊に大三輪神社鎮座次第奥書に、

此書有他家採納家。然後北島大納言殿今出河宰相殿詣參之時、此書を御覽アリテ被仰テ云フ。日本紀、舊事本記、古語拾遺、延喜式令義解等ヲ引テ勘作スル。若大三輪氏博學之人所爲歟。大納言殿其出書ヲ被仰テ宰相殿取筆テ肩書被成被下ナ以テ家ノ祕書トナル者也、然而家傳有ニ相違レ也、貞和二年十二月朔日出雲掾大三輪君判。

右の文に據りて准後の博洽にたはせし一斑を窺見すべし。

第七則 准後の神器述義論

准後は所謂三教神道を以て三種の神器の意義を解釋せむと試みられたれば、日本書紀古事記の古傳と吻合せぬこと甚しきは、蓋し公の學說の然らしめたるものにして、亦已むを得ざることなるべし。されど當時學問上の見解より理窟を

以て解説する時は記紀の傳へたるがごとき古傳の儘にては満足することを得ざりしなるべし。准後は三種の神器を知仁勇の三徳に配當して之を釋せられしは思ふに儒教の知仁勇の三者は天下の達徳といへるに基き、而も又之を釋して、この鏡のごとく分明なるを以て天下に照臨し給へ。八坂瓊のひろがれるがごとく曲妙を以て天下をしらし召せ。神劍を提げて不順ものを平げ給へと勅しましける。

この述義は、神代第二代の條に明言せられ、而も又公の自著東家祕傳にも出でたることなれど、不肖は此の述義の根據に就きては別に著はしたるものあれば此には其の概要を述ぶるに止めむとす。其の所以は同じく三種の神器とは申せども天照大御神の神勅ありしは、御鏡に對して、「吾が御魂として齋きまつれ」と、宣ひたりといひ、又吾兒視此寶鏡當猶視吾可與同床共殿以爲齋鏡と宣へりといふことこそ古典には見わたれ。然れば太古は我が民族も皆此の神勅を畏み承はりてそのまゝに奉仕し來りしを、上古漢土との交通開けて、彼の國の學問を知りて、何物にも理窟を附けて説明する風習を受けてより、我が九州地方の豪族などの、彼の風習を喜ぶものは、皇室の大儀あるごとに三種の神器を奉戴して大孝を申べ給ふを自己の學問の判斷より解釋して、神器の三種具

備せるを仰ぎ見て是は三徳を表現せる象徴なりと信じたるにや。かの仲哀天皇の筑紫行幸の際伊弉の縣主の祖五十迹手が玉鏡匣の三種の幣物を五百枝の賢木に掛けて天皇に献上するに當りて、

巨取所_三以獻_三是物_一者。天皇如_三八尺瓊之勾_一以_三曲妙_一御宇。且如_三白銅鏡_一以_三分明_一看_三行山川海原_一。乃提_三是十握劍_一平_三天下_一矣。

と奏言せし事日本書紀卷八仲哀天皇八年の條に見たり。此の奏言に對して飯田武郷氏は「此の五十迹手の奏言は上古よりかゝる賀辭のありしを今獻る物によそへて取合せるなり」とて下に神皇實錄の文を引いて最後に「其詞のさまを按ふに決く五十迹手等が云出し言にはあらずとぞ思はるゝ」と断定せられしは甚從ひ難し。其の反證は神皇實錄の文は極めて附會の説にして一見して直に信用し難きを知るべきのみならず、既に群書一覽にも偽書なる事を辯じたることは、皆人の知れる所なり。然るに、後世の神道家か此の説を取り入れて古典に叶はぬをも顧みず、威嚴を添へむとて、反りて淺薄なるものとなるを考慮せざる附會の説なり。然らば、准后は如何に之を採用せられたるかと云はむに、古典の眞意を考究する學問のなかりし時、世の風習にて時代の好尚に従はれたると、

又一方には儒教の三徳と一致して、説明に便利多しと思はれたるならむ。尙委曲は不肖が拙著三種神器述義考證を參看せられむことを望む。

第八則 准后の史論

准后の史論は、本邦支那印度の史實を對照して異同を辯じ、公平なる論斷を下されたり。其の卓見は眞に空前といふべし。今假に其の目を擧ぐ。

- 一 國體論
- 二 國號論
- 三 皇統論
- 四 天地開闢論
- 五 人壽長短論
- 六 東夷西蕃論
- 七 唯一神道論
- 八 君臣誓約論
- 九 攝政關白論
- 一〇 源氏戒飭論

- 一一 院政反對論
- 一二 保元平治失政論
- 一三 平清盛論
- 一四 後鳥羽院即位論
- 一五 三種神器論
- 一六 源義仲論
- 一七 承久討幕論
- 一八 源賴朝論
- 一九 北條泰時論
- 二〇 嵯峨天皇論
- 二一 後宇多天皇論
- 二二 足利尊氏論
- 二三 建武中興論
- 二四 南北朝論
- 二五 後醍醐天皇論

第九則 皇位正閏論

准後の皇位正閏論は、全篇中に歴々たれど、左に若干の證を示す。

日本は神國なり。天祖始めて基を開き、日の神長く統を傳へ給ふ。我が國のみこの事あり。異朝には此の類なし。此の故に神國といふなり。(發端)

唯我が國のみ天地開けし始より、今の世の今日に至るまで、日嗣を受け給ふ事邪ならず。一種姓の中におきても、自傍より傳へ給ひしすら、猶正に歸る道ありてぞたもちましくける。これしかしながら、神明の御誓あらたにして、餘國に異なるべきいはれなり。(神代)

抑々神道の事はたやすく顯はさずといふ事あれど、根元を知らざれば、みだりがはしき端とも成りぬべし。その弊を救はむために聊か勅し侍り。神代より正理にて受け傳ふる謂を宣へむ事を志して常にきこゆることは載せず。然れば神皇正統記とや名づけ侍るべき。

昔皇祖天照大神、天孫にみここのりせしに、寶祚之隆當_下與_三天壤_二無_レ窮_一とあり。天地も昔にかはらず。日月も光を改めず、況や三種の神器世に現在し給へり。窮あるべからざるはわが國を傳ふる寶祚なり。仰ぎて貴み奉るべきは、日嗣を受け給ふ皇になんおはします。(神代)

俗も舊都には、戊寅の年の冬改元して曆應とぞいひける。芳野の宮は、本の延元の號なれば、國々も思ひく_レの年號なり。唐土にはかゝる例多けれど、この國には例なし。されど四とせにもなりぬるにや。大日本島根は本よりの皇都なり。内侍所神器も芳野におはしましたせば、いづくか都にあらざるべき。(後醍醐天皇)

昔仲尼は獲麟に筆を絶つとあれば、爰にて留まりたくはあれど、神皇正統のよこしまなるまじき理を申し述べて、素意の末を顯はさまほしくて、強ひて記しつけ侍る。兼て時をも悟らしめ給ひけるにや、朝の夜より親王_○義_良を左大臣の第へ移し奉られて、三種の神器を傳へ申さる。後の號をば、仰の

まゝに、後醍醐の天皇と申す。(後醍醐天皇)

この君聖運まし／＼しかば、百七十餘年中絶えにし一統の天下を知らせ給ひて御目の前にて日嗣を定めさせ給ひぬ。功もなく徳もなき盗人世に起りて、四させあまりが程宸襟を憐し御世をすぐさせ給ひぬれば、御怨念の末空しく侍りなむや。今の御門又天照大神より以来の正統を受けまし／＼ぬれば、この御光に争ひ奉るものやあるべき。中々かくて靜まるべき時の運ぞぞ覺え侍る。(同上)

秋八月中の五日讓をうけて、天日嗣をつたへおはします。(後村上天皇)

第十則 國 號 論

准后が開卷第一に、特筆大書せられたるは何ぞ。曰はく、

大日本は神國なり。天祖始めて基を開き、日の神長く統を傳へ給ふ。我國のみ此の事あり。異朝には此の類なし。此の故に神國といふなり。

と論斷せられたるは、千古不磨の金言たり。神國の稱は夙に神功皇后の御時より見ゆ、尋いで歴代の史冊に散見したれど、斯のごとく堂々たる標出は未だあらざりしなり。是然しながら今の世の今日に至るまで、萬世一系の皇統連綿として渝らず。金甌無缺の國體は彌々尊嚴にして皇運の隆昌實に天壤と與に窮まりなきは、誠に畏くも亦尊き極みにぞありける。而して准后は更に「豊葦原の千五百秋の瑞穂の國」を神代よりの國名にして、我が大御國の根本の名なりとし、又「大八洲國」又「耶麻士」又「大日本豊秋津洲」を擧げて、我が邦の總名と

なりしを論じ、又漢字にて「大日本」とも「大倭」とも書く事を掲げて、其の義を釋し、又其の旁例をも擧げ給へり。かくて又「秋津洲」の意義を釋し、尙且「細戈干足國」クハシホコチタルノクニ「磯輪上秀眞國」シホワガミノホツマクニ「玉垣の内國」タマガキウチツクニ及「扶桑國」フサウクニの傳をも論せられたるは、皆人の知る所なるべし。さて國號を論じて、後印度支那の開闢説より、その治亂興亡を敘し、尙又國王の由來を述べて、遂に我が神國の萬世一系の皇統の連綿たるは、一に神明の御誓にして、餘國に異なる所以の結論を以て神皇正統記を著はす理由を明言せられたる抱負の偉大なるを、見識の卓拔たることは實に絶後の宣言と謂ふべし。

第十一則 准后の國語論

准后は博學洽聞の餘、又深く言語文字の學に就いて論せられたるは、驚歎せざるを得ず。今其の二三の例を擧げて證すべし。第一は「耶麻止」の意義を釋するに、弘仁私記の序に據りて、「山跡」ヤマトなりと説き、又延喜開題記に據りて「山戸」ヤマド即ち、山に留まるの義といはれたり。是の説は本居宣長翁の「ヤマツボ」の約言説の起るまでは世に用ゐられし所なり。不肖亦一己の考説なきにあらねど、辯明の機會にあらざれば、姑く措いて言はず。

次は神武天皇の御名につきて云はく、

神日本天余彦と申すは神代よりのやまりことばなり。神武は中古となりて唐の詞によりて定め奉る御名なり。

と述べ、又尊と命との別を別ちていはく、

又天神の代より至りて尊きを尊と云ひ、その次を命といふ。人の代となりては天皇とも號し奉る。臣下にも朝臣、宿禰、臣などといふ號出來にけり。神武の御時より始まれる事なり。上古には尊とも命とも兼ねて稱しけりと見えたり。世下りて天皇を尊と申す事も見えず。臣を命といふ事もなし、古語の耳なれずなれる故にや。

と結論せられたる解説の當否は姑く措きて、言語の上にまで留意して論辯せられたる精緻の觀察は、後人の及ばざる所なるべし。

又上古祭事は即ち政事なりし事を説かれたるは、皇極天皇の條に見わたるが、

上古は神と皇と一にましくしかば、祭をつかさどるは即ち政をとれる也。政の字の訓にてもしるべし。

と云はれたるは簡にして要を得たるもの、専門語學者をして後に墮若たらしむるものあるにあらずや。

さて又、漢字の上に就きても、其の説なきにあらず。孝靈天皇の條に九夷を論せられて云はく。

日本は九夷のその一なるべし。異國にはこの國を東夷とす。この國よりは又かの國をも西蕃といへる

がごとし。四海といふは東夷、南蠻、西羌、北狄なり。南は蛇の種なれば虫を從へ、西は羊のみ牧ふなれば羊を從へ、北は犬の種なれば犬を從へたり。たゞ東は仁ありて壽長し。よりて大弓の字を從ふといへり。

又「明」の字を析しては、

天にある物日月より明なるはなし、仍りて文字を制するにも日月を明とすといへり。

以上の二説は説文解字の注文に據れば、誤なきにあらねど、兎にも角にも漢字造字の起原に論及せられたるを、當時文字學の發達せざる時に比すれば、准後の頭腦の明晰なるは、決して凡人の及ぶ所にあらずといふべし。

第十二則 准後の帝王學

准后天資の忠節と博洽の學識とを以て、夙に世良親王の師傅となり、又出でては將となり、入りて相として、遂に賀名生に薨せらるゝまで、能く畢生の忠誠を盡されたるのみならず、空前の大著神皇正統記を撰述して幼主に訓誡せられたる中に、帝王の學を説きて、後鑑を遺されたることは、古今無比の功績なりといふべし。今其の要領を掲ぐれば、たゞひ皇統を受け給へる天子なりとも、祖神の御心を御心として國家を治め、内外古今大小一切の學問に依り、正直を以て萬民を率ゐ給へといふにあり。今之を證せむに、嵯峨天皇の條に、儒教諸宗の教

義を論じたる後、

但君としては、いづれの宗をも大概しるしめし、捨てられざらむ事ぞ、國家攘夷の御計なるべき。○中國の主ともなり、輔政の人ともなりなば諸教を捨てず、機を漏さずして、得益の廣からむことを思ひ給ふべきなり。且は儒道の二教、乃至諸の道、賤しき藝までも、おこし用ゐるを聖代と云ふべきなり。○略かくのごとく様々なる道を用ゐて、民の愁をやすめ、各争なからしめむことを本とすべし。民の賦斂を厚くして、自の心をほしきまゝにする事は、亂世亂國の基なり。わが國は王種のかはる事になげれども、政亂れぬれば、曆數も久しからず、繼體も違ふためし所々に記し侍りぬ。○中抑、民を導くにつきて諸道諸藝皆要極なり。○中この御門○嵯誠に顯密の兩宗に歸し給ひしのみならず、儒學も明に文章も巧に書藝も勝れ給へりし。

と見ね、又光孝天皇の條に、

我が國は神國なれば天照大神の御はからひにまかせられたるにや、されどその中に御誤もあれば曆數も久しからず。又終には正路に歸れども、一旦も沈ませ給ふ例もあり。是は皆自らなさせ給ふ御科也。冥助の空しきにはあらず。佛も衆生を導きつくし神も萬姓をすなほならしめむとこそし給へど、衆生の果報しなぐに、うる所の性同じからず。十善の戒力にて天子とはなり給へども、代々の御行跡善惡又まぢくなり。かゝれば本を本として、正に歸り、元を元として邪を捨てられむ事ぞ、祖神の御心には叶はせ給ふべき。

と見わたるは誠に篤論といふべきなり。又醍醐天皇の條に規して云はく、

この君十四にてうけつぎ給ひて攝政もなく御自から政を知らせましくける。猶幼年の故にや。左相の譏にも迷はせ給ひけむ。才も賢も一失はあるべきにこそ。その趣經書に見えたり。されば、曾子

は我日三省吾躬といふ。季文子は三思ともいふ。聖徳の譽ましまさむにつけても、いよいよ慎みますべき事なり。

と見ね、又後嵯峨院の條に於ては、

天日嗣は御讓に任せ、正統に歸らせ給ふにとりて用意あるべき事の侍るなり。神は人を安くするを本誓とす天下の萬民は皆神物なり、君は尊くましますと、一人を樂しましめ、萬民を苦しむる事は、天も許さず、神もさいはひせぬいはれなれば、政の可否に隨ひて、御運の通塞あるべしとぞ覺え侍る。

と誠めて、更に後醍醐天皇の御事を記しては、

後宇多の御門こそゆゑしき稽古の君にましくしに、その御跡をばよくつぎ申させ給へり。剩へ諸の道を好みしらせ給ふ事、ありがたき程の御事なりけむかし。佛法にも御志深く、むねと眞言を習はせ給ふ。○中又諸宗をも捨て給はず。本朝異朝禪門の僧徒までも内にめしてとぶらはせ給ひき。すべて、和漢の道を兼ね明かなる御事は、中比よりの代には、こえさせましくけるにや。

と見わたるなどに就きて、准后が進獻せる帝王學の精神は、之を明治中興の始、元田東野先生の經筵講進録に對照して、其の揆一なるを知るべし。

第十三則 准后の臣道論

准后の臣道を論するや、まづ我が邦臣道の根本義より立論し、其の例として、太古天孫降臨の際、五部の神を附けて下し給へるを論じて云はく、

天照大神、高皇產靈尊相計りて皇孫を下し給ふ。八百萬の神勅を承りて御供に仕ら奉る。諸神の上首三

十二神ありて、その中に五部の神と云ふは、天兒屋命中臣天太玉命、忌部天鈿女命、殺女石凝姥命、鏡作命、玉屋命玉作命なり。この中にも、中臣忌部の二神は、むねと神勅をうけて皇孫を扶け守り給ふ。

といふを擧げ、さて應神天皇の條に八幡大神の御託宣を述べられたる中に、

誠に君に仕へ、神につかへ、國を治め人を教へむ事もかゝるべしとぞ覺え侍る。少しの事も心にゆるす所あれば、大に誤る本となる。周易に霜を履んで堅氷に至るといふ事を、孔子釋して宣はく、積善の家には餘慶あり。積不善の家には餘殃あり。君を殺すことも一朝一夕の故にあらずといへり。毫釐も君をゆるがせにする心を萌すものは、必ず亂臣となる。芥蒂も親をおろそかにする形あるものは、果して賊子となる。この故に古の聖人、道は須臾も離るべからず。離るべきは道にあらずと説けり。但その末を學びて源を明めざれば、事に臨みて覺えざる誤あり。その源といふは心に一物をもたくはへざるをいふ。然も虚無の中に留まるべからず。天地あり君親あり。善惡の報影響のごとし。己が欲をすて、人を利するを先として、境々に對する事、鏡の物を照すがごとく、明々として迷はざらむを誠の正道といふべきにや。代下れりとして自ら賤しむべからず。天地の始めは今日を始めとする理あり。然のみならず、君も臣も神を去ること遠からず。常に冥の知見をかへりみ、神の本誓をさとりて、正に居せむことを志して、邪なからむ事を思ふべし。

と論じ、さて平治の亂に義朝が、父爲義の首を斬りしを論じて、

義朝重代の兵たりし上、保元の勳功すてられ難く侍りしに、父の首を斬らせられし事、大なる科なり。古今にもきかず、和漢にも例なし。勳功に申し替ふるとも、自から退くとも、などか父を申し助くる道なかるべき。名行かけはてにければ、いかでか終にその身を全くすべき。滅びぬる事は天の理なり。凡かゝる事は、その身の科はさる事にて、朝家の御誤なり。よく／＼案あるべかりける事にこそ○中略

保元平治より以來、天下亂れて武用さかりに、王位輕くなりぬ。いまだ太平の世にかへらざるは、名行の破れそめしによれる事とぞ見えたる。

と慨歎せられたるを始め、賴朝論、泰時論、承久論より、後醍醐天皇の條に臣道を論せられたる大論文中に、

凡そ王土に孕まれて忠を致し命をすつるは人臣の道なり。云々
より更に進みて、

さきに記し侍りしごとく、堅き氷は霜を履むより到る習なれば、亂臣賊子といふ者はその始心詞を慎まざるより出でくるなり。云々

とひひ遂に、

事にふれて君を落し奉り、身を高くする輩のみ多くなれり。ありし世の東國の風儀もかはりはてぬ。公家の古き姿もなし。いかになりぬる世にかと、歎き侍る輩もありと聞えし。

と結ぶに至りては深く准後の胸中を察すべきにあらずや。

但准後は、猶藤原氏が天兒屋命の子孫たる中臣氏より出でたるを本とし、之を推して輔政の重臣とすることゝ宥したること所所に散見するは、蓋し門閥譜第を尙ぶ當時にありては、止むを得ざる事なるべし。尙源氏戒飭の條參看すべし。

第十四則 源氏戒飭論

准后は村上天皇の第七皇子具平親王の裔孫として其の家を北白といひ、又中院と稱し、従一位準大臣に至り、准三后に昇られたるは、實に希代の例なるべし。而も、公は尊大の振舞なく、極力あらゆる源氏を戒飭せられたるは、洵に准後の准后たる所以を見るべきなり。其の論の要を擧ぐれば、村上天皇の條に、

親王の中に具平親王六條の宮と申す。中務卿に任じ給ひき。前の兼明親賢才文藝の方、代々の御跡を能く相つぎ申し給ひけり。○中昔より源氏多かりしかどもこの御末のみぞ今に至るまで大臣以上に至りて相つぎ侍る。○中かくて代々の間、姓を賜ひし人、百十餘人もやありけむ。然れども、他流の源氏大臣以上に至りて二代と相續する人今まで聞えぬこそいかなる故ならむと覺東なけれ。○中皇胤の貴種より出でぬる人、蔭をたのみいと才なきもなく、剩へ人におごり、物に慢する心もあるべきにや。人臣の禮に違ふ事ありぬべし。寛平の御記に、そのはし見に侍りしなり。後をも能く鑑みさせ給ひけるにこそ。皇胤は誠に他に異なるべき事なれど、我が國は神代よりの誓にて、君は天照大神の御末國をたもち、臣は天兒屋の御流君を輔け奉るべき器となれり。源氏は新にいでたる人臣なり。徳もなく功もなく、高官に昇りて人に驕らば、二神の御とがめありぬべき事ぞかし。○中この親王○具平ぞ、誠に才も高く徳もおはしけるにや。その子師房姓を賜りて、人臣に列せられし、才藝古に恥ぢず、名望世に聞えあり。十七歳にて納言に任じ、數十年の間、朝廷の故實に練じ、大臣大將に昇り、懸車の節までつかうまつらる。○中それよりこのかた和漢の稽古をむねとし、報國の忠節をさきとする誠あるによりてや。この一流のみ終えずして、十餘代に及べり。その中にも行迹疑はしく貞節疎なる類は、自ら衰へて跡なきもあり。向後といふとも、慎み思ひ給ふべき事なり。大方天皇の御事を記し奉る中に、藤原の起は所々に申し侍りぬ。源の流も久しくなりぬる上に、正路をふむべき一はしを心ざして

記し侍るなり。君も村上の御流一通りにて、十七代にならしめ給ふ。下もこの末の源氏こそ相傳はりたれば、只この徳勝れ給ひける故に、餘慶あるかそこそ仰き申し侍れ。

此の論旨の謙遜の中に自から自信の厚き所あるを見るべきなり。

第十五則、准后理想の治世

准后が建武中興、王政復古の政治は一に天祖の神勅に本づき、其の政體は古大寶の制のごとくせむの理想にたはせしがごとし。後醍醐天皇の條に、

凡そ政道さいふ事は所々に記し侍れど、正直慈悲を本として決斷の力あるべきなり。これ天照大神の明なる御教なり。決斷さいふにありて、あまたの道あり。一にはその人を選びて官に任ず。官に其の人ある時は垂拱してまします。されば本朝にも異朝にもこれを治世の本とす。二には國郡を私にせず、分つ所必ずその理のままにす。三には功あるをば必ず賞し、罪あるをば必ず罰す。これ善を勧め惡を懲す道なり。これに一も違ふを亂政といへり。

と前提して、諄々其の利害得失を實例に就いて詳論せられたるは、實に空前の卓論なり。されど憾らくは、公の理想は理想に止まりて、亂臣の爲に阻害せられて、實現することを得ざりしことは、惜みても餘りありといふべし。只強ひて云はゞ、准后は中古以來不出世の英才にして、識學兼ね備はり給ひしかど、當時の狀況能く此の理想を達せしむる輔佐のなかりしことなり。近世の論者、建武中興の方針は、王朝の古に復すにありて、神武天皇の昔の姿に復すになか

りし故に終らざりしなりと非難すれど、不肖は尙他に大なる原因あるべしと信ずる所あれど、紙幅限あれば、そは別に云ふべし。

第十六則 准后の武功

准后は文官を以て出身し、五朝に歴事し、朝野の重望を負はれしが、後に常陸に至り小田城に依り、退いて關城を保たるゝに及び、前後六年官軍甚振はず、援を結城親朝に乞へども、遂に聽かずして賊軍に降りしかば、城を棄て、吉野に歸らるゝや、楠正儀の歸順を請ふあり。廷議決せざるを以て、准后獻策頗る力め給ひしかど南風競はず。其の關城に於て連年勤王の義兵を以て大敵の重圍に抗し、大義を僻遠の境に唱へしのみならず、其の子顯家、顯信節に死し、顯能は伊勢國司の祖として世々先志を墜さず、曾孫滿雅義兵を起して成らずして死し、其の族春日顯時顯國亦節に死せるがごとき、其の忠烈一門に聚りたるもの豈准后が教化の致せるものならざらむや。准后の風を聞くもの頑夫も廉に、懦夫も立つものあるべし。

第十七則 准后の文勲

准后は神皇正統記を始め、東家祕傳元元集廿一社記及職原抄などの撰述ありて

今日に存すれば、其の文勲の赫々たる今更に蛇足を添ふるの要なきに似たり。されど、又思へば、准后の國家に貢獻せられたる偉勲は、本より神皇正統記一部に據りて明々白々なれど、尙漢文の才に於ては彼の有名なる「關城書」は諸葛孔明の前後出師表に比すとも決して遜色なしといふべし。准后のごときは實に文武兼備の英雄と稱すべきなり。今聊か神皇正統記撰述に就きて異聞を擧ぐれば、昔時新井白石先生は菅原道真公が類聚國史を撰まれたるを評して、

菅公ノ相業ハナモヒヤラレ候事ニ候ツネノ存ジナシ候キ。天下ノ大政ニ御志ナク候公ニハイカデコレホドノ事ヲ撰述可レ有レ之候ハムヤ。

と評せられたることあり。されど准后が一卷の皇代記を本として此の大部の書を兵馬倥偬の際に物せられしには、日と同じうして論すべきにあらじ。又准后が延元四年の秋一旦撰述の後、五年を経て、更に修治を加へて、舛訛を正されし由、今は宮内省御物とされる伊勢八神主の古寫本の卷末なる准后自筆の跋文に明なれば、之を掲げて神皇正統記が全く准后の撰述なる事を明さむ。

此記者去延元四年秋爲レ示ニ或童蒙ニ所レ馳ニ老筆ニ也。旅宿之間、不レ吝ニ一卷之文書ニ、纒尋ニ得最略皇代記ニ任ニ彼篇目ニ、粗勅ニ子細ニ了。其後不レ能ニ再見ニ。已及ニ五稔ニ。不レ圖有ニ展轉書寫輩ニ云々。驚川披ニ見之ニ處、錯亂兩端。癸未秋七月、聊加ニ修治ニ以レ此可レ爲レ本。以前披覽之人、莫ニ嘲弄ニ矣。

と見たり。癸未の秋は、興國四年なるが、之に據れば、當時已に轉寫して世に行はれしを知るに足らむ。是洵に准後の誠忠、人を感動せしめしに由れるなるべし。後世、源義公、同じく水戸に起りて、大日本史を撰述せらるゝや、准後の遺旨に本いて南朝を正統とし、楠公の碑を湊川に建て、大義名分を天下に明にせられしは、蓋し准後の冥助に依れるものならむか。神皇正統記の原本の成れる興國四年より五百九十二年の後なる

大正十四年四月

草莽の微臣 佐藤仁之助謹記

新注神皇正統記目次

一	神國	一	一五	天岩窟	一七	三二	孝靈天皇	三五
二	國號	一	一六	八岐大蛇	一九	三三	孝元天皇	三七
三	印度開闢說	四	一七	大國主神	二〇	三四	開化天皇	三七
四	支那開闢說	八	一八	天忍穗耳尊 十種神寶	二〇	三五	崇神天皇	三七
五	皇統	九	一九	三種神器論	二二	三六	垂仁天皇	三八
六	大日本天地開闢	一〇	二〇	高千穂穗 綱峰降臨	二二	三七	景行天皇	三九
七	伊弉諾尊	一一	二一	彥火火出見尊	二六	三八	成務天皇	四二
八	伊弉冉尊	一二	二二	支那三才說	二八	三九	仲哀天皇	四二
九	大八洲國	一三	二三	彦波瀲武鸕鷀 草葺不合尊	二九	四〇	神功皇后	四三
一〇	君主	一四	二四	寶祚無窮	三〇	四一	應神天皇	四五
一一	天益人	一五	二五	神武天皇	三一	四二	八幡宮	四五
一二	御禊	一五	二六	綏靖天皇	三四	四三	八幡麿	四七
一三	天照大御神	一五	二七	安寧天皇	三四	四四	三教神道	四九
一四	素戔嗚尊	一六	二八	懿德天皇	三五	四五	仁德天皇	五〇
			二九	孝昭天皇	三五	四六	履中天皇	五二
			三〇	孝安天皇	三五	四七	反正天皇	五二
			三一			四八	允恭天皇	五二

四九	安康天皇	五三	六六	推古天皇	六三	八三	中興の祖	七〇
五〇	雄略天皇	五三	六七	皇太子攝政	六三	八四	天武天皇	七〇
五一	豐受大神宮	五三	六八	佛教興隆	六三	八五	壬申の變	七〇
五二	清寧天皇	五五	六九	憲法十七條	六四	八六	朝禮制定	七一
五三	顯宗天皇	五五	七〇	遣隋大使	六四	八七	持統天皇	七一
五四	仁賢天皇	五六	七一	舒明天皇	六五	八八	太上天皇	七二
五五	武烈天皇	五六	七二	皇極天皇	六五	八九	文武天皇	七二
五六	繼體天皇	五八	七三	入鹿誅伐	六六	九〇	大寶律令	七二
五七	中興の祖宗	五九	七四	中臣氏	六六	九一	藤氏四門	七三
五八	安閑天皇	五九	七五	祭政一致	六七	九二	山科寺	七三
五九	宣化天皇	五九	七六	孝德天皇	六七	九三	元明天皇	七四
六〇	欽明天皇	六〇	七七	八省百官	六八	九四	平城奠都	七四
六一	佛教傳來	六〇	七八	齊明天皇	六八	九五	元正天皇	七四
六二	敏達天皇	六一	七九	重祚先例	六八	九六	聖武天皇	七四
六三	厩戶皇子	六一	八〇	三韓屬唐	六九	九七	東大寺創立	七五
六四	用明天皇	六二	八一	天智天皇	六九	九八	藤原廣繼	七五
六五	崇峻天皇	六二	八二	藤原朝臣	六九	九九	伊勢神宮行幸	七五

一〇〇	長屋王誅罰	七六	一一七	天台眞言兩宗弘布	八五	一三四	藤原氏勃興	九七
一〇一	陸奥國貢金	七六	一一八	傳教大師	八五	一三五	伴大納言	九九
一〇二	天皇出家の始	七六	一一九	弘法大師	八六	一三六	在位帝法號	九九
一〇三	孝謙天皇	七六	一二〇	本朝七宗	八七	一三七	男山八幡	一〇〇
一〇四	淳仁天皇	七七	一二一	華嚴三論兩宗	八九	一三八	陽成天皇	一〇〇
一〇五	稱徳天皇	七七	一二二	俱舍成實兩宗	九〇	一三九	光孝天皇	一〇一
一〇六	惠美押勝	七七	一二三	南北律宗	九〇	一四〇	關白の始	一〇二
一〇七	道鏡禪師	七八	一二四	禪宗	九〇	一四一	皇位繼承法	一〇二
一〇八	和氣清麿	八〇	一二五	帝王學	九一	一四二	藤氏攝籙	一〇四
一〇九	光仁天皇	八〇	一二六	嵯峨山離宮	九四	一四三	宇多天皇	一〇四
一一〇	桓武天皇	八一	一二七	淳和天皇	九五	一四四	宇多源氏	一〇五
一一一	平安奠都	八二	一二八	後太上天皇	九五	一四五	賀茂臨時祭始	一〇五
一一二	傳教弘法兩師入唐	八二	一二九	仁明天皇	九五	一四六	仁和寺傳法	一〇五
一一三	坂上田村丸	八三	一三〇	律令撰定	九六	一四七	弘法二流	一〇六
一一四	平城天皇	八四	一三一	文德天皇	九六	一四八	無爲御政	一〇七
一一五	嵯峨天皇	八四	一三二	清和天皇	九六	一四九	醍醐天皇	一〇七
一一六	格式撰定	八五	一三三	人臣攝政の始	九七	一五〇	萬機内覽	一〇八

一五一	菅公左選	一〇八
一五二	聖賢の一失	一〇九
一五三	天下泰平	一〇九
一五四	朱雀天皇	一一〇
一五五	將門の亂	一一〇
一五六	純友の亂	一一一
一五七	村上天皇	一一一
一五八	延喜天曆二代	一一二
一五九	天德内裏炎上	一一二
一六〇	村上源氏	一一三
一六一	嵯峨源氏	一一三
一六二	平氏、在原氏	一一三
一六三	弘仁以後源氏	一一四
一六四	人臣の禮	一一五
一六五	冷泉院	一一七
一六六	中古先賢の義	一一七
一六七	圓融院	一一八
一六八	花山院	一一八
一六九	一條院	一二九
一七〇	執政出家の始	一二九
一七一	前官攝關の始	一二九
一七二	内覽の宣旨	一二九
一七三	人才輩出	一二〇
一七四	三條院	一二〇
一七五	後一條院	一二一
一七六	<small>小一條院。民部卿の女の悪黨</small>	一二一
一七七	後朱雀院	一二二
一七八	御政の跡歇止	一二二
一七九	神鏡炎上	一二二
一八〇	後冷泉院	一二二
一八一	<small>陸奥十二年戦争</small>	一二三
一八二	後三條院	一二四
一八三	記録所	一二四
一八四	白河院	一二五
一八五	御願寺	一二五
一八六	諸國重任	一二五
一八七	院中政治	一二六
一八八	院宣應御下文	一二七
一八九	城南離宮	一二七
一九〇	院中の禮	一二七
一九一	堀河院	一二八
一九二	<small>管絃部曲舞御傳</small>	一二八
一九三	鳥羽院	一二八
一九四	<small>新院、雪見御幸</small>	一二八
一九五	強裝束	一二九
一九六	崇徳院	一二九
一九七	南宋	一二九
一九八	讚岐播遷	一三〇
一九九	近衛院	一三〇
二〇〇	後白河院	一三〇
二〇一	保元の變	一三〇

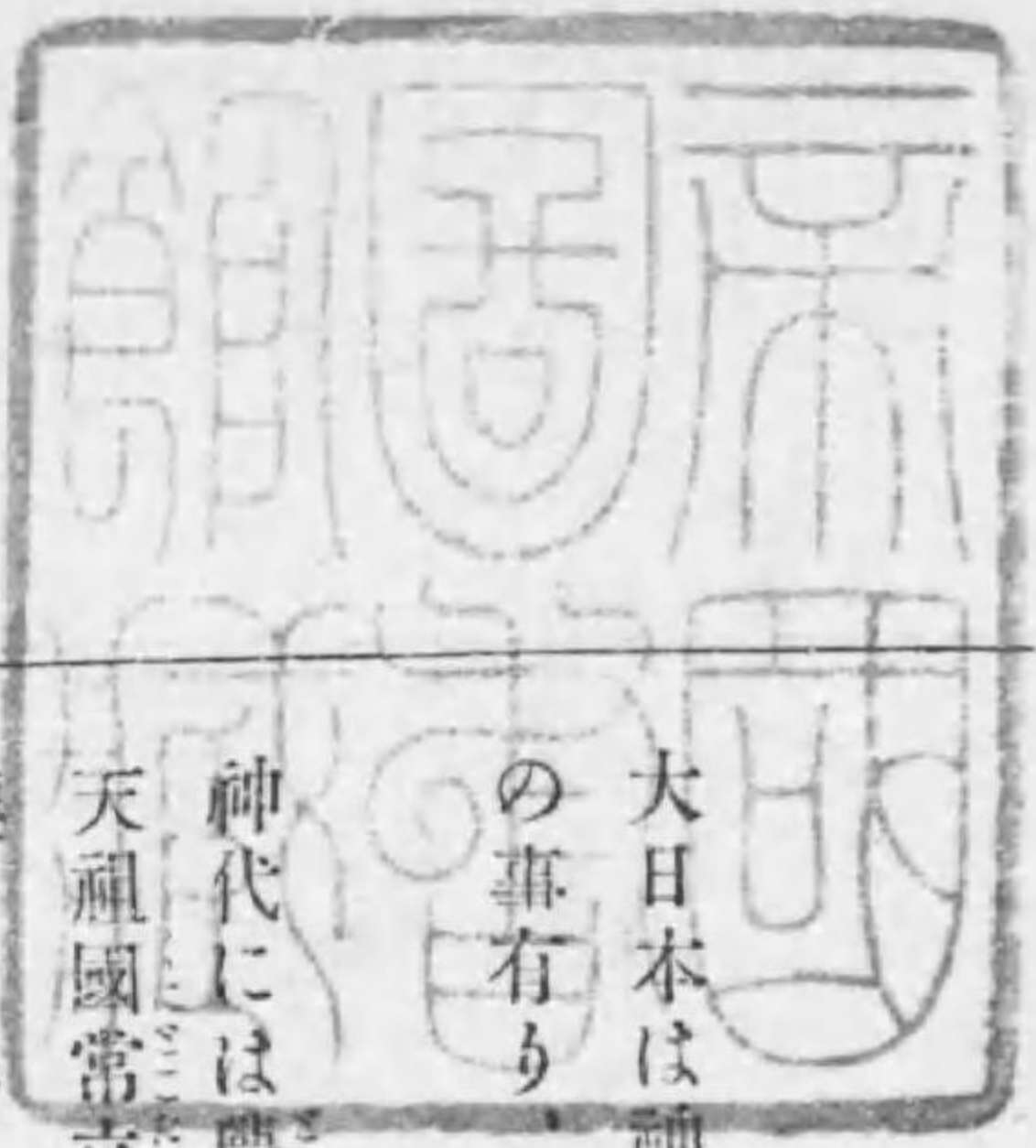
二〇二	源爲義	一三二
二〇三	<small>少納言通憲法師</small>	一三二
二〇四	大内裏復古	一三三
二〇五	争亂相踵	一三三
二〇六	二條院	一三三
二〇七	平治の亂	一三三
二〇八	名行の破始	一三五
二〇九	平清盛恣權	一三六
二一〇	六條院	一三六
二一一	高倉院	一三六
二一二	平家非分の業	一三七
二一三	源賴政舉兵	一三七
二一四	源賴朝起義兵	一三八
二一五	嚴島御幸	一三八
二一六	安德天皇	一三八
二一七	福原遷都	一三九
二一八	平氏悉滅	一三九
二一九	後鳥羽院	一三九
二二〇	<small>三種神器御勅座</small>	一四〇
二二一	源義仲入京	一四二
二二二	守護地頭	一四三
二二三	鎌倉幕府開府	一四三
二二四	東大寺再興	一四三
二二五	賴朝上洛	一四四
二二六	隱岐播遷	一四四
二二七	土御門院	一四四
二二八	順徳院	一四五
二二九	源實朝	一四五
二三〇	北條氏執權	一四五
二三一	賴經將軍	一四五
二三二	佐渡播遷	一四六
二三三	仲恭天皇	一四六
二三四	承久の亂	一四六
二三五	承久の軍論	一四七
二三六	後堀河院	一四八
二三七	入道親王	一四八
二三八	四條院	一四九
二三九	藤原道家執政	一四九
二四〇	後嵯峨院	一五〇
二四一	泰時の論	一五一
二四二	<small>後嵯峨院繼體の主</small>	一五三
二四三	後深草院	一五三
二四四	龜山院	一五四
二四五	後宇多院	一五四
二四六	元寇	一五五
二四七	稽古の君	一五五
二四八	伏見院	一五九
二四九	兩統迭立	一五九
二五〇	後伏見院	一六〇
二五一	後二條院	一六〇
二五二	花園院	一六〇

二五三	後醍醐天皇	一六一	二七〇	天子の政道	一七〇	二八七	獲麟	一八七
二五四	天子灌頂	一六二	二七一	人臣の道	一七八	二八八	第九十六代天皇	一八八
二五五	諸宗兼學	一六三	二七二	北條時行謀叛	一八一			
二五六	記録所	一六三	二七三	高氏謀叛	一八二			
二五七	討幕密議	一六三	二七四	顯家上落	一八二			
二五八	笠置蒙塵	一六四	二七五	高氏西下	一八三			
二五九	諸國義兵	一六五	二七六	陸奥太守始任	一八三			
二六〇	源高氏	一六五	二七七	義貞西討	一八三			
二六一	兩院新帝御幸	一六六	二七八	高氏東上	一八四			
二六二	新田義貞	一六六	二七九	山門再臨幸	一八四			
二六三	鎌倉平定	一六七	二八〇	光明天皇即位	一八四			
二六四	筑紫奥羽平定	一六七	二八一	山門還幸	一八四			
二六五	天皇還幸	一六七	二八二	東宮北國行啓	一八四			
二六六	建武中興	一六八	二八三	芳野還幸	一八四			
二六七	鎮守府將軍源顯家	一六八	二八四	顯家戰死	一八五			
二六八	源直義	一六九	二八五	義貞戰死	一八六			
二六九	高氏の論	一六九	二八六	親王儲君	一八六			

目次終

新注 神皇正統記卷之一

准后源親房公撰 後學 佐藤仁之助注



一 神 國

大日本は神國なり。天祖始めて基を開き、日神長く統を傳へ給ふ。我國のみ此の事有り、異朝には其の類無し。此の故に神國といふなり。

二 國 號

神代には豊葦原の千五百秋の瑞穂の國といふ。天地開闢の始より此の名あり。天祖國常立の尊、陽神陰神に授け給ひし勅に聞えたり。天照大神、天孫の尊に譲りまししくしにも此の名あれば、根本の號なりとは知りぬべし。又は大八洲國といふ。是は陽神陰神此國を生み給ひしが、八の島なりしに依りて名づけられにけり。又は耶麻土と云ふ、是は八大洲の中國の名なり。第八に當るたび、天御虛空豊秋津根別といふ神を生み給ひし、是を大日本豊秋津島と名づく。今は四十八ヶ國に分てり。中洲たりし上に、神武天皇東征より代々の皇都なり。

▲陽神陰神—伊弉諾尊、伊弉冉尊の二神

仍りて其名を取りて、餘の七洲をもすべて耶麻土と云ふなるべし。ちゆうごし唐にも、周の國より出でたりしかば、天下を周といひ、漢の地より起りたれば、海内をやまとと名づけしが如し。耶麻土といへる詞は、山迹といふなり、昔天地分れて泥の濕いまだ乾かず、山をのみ往來して、其跡多かりければ山迹と云ふ。或は古語に居住を止と云ふ。山に居住せしによりて、山止なりともいへり。大日本とも大倭とも書く事は、此國に漢字傳りて後、國の名を書くに、字をば大日本と定めて、しかも耶麻土と讀ませたるなり。おほひやま大日靈の御國なれば其の義をもとれるか。はた日の出づる所に近ければ然いへるか。義はかゝれども、字のまゝに日の本とは讀まず、耶麻土と訓せり。我國の漢字を訓する事多くかくの如し。自ら日の本などいへるは文字によれるなり。國の名とせるにあらず。又古より大日本とも、若は大の字を加へず日本とも書けり。州の名を大日本豊秋津といふ。懿德、孝靈、孝元等の御謚皆大日本の字あり。垂仁天皇の御女大日本姫といふ。是皆大の字あり。天神饒速日の尊、天の磐船に乗り大虛をかけりて、虚空見日本みやまの國と宣ふ。神武の御名を神日本磐余彦と號し奉る。孝安を日本足、開化を稚日本とも號し、景行天皇の御子小碓の皇子を日本武の尊と名付け奉る。是は大

を加へざるなり。彼是同じくやまとと讀ませたれど、大日靈の義を取らば、おほやまとと讀みても叶ふべきか。其後漢土より字書を傳へける時、倭と書きて此の國の名に用ゐたるを、即領納して、又この字を耶麻土と訓じて、日本の如くに大を加へても、又除きても同じ訓に通用しけり。漢土より倭と名づけたる事は、昔此の國の人初めて彼土に至れりしに、汝が國の名をばいかゞ云ふと問ひければ、我國はと云ふを聞きて、即倭と名付たりと見ゆ。漢書に樂浪の彼土の東北に樂浪郡あり。海中に倭人有り、百餘國を分てりと云へり。若し前漢の時既に通じけるか。一書には秦の代よりすでに通ふとも見ゆ。下に記せり。後漢書に大倭王は、耶麻堆に居すと見わたり。耶麻土はやまとなり。是は若し既に此の國の使人、本國の例により大倭と稱するによりてかく記せるか。神功皇后の新羅、百濟、高麗をしたがへ給ひしは、後漢のすゑさまにあたり。漢地にも通ぜられたりと見えたれば、文字も定めて傳れるか。一説には秦の時より書籍を傳ふともいふ。大倭といふ事は、異國にも領納して書傳に載せられたれば、此の國にのみほめて稱するにあらず。異朝に大漢大唐など云ふは、大なりと稱する心なり。唐書に高宗咸亨年中に、倭國の使始めて日本と號す。其の函東に在り、日の出づる所に近きをいふと載せたり。此の事我國の古記には確ならず。推古天皇の御時、唐の隋朝より使ありて書を送りしに倭皇と書く、聖德太子自筆を執りて返牒を書き給ひしには、東天皇敬白西皇帝と有り

き。彼の國よりは倭と書きたれど、返牒には日本とも倭とも載せられず。是より上代には牒ありとも見わざるなり。唐の咸亨の比は、天智の御代に當りたれば、誠に件の比より、日本と書きて送られけるにや。又此の國をば秋津洲といふ。神武天皇國の形をめぐらし望み給ひて、蜻蛉の譬喏の如く有る哉と宣ひしより、此の名ありきとぞ。然れど神代に豊秋津根と云ふ名あれば、神武に始めざるにや、此の外もあまたの名あり。細戈千足の國とも、磯輪上秀眞の國とも、玉垣の内國ともいへり。又扶桑國と云ふ名も有るか。東海の中に扶桑の木あり。日の出づる所なりと見たり。日本も東にあればよそへていへるか。此國に彼木ありと云ふ事聞ねば、確なる名にはあらざるべし。

三 印度開闢説

凡内典の説に須彌といふ山あり。此の山を廻りて七の金山あり。其の間は皆香水海なり。金山の外に四大海あり。この海中に四大洲あり。洲ごとに又二の中洲あり。南洲をば瞻部と云ふ。又閻浮提と云ふ。同。是は樹の名なり。南洲の中心に阿耨達と云ふ山あり。山の頂に池有り。阿耨達こ、には無熱と云ふ。外書に真宿といへるは即此山なり。池の傍に此樹あり。めぐり七由旬、高さ百由旬なり。一由旬とは四十里なり。六尺を一步とす。三百六十歩を一里とす。此里をもつて由旬を計るべし。此樹

▲四大洲―東弗菩提、西弗耶尼、南瞻部洲、北俱盧洲

洲の中心にありて最も高し。依て洲の名とす。阿耨達山の南は大雪山、北は葱嶺なり。葱嶺の北は胡國。雪山の南は五天竺。東北によりては震旦國。西北に當りては波斯國なり。此の瞻部洲は縦横七千由旬・里を以て算ふれば二十八萬里、東海より西海に至るまで九萬里、南海より北海に至るまで又九萬里、天竺は正中によれり、依りて瞻部の中國とす。地のめぐり又九萬里。震旦廣しといへども、五天竺にならぶれば一邊の小國なり。日本は彼の土を離れて海中にあり。南都の護命僧正、北嶺の傳教大師は中洲なりと記されたり。然らば南洲と東洲との中なる遮摩羅と云ふ洲なるべきにや。華嚴經に東北の海中に山あり。金剛山と云ふとあるは、今の倭の金剛山の事なりとぞ。さればこの國は天竺よりも震旦よりも東北の大海の中にある別洲にして神明の皇統を傳へ給へる國なり。同じ世界の中なれば、天地開闢の初は、いづくもかはるべきならぬと、三國の説各異なり。天竺の説には世の始まりを劫初と云ふ。劫に成、住、壞、空の四あり。一増一減を一小劫と云ふ。二十の増減を一中劫と云ふ。四中劫をあはせて一大劫と云ふ。光音と云ふ天衆、空中に金色の雲を起し、梵天に遍布す。即大雨を降らす。風輪の上に積りて水輪となる。増長して天上に至れり。又大風ありて沫を吹き立て、空中に擲げ置く。即大梵天の宮殿となる。そ

▲須彌一唐にて妙高と譯す、日月の廻泊する所、諸天の遊舎する所なり七寶の成る所なれば妙といひ、七金山の上に出でたり故に高といふ。高さ十六萬八千由旬あり。

の水次第に退下して、欲界の諸宮殿、乃至須彌山、四大州、鐵圍山を成す。かくて萬億の世界同時になる。是を成劫と云ふ。此萬億の世界を三千大千世界と云ふ。光音の天衆下生して次第に住す。是を住劫といふ。此の住劫の間に二十の増減あるべしとぞ。其の初めには人の身光明遠く照して飛行自在なり。歡善を以て食とす。男女の相なし。後に地より甘泉涌出す。味酥蜜のごとし。或は地味ともいふ。是をなめて味着を生ず。仍りて神通を失ひ、光明も消れて、世界大に暗くなりぬ。衆生の報然らしめければ、黒風海を吹きて日月二輪を涌出す。須彌の半腹におきて四天下を照さしむ。是より始て晝夜晦朔春秋あり。地味に耽りしより顔色かじけ衰へき。地味又うせて林藤と云ふ物あり。或は地皮ともいふ。衆生又食とす。林藤又うせて自然の稭稻有り。諸の美味を備へたり。朝にかれば夕に熟す。此の稻米を食せしにより、身に穢穢出來ぬ。此の故に始めて二道あり。男女の相各別にして、終に姪欲のわざをなす。夫婦と名づけ、舍宅を構へて共に住みき。光音の諸天後に下生する物、女人の胎中に入りて、胎生して衆生となる。其の後稭稻生せず。衆生愁へ嘆きて、各境を分ち、田種を施し植えて食とす。他人の田種をさへ奪ひ盜む者出來て互に打ち争ふ。是を決する人なかりしかば、衆共に計らひて一人の平等王を

▲十善一不殺生、不偷盜、不邪淫、不妄語、不飲酒、不食肉、不食噉、不邪見、不毀謗、不欺誑。

立つ。名づけて刹帝利と云ふ。田主と云ふ心也。其初の王を民主王と號しき。十善の正法を行ひて國を治めしかば、人民是を敬愛す。閻浮提の天下豊樂安穩にして、病患及び大寒熱ある事なし。壽命も極めて久しく無量歳なりき。民主の子孫相續して久しく君たりしが、漸く正法も衰へしより壽命も減じて八万四千歳に至る。身の長八丈なり。其間に王ありて、轉輪の果報を具足せり。先天より金輪寶飛び降りて王の前に現在す。王出で給ふ事あれば、此の輪轉じて行く。諸の小王皆迎へて拜す。敢て違ふ者なし。即四大洲に主たり。又象馬珠玉女居士主兵等の寶あり。此の七寶成就するを金輪王と名づく。次に銀銅鐵の轉輪王あり。福力の不同によりて果報も次第に劣れるなり。壽量も百年に一年を減じ、身の長も同じく一尺を減じてけり。百二十歳に當れりし時、釋迦佛出で給ふ。或は百歳ふ。是より先に三佛出給ひき。十歳に至らむころほひに小三災と云ふ事有るべし。人種殆ど盡きて唯一万人を餘す。其の人善を行ひて、又壽命も増し、果報も進みて、二万歳に至らん時、鐵輪王出で南一洲を領すべし。四万歳の時、銅輪王出で東南二洲を領す。六万歳の時、銀輪王出で東西南三洲を領し、八万四千歳の時、金輪王出で四天下を統領す。其の報上にいへるがごとし。彼の時又減に向ひて彌勒佛出

で給ふべし。八萬歳の時とも云ふ此の後十八ケの増減有るべし。かくて大火災と云ふ事起りて、色界の初禪梵天まで焼けぬ。三千大千世界同時に滅盡する是を壞劫といふ。かくて世界虚空黒雲の如くなる是を空劫と云ふ。かくのごとくする事七ケの大劫を経て、大水災あり。此度は第二禪まで壞す。七々の火災、七々の水災を経て、大風災ありて、第三禪まで壞す。是を大の三災といふなり。第四禪以上には内外の過患ある事なし。此の四禪の中に五天あり。四は凡夫の住所、一は淨居天とて證果の聖者の住所なり。此の淨居を過ぎて摩醯首羅天王マヒシュラの宮殿有り。大白在天シキカ。色界の最頂に居して大千世界を統領す。其の天の廣さ彼の世界に亘れり。下天も廣狭に不同あり。初禪の梵宮は一四天下の廣さなり。此の上に無色界の天有り。又四地を分てりといへり。是等の天は小大の災に逢はずといへども、業力に際限ありて、報盡きなば退没すべしと見わたり。

四 支那開闢説

震旦は殊に書契を事とする國なれど、世界建立をいへる事慥ならず。儒書には伏犧氏といふ王よりあなたをばいはず。但異書の説に渾沌未分の形天地人の始をいへるは、神代の起に相似たり。或は又盤古といふ王あり。目は日月と成り、

▲異書の説―三五
層和曰、天地混沌如雞子。盤古生其中。一萬八千歲。

天地開闢陽精爲天陰濁爲地盤古在二其中。一日九變神二於天一聖二於地。一、天日高一丈地日厚一丈。盤古日長一丈。如レ此萬八千歲。天數極高地數極深。盤古極長。後乃有三皇。

▲五天竺―東西南北及中天竺

髮は草木と成れりといへる事もあり。それより下つかた天皇 地皇 人皇 五龍等の諸の氏打續きて多くの王あり。其の間數萬歳を経たりと云ふ。我朝の始めは天神の種を受けて世界を建立する姿は、天竺の説に似たる方もあるにや。されども是は天祖より以來繼體違はずして唯一種まします事、天竺にもその類なし。彼の國の初の民主王も衆の爲に選び立てられしより相續せり。又世くだりては、その種姓も多く亡ぼされて、勢力あれば下劣の種も國主と成り、剩へ五天竺を統領する族も有りき。震旦又殊更みだりがはじき國なり。昔世すなほに道正しかりし時も、賢を選びて授くる事ありしにより、一種を定むる事なし。亂世になるまゝに力を以て國を争ふ。かゝれば民間より出でて位に居たるも有り。戎狄より起りて國を奪へるもあり。或は累世の臣として其の君をしのぎ、終に讓を得たるも有り。伏犧氏の後、天子の氏姓を替へたる事既に三十六、亂の甚しき云ふに足らざるものをや。

五 皇 統

唯我國のみ天地開けし始より今の世の今日に至るまで、日嗣を受け給ふ事邪ならず。一種姓の中にあきても、自傍より傳へ給ひしすら、猶正に歸る道ありて

ぞたもちまじくける。これしかしながら神明の御誓あらたにして、餘國に異なるべきいはれなり。抑、神道の事はたやすく顯さずと云ふ事あれど、根元を知らざればみだりがはのき端とも成ぬべし。その弊を救はんために聊か勸し侍り。神代まり正理にて受け傳ふる謂を宣べん事を志して、常にきこゆる事は載せず、然れば神皇正統記とや名づけ侍るべき。

六 大日本天地開闢

夫天地未分れざりし時、渾沌として圓れること雞子の如くくゞもりて芽をふくめりき。これ陰陽の元初未分の一氣なり。その氣始めて分れて清く明らかなるはたなびきて天となり、重く濁れるはつゞきて地となる。その中より一物出でたり、狀葦芽の如し。即化して神となりぬ。國の常立の尊と申す。又は天の御中主の神とも號し奉る。此の神に木火土金水の五行の徳まします。先水徳の神に顯れ給ふを國狹槌の尊と云ふ。次に火徳の神を豊樹淳の尊と云ふ。天の道獨なす。故に純男にてまします。純男といへども其相ありとも定めがたし。次に木徳の神を湼土煮の尊、沙土煮の尊と云ふ。次に金徳の神を大戸之道の尊、大苦邊の尊と云ふ。次に土徳の神を面足の尊、惶根の尊と云ふ。天地の道相交りて各陰陽の形あり。然れどその振舞

▲國常立尊—此神と天御中主神と同神なりと云ひ、五行の徳ありといふは正説にあらず。

なじといへり。此の諸神實には國常立の一神にましますなるべし。五行の徳各神と生れ給ふ、是を六代とも數ふるなり。二世三世の次第を立つべきにはあらざるにや。

七 伊弉諾尊

八 伊弉冉尊

次に化生し給へる神を伊弉諾の尊、伊弉冉の尊と申す。是は正しく陰陽の二に分れて造化の元となり給ふ。上の五行は猶ひとつゝの徳なり。此の五徳を合せて万物を生ずる始めとす。こゝに天祖國常立の尊、伊弉諾伊弉冉の二神に勅して宣はく、豊葦原の千五百秋の瑞穂の地あり、汝往きてしらすべしとて、即ち天の瓊矛を授け給ふ。此の矛、又は天の逆矛とも、二神此矛を授かりて、天の浮橋の上になつゝすみて、矛をさし下してかき探り給ひしかば、滄海のみ有りき。その矛の鋒より滴り落つる潮こりて一の島となる。是を磯取慮島と云ふ。この名に付きて秘説あり。神代梵語に通へるか。その所も明かに知る人なし。大日本の國寶山なりと云ふ。口傳あり。二神この島に降り居て、即國の中の柱をたて、八尋の殿を化作で共に住み給ふ。さて陰陽和合して夫婦の道あり。この矛は傳へて天孫

▲龍田神—延喜式に、大和國平群郡龍田座天御柱國御柱神社二座と見えたり。

從へ天降り給へりとも云ふ。又垂仁天皇の御宇に、大倭姫の皇女、天照大神の御教のまゝに國々を巡り、伊勢の國に宮所を求め給ひし時、大田命と云ふ神參りあひて、五十鈴の河上に寶物を守り置ける處を示し申し、に、彼の天逆矛五十の金鈴天宮の圓形ありき。大倭姫命悦びて、その所を定めて神宮を立てらる。寶物は五十鈴の宮の酒殿に納められきとも云ふ。又瀧祭の神と申すは龍神なり。その神あづかりて地中に納めたりとも云ふ。一には大倭の龍田神は、この瀧祭と同體にます。此の神の預り給へるなり。仍て天柱國柱といふ御名ありとも云ふ。昔磯取廬島に持ち下り給ひし事は明かなり。世に傳ふと云ふ事はおぼつかなし。天孫の從へ給ふならば、神代より三種の神器のごとく傳へ給ふべし。さし離れて五十鈴の河上に有りけんもおぼつかなし。但天孫も玉矛はみづからしたがへ給ふと云ふ事みわたり。古語拾遺の然れども大汝の神の奉らるゝ國を平げし矛もあれば、いづれといふ事を知りがたし。寶山に留りて不動のこることなりけむ事や正説なるべからむ。龍田も寶山近き所なれば、龍神を天柱國柱といへるも深祕の心あるべきにや。凡神書にさきんゝの異説あり。日本紀、舊事本紀、古語拾遺等に載せざらん事は、木學の輩偏に信用し難かるべし。彼の

書の中猶一決せざる事多し。況や異書にわきては正とすべからざる歟。

九 大八洲國

▲速依別—古事記に建依別とあり。
▲速日別—諸本畫日別に作る、今類從本に従ふ。

▲あまたの島—大八島の外に、吉備の兒島、小豆島、大島、女島、知訶の島、兩兒島等の島々を生み給ひしなり。

かくて此二神相計らひて八の島を生み給ふ。先淡路の洲を生みます。淡道の穂之狭別と云ふ。次に伊與の二名の洲を生みます。一身に四面あり。一を愛上比賣と云ふ。是は伊與なり。二を飯依比古と云ふ。是は讃岐なり。三を大宜都比賣といふ。是は阿波なり。四を速依別といふ。これは土佐なり。次に筑紫の洲を生みます。又一身に四面あり。一を白日別といふ。是は筑紫なり。後に筑前、筑後と云ふ。二を豊日別と云ふ。是は豊國なり。後に豊前、豊後と云ふ。三を速日別といふ。是は肥の國なり。後に肥前、肥後といふ。四を豊久士比泥別と云ふ。これは日向なり。後に日向、大隅、薩摩と云ふ。筑紫、豊國、肥國、日向などいへにはあらざるか。次に壹岐の洲を生みます。天比登都柱といふ。次に對馬の洲を生みます。天の狭手依比賣と云ふ。次に隱岐の洲を生みます。天忍許呂別と云ふ。次に佐渡の洲を生みます。建日別と云ふ。次に大日本豊秋津洲を生みます。天御虚空豊秋根別と云ふ。總て是を大八洲と云ふなり。この外あまたの島を生み給ふ。後に海山の神、木のねや、草のねやまで悉く生みまじてけり。何れも神にませ

ば、生み給へる神の淵をも山をも作り給へるか。はた洲山を生み給ふに神のあらはれましけるか。神世のわざなれば誠に測り難し。

一〇 君 主

二神又計らひての給はく、われ既に大八洲國及び山川草木を生めり。如何ぞ天の下の君たるものを生まざらむやとて、先づ日神を生みます。此の御子光り麗しくして國の内にてりとほる。二神悦びて、天に送りあげて、天上の事を授け給ふ。此の時天地相去る事遠からず、天の御柱を以てあげ給ふ。是を大日靈尊と申す。靈の字は靈と通すべきなり、陰氣を靈と云ふともいへり。又は天照大神とも申す。女神にてましますなり。次に月神を生みます。其光日につげり。天にのぼせて夜の政を授け給ふ。次に蛭子を生みます。三とせになるまで脚たゝす。天の磐櫂樟船いばくすねふねにのせて、風のまに／＼放ち捨つ。次に素戔嗚尊すさのをのを生みます。勇みたけく不忍いりりにして父母の御心に叶はず。根の國にいねこの宣ふ。此の三柱は、男神にましますに依りて、一女三男と申すなり。總てあらゆる神、皆二神の所生にまします。國の主たるべしとて生み給ひしかば、殊更に此の四神を申し傳へけるにこそ。

一一 天 益 人

其の後火の神軻かぐつち俱突智くつちを生みまし、時、陰神やかれて神退給ひにき。陽神恨み怒りて火の神を三段に切る。其の三段各神となる、血のしたたりを、いで神となれり。經津主ふつぬしの神、齊主の神とも申す。今の機取の神。健甕槌たけみかづちの神、武雷の神とも申す。今の鹿島の神。の祖なり。陽神猶したひて黄泉まではしましてさま／＼の誓ありき。陰神うらみて、此の國の人を一日に千頭ちかしらころすべしとのたまひければ、陽神は千五百頭ちいほかしらを生すべしとのたまひけり。仍りて百姓をば天益人あめのたまひひととも云ふ。死するものよりも、生まるゝもの多きなり。

一二 御 禊

陽神かへり給ひて、日向ひむかの小戸をどの橋たかはしの穩原あはきはらと云ふ所にて御禊みそぎし給ふ。この時あまたの神化生し給へり。日月神もことにて生まれ給ふと云ふ説あり。伊弉諾いさなのの尊、神功既に終りにければ、天上にのぼり天神に報命かへりこと申して、即天に留まり給ひけること。或説に伊弉諾伊弉冉は梵語なり。伊舍那天伊舍那后いせなてんいせなごなりともいふ。

一三 天照大御神

地神第一代大日靈尊ひるみのの、これを天照大神あまてらすおほかみと申す。又日神ひのかみとも皇祖とも申すなり。

▲機取の神—延喜式、下總國香取郡香取神宮。
▲鹿島の神—延喜式、常陸國鹿島郡鹿島神宮。

▲地神—天照大神を地神に敷へ奉るは當らず。

この神生まれ給ふ事三の説あり。一には伊弉諾伊弉冉の尊相計らひて、天下の主を生まざらむやとて、先づ日神を生み、次に月神、次に蛭子、次に素戔嗚尊を生み給ふといへり。又は伊弉諾の尊、左の御手に白銅の鏡を取りて、大日靈の尊を化生し、右の御手に取りて月弓の尊を生じ、御首を回らし顧み給ひし間に、素戔嗚の尊を生むともいへり。又は伊弉諾尊日向の小戸の川にてみそぎし給ひし時、左の御眼を洗ひて天照大神を生じ、右の御眼を洗ひて月讀の神を生じ、御鼻を洗ひて素戔嗚の尊を生じ給ふともいふ。日月神の御名も三あり。化生の所も三有れば、凡慮計り難し。又たはします所も、一には高天の原と云ひ、二には日の少宮と云ひ、三にはわが日本國これなり。八咫の御鏡を執らせましまして、われを見るが如くにせよと勅し給ひける事、和光の御誓も顯はれて、殊更に深き道有るべければ、三所に勝劣の義をば存すべからざるものなり。

一四 素戔嗚鳥尊

爰に素戔嗚鳥尊、父母二神にやはられて、根の國に至り給ふべかりしが、天上に詣でて姉の尊に見え奉りて、ひたぶるにいなむと申し給ひければ、許しつこの給ふ。仍りて天上にのぼります。大海とゞろき山岳なり向むき。この神の性た

▲四柱の男神一
穗日命、二天津彦根命、三活津彦根命、四熊野櫛樟根命。

▲さまぐの科一
神放、溝埋、種放、重播、串刺、逆剥、深戸等の罪。

けきが然らしむるになん、天照大神驚きましまして、兵の備をして待ち給ふ。彼の尊黒き心なき由を答へ給ふ。さらば誓約をなして、清きか黒きかを知るべし。誓約の御中に女を生ませば黒き心なるべし。男を生ませば清き心ならむとて、素戔嗚鳥尊の奉られける八坂瓊の玉を取り給ひしかば、その玉に感じて男神化生し給ふ。素戔嗚鳥尊悦びて、まさやあれかちぬとの給ひけるによりて、御名を正哉吾勝々速日天の忍穗耳の尊と申す。これは古語拾遺の説。又の説には、素戔嗚鳥の尊天照大神の御頸に懸け給へる御統の瓊玉をこひ取りて、天の眞名井にふりすゞぎ。是をかみ給ひしかば、先吾勝尊生れます。その後猶四柱の男神生れ給ふ。物ざねはわが物なればわが子なりとて、天照大神の御子になし給ふといへり。これは日本紀の説なり。この吾勝尊をば大神めぐしとたばして、常に御脇もとにする給ひしかば、腋子と云ふ。今の世に幼き子をわか子と云ふは僻事なり。

一五 天 石 窟

かくて素戔嗚鳥尊猶天上にまじけるが、さまぐの科を犯し給ひき。天照大神怒りて天の石窟に籠り給ふ。國の中どこやみになりて晝夜の辨なかりき。もろもろの神たち愁へ歎き給ふ。その時諸神の上首にて高皇産靈の尊と云ふ神まこま

▲日前の神—延喜式に紀伊國名草那日前神社と見えたり
▲次に鑄給へる鏡—八咫鏡なり

しき。昔天御中主の尊、三柱の御子たはします。長を高皇産靈と申す。次をば神皇産靈、次を津速産靈といふと見えたり。陰陽二神こそ始めて諸神を生じ給ひしに、直に天御中主の御子といふ事たばつかなし。この三柱を天御中主の御子と云ふ事は、日本紀にはみえず、古語拾遺の説なり。この神、天のやすかはの邊にして、八百萬の神を集へて相議し給ふ。其御子に思兼と云ふ神のたばかりにより、石凝姥と云ふ神をして、日神の御形の鏡を鑄せしむ。その始め鑄たりし鏡、諸神の心にあはず。これは紀伊國日前的神にます。次に鑄給へる鏡うるはしうまし／＼ければ、諸神悦び崇め給ふ。初めは皇居にまし／＼き。今は伊勢五天の明玉の神をして八坂瓊の玉を作らしめ、天の日鷲の神をして青幣白幣を作らしめ、手置帆負、彦狹知の二神をして大崎小峽の材を切りて瑞の殿を作らしむ。この外くさく、その物既に備りしかば、天の香山の五百箇の眞賢木を根こじにこじて、上枝には八坂瓊の玉を取り懸け、中枝には八咫の鏡を取り懸け、下枝には青和幣白和幣を取り懸け、天の太玉の命高皇産靈の神の子なり。をして捧げ持たしむ。天の兒屋の命津速産靈の子、或孫とも言ふ。をして祈禱らしむ。天の鈿目の命眞辟の命葛をかづらにしひかけ蘿葛を手纏にし、竹の葉おけのき餼木たぐさの葉を手草にして、着鐸の矛を持ちて、石窟の前にして、俳優して、相共にうたひまふ。又庭燎を明にして、

常世の長なほ鳥とり集へて互ひに長鳴せしむ。これは皆神樂の起りなり。天照大神聞食して、我はここの比石窟に隠れ居り、葦原の中津國はここやみならん。如何ぞ天の鈿目の命かくるらぐやとねぼして、御手を以て細目にあけてみ給ふ。時に天手力雄の命といふ神思兼の子磐戸の脇に立ち給ひしが、その戸をひきあけて新殿に移し奉る。中臣の神天兒屋命忌部の神天太玉命しりくめなはを日本紀には瑞田之繩と書けり。註には左繩とかく。是日影之象なりと云ふ。引きめぐらして、な歸りましそと申す。上天始めて晴てもろ／＼ごもに相見る。面みな明かに白し。手をのべて歌ひ舞ひて、あはれ。天の明なるなり。あなもしろ、古語に甚切なるをみなあなと云ふ、面白は竹の葉もろ／＼のおもてあきらかにしるきなり。あなたのし。あなさやけ。竹の葉の聲。あけ。木の名なり。そのはをふるこゑなり。天鈿目の持ち給へる手草なり。

一六 八岐大蛇

かくて罪を素盞鳥の尊によせて、おほするに千座の置戸を以てし、首髪手足の爪を抜きて贖はしめ、其の罪をはらひて神逐にやらはれき。彼の尊天より降りて、出雲の簾の川上と云ふ所にいたり給ふ。其所に一の翁と姥とあり。一の少女をすゑて、かきなでつゝ泣きけり。素盞鳥尊誰をこ問ひ給ふ。われはこれ國神なり。脚摩乳手摩乳と云ふ。この少女はわが子なり。奇稻田姫といふ。さきに八

▲千座の置戸—罪を被はむが爲に出す物を載する臺。
▲簾の川上—和名抄に大原郡斐伊と見えたり。

▲熱田の社—延喜式尾張國愛智郡熱田神社。
▲清—出雲風土記大原郡須賀山云々、同郡に須我社。
▲大己貴神—古事記には素盞烏尊の六世孫とせり。

▲出雲の大社—延喜式に出雲國出雲郡杵築大社。

▲三輪の神—延喜式に大和國城上郡大神大物主神社。

箇の少女あり。年毎に八岐の大蛇の爲に吞れき。今この少女又吞まれなむとす
と申しければ、尊我にくれんやとの給ふ。勅のまゝに奉ると申しければ、この
少女を湯津のつま櫛に取なし、みづらにさし、八醞の酒を八の槽にもりて待ち
給ふに、はたしてかの大蛇來れり。頭各一槽に入れて吞み酔ひて眠りけるを、
尊はかせる十握の劍を抜きて寸々に切りつ。尾に至りて劍の刃すこしかけぬ。
割きてみ給へば一の劍あり。その上に雲氣ありければ、天の叢雲の劍と名づく。
日本武尊に至り改めて草薙の劍と云ふ。それより熱田の神にます。これ奇しき劍なり。われ何ぞあへて私におけらんやと
宣ひて、天照大神に奉り上られにけり。

一七 大國主神

その後出雲の清の地に至り、宮をたて、稻田姫と住み給ふ。大己貴の神大汝とも
を生まじめて、素戔盞の尊は竟に根の國に出でまじぬ。大汝神この國に留りて、
今の出雲の大
神にます。天下を経營し、葦原の地を領し給ひけり、仍りてこれを大國主の神と
も大物主とも申す。その幸魂奇魂は大倭の三輪の神にます。

一八 天忍穗耳尊 十種神寶

第二代正哉吾勝々速日天忍穗耳の尊、高皇產靈尊の女栲幡千千姫の命にあひて、
饒速日の尊、瓊々杵の尊を生まじめ給ふ。吾勝の尊葦原の中洲に下りますべか
りしを、御子生まれ給ひしかば、かれを下すべしと申し給ひて、天上に留りま
す。饒速日の尊を下し給ひし時、外祖高產靈の尊、十種の瑞寶を授け給ふ。瀛
津鏡一、邊津鏡一、八握劍一、生玉一、死反玉一、足玉一、道反玉一、蛇比禮
一、蜂比禮一、品物比禮一是なり。此の尊早く神さり給ひにけり。凡國の主
とては下し給はざりしにや。吾勝の尊下り給ふべかりし時は、天照大神三種の
神器を傳へ給ふ。後に又瓊々杵の尊にも授けまじしに、饒速日の尊はこれを得
給はず。然れば日嗣の神にはまじまきぬなるべし。この事舊事本紀の説なり。天照大神吾
勝の尊は天上に留り給へど、地神の第一二にかぞへ奉る。その始め天下の主た
るべしとて生まれ給ひし故にや。

一九 皇孫

第三代天津彦々火の瓊々杵の尊、天孫とも皇孫とも申す。皇祖天照大神、高皇
產靈の尊いつきめぐみまじくして、葦原の中洲の主となして天降し給はんごす。
爰にその國の邪神あれてたやすく下し給ふ事難かりければ、天稚彦と云ふ神を
下して見給ひしに、大汝の神の女下照姫にとりて返り事申さず。三歳になり

▲都波八重事代主
 神—慶安本都波の
 二字なし。葛木の
 鴨—延喜式に大和
 國葛上郡鴨都波八
 重事代主命神社二
 座。
 ▲諏訪の神—延喜
 式に信濃國諏訪郡
 南方刀美神社二
 座。

ぬ。仍りて名なし雉を遣はしてみせられしを、天稚彦射殺しつ。その矢天上にのぼりて大神の御前にあり。血にぬれたりければ、怪め給ひて投げ下されしに、天稚彦新嘗してふせりける胸に當りて死ぬ。世に反し矢を忌むはこの故なり。更に又下さるべき神を選ばれし時、經津主の命機取の神にます。武甕槌の神鹿島の神にます。勅を受けて下りましけり。出雲國に至り、はかせる劍をぬきて地につきたてその上に居て、大汝の神に大神の勅を告げ知らしむ。その子都波八重事代主の神今葛木の鴨相共に隨ひ申しぬ。次の子健御名方刀美の神。今の諏訪の神にます。隨はずして逃げ給ひしを、諏訪の湖まで追ひて攻められしかば、又隨ひぬ。かくて諸々の惡神をば罪なへ、まつろへるをばほめて、天上に昇りて返事申し給ふ。大物主の神大汝の神は、この國給ふとみゆ。この大物主は、さきに云ふ所の三輪の神にますなるべし。事代主の神、相共に八十萬の神を引きゐて天にまらぶ。大神ことにはめ給ひき。宜しく八十萬の神を領して皇孫を守りまつれとて、まづ返し下し給ひけり。

二〇 三種神器論

その後天照大神、高産靈尊相計りて皇孫を下し給ふ。八百萬の神勅を承りて御供に仕う奉る。諸神の上首三十二神あり。その中に五部の神と云ふは、天兒屋

命中臣の祖。天太玉命忌部の祖。天鈿女命瓊女の祖。石凝姥命鏡作の祖。玉屋命玉作の祖なり。この中にも中臣忌部の二神は、むねこの神勅をうけて皇孫を扶け守り給ふ。又三種の神寶を授けまします。先づ豫め皇孫に勅して宜く。葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是吾子孫可_レ王之地也、宜_ニ爾皇孫就而治_一焉行矣。寶祚之隆當_ニ與_一天壤無_レ窮者矣。又大神御手に寶鏡を持ち給ひ、皇孫に授けて祝て、吾兒視_ニ此寶鏡_一當_レ猶_レ視_レ吾、可_ニ與_一同_レ床共_レ殿以爲_ニ齋鏡_一と宣ふ。八坂瓊の曲玉、天の叢雲の劍を加へて三種とす。又この鏡の如くに分明なるをもちて天下に照臨し給へ。八坂瓊のひろがれるが如く、曲妙を以て天下をしろしめせ。神劍を提げてまつろはする不順ものを平げ給へ、と勅まじしけるごぞ。この國の神靈として皇統一種たゞしくまします事、誠にこれ等の勅にみえたり。三種の神器世に傳ふ事、日月星の天に在るに同じ。鏡は日の體なり。玉は月の精なり。劍は星の氣なり。深き習ひあるべきにや。抑かの寶鏡は、さきに記し侍る石凝姥命の作り給へりし八咫の御鏡、八咫に口八咫にも口傳あり。玉は八坂瓊の曲玉、玉屋命天明玉と云ふ。作り給へるなり。劍は素盞鳥尊の得給ひて、大神に奉られし叢雲の劍なり。この三種につきたる神勅は、まさしく國を手持ちますべき道なるべし。鏡は一物をたくはへず。私の心なくし

▲宗廟—伊勢神宮を申す。神宮をば支那の例にならひて宗廟と申すは非なり。

▲日月云々—此の説誤れり。

▲内外典—内典は佛書、外典は儒書。

て、萬象を照すに是非善惡の姿あらはれずと云ふ事なし。その姿に従ひて感應するを徳とす。これ正直の本源なり。玉は柔和善順を徳とす。慈悲の本源なり。劔は剛利決斷を徳とす。智恵の本源なり。この三徳を翁せ受けずしては天下の治まらんこと誠に難かるべし。神勅明にして、詞約かにむね廣し。剩へ神器にあらはし給へり。いと忝なき事にや。中にも鏡を本とし、宗廟の正體とあふがれ給ふ。鏡は明を形とせり。心性明かなれば、慈悲決斷はその中にあり。又まさしく御影をうつし給ひしかば、深き御心を留め給ひけんかし。天にある物日月より明なるはなし。仍りて文字を制するにも、日月を明とすといへり。わが神大日の靈にましますれば、明徳を以て照臨し給ふ事、陰陽におきてはかりがたし。冥顯につきて頼みあり。君も臣も神明の光胤を受け、或はまさしく勅を受けし神達の苗裔なり。たれかこれを仰ぎ奉らざるべき。この理をさとりその道に違はずは、内外典の學問も爰に極まるべきにこそ。されどこの道の弘まるべき事は、内外典流布の力なりと云つべし。魚をうる事は網の一目によるなれど、衆目の力なければ、これを得る事難きがごとし。應神天皇の御代より儒書を弘められ、聖德太子の御時より釋教を盛にし給ひし、これみな權化の神聖にまします

せば、天照大神の御心を受けて、わが國の道を弘め深くし給ふなるべし。

二二 高千穂穗觸峰降臨

かくてこの瓊々杵の尊天降りまじしに、猿田彦と云ふ神參りあひき。これちまたの神なり。照り耀きて目を合する神なかりしに、天の鈿目の神行きあひぬ。皇孫いづくにか至りましますべきと問ひしかば、筑紫の日向の高千穂の穗觸の峰にましますべし、われは伊勢の五十鈴の河上に至るべしと申す。かの神の申しのまじしに、穗觸の峰に天降りて、鎮り給ふべき所を求められしに、事勝國勝と云ふ神これも伊勢の神なり。參りて、わが居たる吾田の長狹の御崎なん宜しかるべしと申しければ、その所に住せ給ひけり。爰に山の神大山祇の二の女あり、姊を磐長姫と云ふ。これは磐石の神なり。妹を木花開耶姫と云ふ。これは花木の神なり。二人をめし見給ふ。姊は形醜かりければ返しつ。妹を留め給ひしに、磐長姫恨み怒りて、我をもめさましかば、世の人は命ながくて磐石の如くあらまし、只妹をめしたれば、生めらん子は木の花の如くに散り落ちなんと、詛けるによりて、人の命みじかくなれりぞ。木花開耶姫めされて一夜にはらみぬ。天孫あやしめ給ひければ腹立ちて無戸室を作り籠り居て、みづから火をはなちしに、三人の御子生れ給ふ。焰の起りけ

る時生れますを、火闌降の命と云ふ。火の熾なりしに生れますを、火明の命といふ。後に生れますを、火々出見の尊と申す。此の三人の御子をば、火もやかず、母の神もそこなはれ給はず。父の神悦びまじくけり。此の尊天下を治め給ふ事三十萬八千五百三十三年といへり。是よりさき天上に留ります神達の御事は、年序はかり難きにや。天地分れしより以來の事、幾年を経たりと云ふ事見わたる文なし。抑天竺の説に人壽無量なりしが、八萬四千歳になり、それより百年に一年を減じて、百二十歳の時、或は百歳釋迦佛出で給ふといへる。此の佛の出世は、鷓鴣草葺不合の尊の末さまの事なれば、神武天皇元年辛酉、佛滅の後二百九十年にあたる。これより上へかぞふべき百年に一年を増して是をはかるに、此の瓊々杵尊の初めつ方は、迦葉と云ふ佛の出で給ひける時にや當り侍らん。人壽二萬歳の時この佛は出で給ひけりぞぞ。

二二 彦火火出見尊

第四代彦火々出見の尊と申す。御兄火闌降の命海の幸ます、此の尊は山の幸まじけり。試に相換へ給ひしに、各其の幸なかりき。弟の尊の弓箭に兄の釣釣をかへ給へりしを、弓箭をば返しつ。弟の尊釣を魚にくはれて失ひ給ひけるを、

あながちにせめ給ひしに、せむすべなくて海邊にさまよひ給ひき。鹽土の翁此神のこと。參りあひて、憐み申して謀ごとをめぐらして、海神綿積の命小童さもの所書けりに送りつ。其の女を豊玉姫と云ふ。天神の御孫にめで奉りて、父の神に告げて留め申しつ。遂に其の女にあひ住み給ふ。三とせばかりありて、故郷をおぼす御氣色ありければ、其の女父にいひあはせて歸し奉る。大小のうろくづを集へて問ひけるに、口女と云ふ魚病ありとて見えず。しひて召し出づれば其の口腫れたり。是をさぐりしに、失にし釣をさぐりいづ。一には赤女とも云ふ。又此の魚はなよしと云ふさみえたり。海神いましめて、口女今より釣くふな、又天孫の饌にまゐるなどなん云ひ含めける。又海神干珠満珠を奉りて、兄をしたがへ給ふべきかたちを教へ申しけり。さて故郷に歸りまして、釣をば返しつ。満珠を出だしてねぎ給へば、潮満ち來て兄溺られぬ。惱まされて俳優の民とやらんと誓ひ給ひしかば、干珠をもちて潮をじりぞけ給ひき。是より天日嗣を傳へまじくけり。海中にて豊玉姫を給ひしが、産期に至らば、海邊に産屋を作りて待ち給へと申しき。果して其の妹玉依姫をひきゐて海邊に行きあひぬ。屋を作りて鷓鴣の羽にふかれしが、ふきもあへず御子生まれ給ふによりて、鷓鴣草葺不合の尊と申す。又産屋をうぶや

▲九十二年—慶安
本九十三年に作
る、今花山院本白
山本等の諸本に従
ふ。

▲廣雅以下五十五
年慶安本なし。

▲懿德にあたる—
懿德天皇三十二
年。

と云ふ事も、この羽をふきける故なりとぞ。さても産の時見給ふなど契り申し、を、のぞきて見まじければ龍になりぬ。恥ぢ怨みて我に恥みせ給はずは、海陸をして相通はしへだつる事なからまじとて、御子を捨て置きて海中へかへりぬ。後に御子のきらくしくましますことを聞きて、あはれみあがめて妹の玉依姫を奉りて、養ひまつらせけるとぞ。此の尊天下を治め給ふ事六十三萬七千八百九十二年といへり。

二三 支那三才説

震旦の世の始をいへるに、萬物混然として相離れず、是を混沌といふ。其の後軽く清き物は天となり、重く濁れる物は地となり、中和の氣は人となる、是を三才と云ふ。是までは我國の始まりをいへるにかはらざるなり。其の始めの君盤古氏、天下を治むる事一萬八千年、天皇地皇人皇などいふ王相續して、九十一代一百八萬二千七百六十年、さきにあはすれば一百十萬七百六十年、是一説なり。實に廣雅といふ書には、開闢より獲麟に至るまで、二百七十六萬歳とも云ふ。獲麟とは孔子の在世魯哀公の時なり。日本の懿德にあたる。しからは盤古のはじめは、この尊の御世の末つ方に當るべきにや。

二四 彦波瀲武鸕鷀草薹不合尊

▲七十七萬—慶安
類從二本七十萬に
作る。

▲四百一年—類從
本四百三十一年に
作り、白山本四百
三十二年に作る、
今花山院本慶安本
に従ふ。

第五代彦波瀲武鸕鷀草薹不合の尊と申す。御母豐玉姫の名づけ申しける御名なり。御姨玉依姫に嫁ぎて四柱の御子生まじめ給ふ。彦五瀬の命、稻飯の命、三毛入野の命、神日本磐余彦の尊と申す。磐余彦の尊を太子にたて、天日嗣をなん續がしめまじくける。此の神の御代七十七萬餘年の程にや、唐の三皇の初め伏羲と云ふ王あり。次に神農氏、軒轅氏、三代合せて五萬八千四百四十二年。一説には一萬六千八百二十七年、然らば此の尊の八十萬餘の年にあたるなり。親經中納言新古今集の序を書くに、伏羲皇徳の基して四十萬年といへり。いづれの説によれるにか。覺束なき事なり。其の後に少昊氏、顓頊氏、高辛氏、陶唐氏、堯な有虞氏と云ふ五帝あり。合せて四百一年。其の次に夏殷周の三代あり。夏には十七主四百三十二年。殷には三十主六百二十九年。周の世となりて第四代の主を昭王と云ひき。其の二十六年甲寅の年までは、周おこりて一百二十年、この年は蒼不合の尊の八十三萬五千六百六十七年に當れり。今年天竺に釋迦佛出生まします。同じき八十三萬五千七百五十三年に、佛御年八十にて入滅し給ひけり。唐には昭王の子穆王の五十三年壬申に當れり。其の後二百八十九年ありて、庚申に當る年、此の神隠れさせまじくつ。すべて天下を治め給ふ事八十三萬六千四十三年といへり。

▲三代は西州の宮にて一瓊々杵尊は吾田の長屋笠狭の宮に、火々出見尊葦不合尊は日向の高千穂の宮にましましき。

是より上つかたを地神五代とは申すなり。二代は天上に留まり給ふ。三代は西州の宮にて多くの年を送りまします。神代の事なれば行迹たしかならず。葦不合の尊八十三萬餘年まじしに、其の御子磐余彦の尊の御世より、俄に人皇の代となりて、曆數も短くなりける事、疑ふ人も有るべきにや。されば神道の事おしてはかりがたし。誠に磐長姫詛ひけるまゝ、壽命も短くなりしかば、神の振舞にもかはり、頓て人の代となりぬるにや。天竺の説の如く、次第ありて減じたりとは見えず。又百王ましますべしと申すめり。十々の百にはあらざるべし。窮なきを百といへり。百官百姓など云ふにてしるべきなり。

二五 寶祚無窮

昔皇祖天照大神、天孫の尊にみことのりせしに、あまつひつぎのさかえまむことあめつらとまはりたるべし寶祚之隆當與天壤無窮下とあり、天地も昔にかはらず、日月も光を改めず、況や三種の神器、世に現在し給へり。窮あるべからざるは、わが國を傳ふる寶祚なり。仰ぎて貴み奉るべきは、日嗣をうけ給ふ皇すべらきになんねはします。

新注 神皇正統記卷之二

二六 神武天皇

▲後に神武と名づけ奉る—日本紀私記に、神武等諡名者、淡海三船奉レ尊選とあり。
▲申す是なり—青蓮院本申すなりに作る。

人皇第一代神日本磐余彦かむやまといはれひこの天皇と申す。後に神武と名づけ奉る。地神鷓鴣草葦不合尊第四の子。御母玉依姫。海神小童わたつみのの第二の女なり。伊弉諾尊には六世、大日靈の尊には五世の天孫にまします。神日本磐余彦と申すは、神代よりのやまごことばなり。神武は中古となりて唐の詞によりて定め奉る御名なり。又この御代より、代ごとに宮所を移されしかば、其の所を名づけて御名と申す。この天皇をば橿原かしはらの宮と申すこれなり。又天神の代より至りて尊きを尊と云ひ、その次を命みことといふ。人の代となりては、天皇とも號し奉る。臣下にも朝臣あそみ、宿禰すくね、臣などといふ號出來にけり。神武の御時より始れる事なり。上古には尊とも命とも兼ねて稱しけりと見たり。世下りては天皇を尊と申す事も見えず。臣を命といふ事もなし。古語の耳なれずなれる故にや。この天皇御年十五にて太子に立ち五十一にて父の神にかはりて、皇位に御かしめ給ふ。今年辛酉の歲なり。

▲宮崎宮—日向國宮崎郡。
▲花山院本青蓮院本武津之身の尊の下、又は鴨武津の尊とも云ふの十一半あり。

筑紫日向の宮崎の宮にたはしましけるが、兄の神達及び皇子群臣に勅して東征の事あり。この大八洲は皆これ王地なり。神代幽昧なりしによりて、西偏の國にして多くの年序を送られけるにこそ。天皇舟楫をとのへ、甲兵を集めて、大日本洲に向ひ給ふ。道のついでに國々を平げ、大倭に入りまさんとせしに、その國に天の神饒速日ニギハヤヒの尊の御末宇麻志間見ウマシマミの命といふ神有り。外舅を長髓彦ナガスネヒコと云ふ。天神の御子兩種有らんやとて、軍を起して防ぎ奉る。其軍強くして皇軍しばし利を失ふ。又邪神毒氣を吐きしかば士卒皆病み臥せりき。爰に天照大神、健甕槌タケカサヅチの神を召して、葦原の中津州さわぐ音す。汝行きて平げよとみことのりしたまふ。健甕槌の神申し給ひけるは、昔國を平げし時の劍有り、かれを下さば自平ぎなんと申して、紀伊國名草の村に高倉下タカクラジの命と云ふ神に示して、この劍を奉りければ、天皇悦び給ひて、士卒のやみふせりけるも皆起きぬ。又神魂の命の孫武津タケツ々身シの命、大鳥となりて軍の御さきにつかうまつる。天皇ほめて八咫鳥と號し給ふ。又金色の鵄下りて、皇弓のはずに居たり。その光てりかやけり。これによりて皇軍大に勝ちぬ。宇麻志間見の命その舅のひがめる心を知りて、たばかりて殺しつ。その軍をひきゐて隨ひ申しにけり。天皇甚

▲石上—延喜式に大和國山邊郡石上坐布留御魂神社。
▲鎮魂祭—毎年十一月中寅の日。

ほめましめて、天より下れる神劍を授けて、その大勳に答ふとぞ宣はせける。この劍をば豊布津トヨフツの神と號す。初めは大和の石上にまじりき。後には常陸の鹿島の神宮にまします。かの宇麻志間見の命、又饒速日の尊天降りしとき、外祖高皇産靈の尊授け給ひし十種の瑞寶を傳へもたりけるを、天皇に獻る。天皇鎮魂の瑞寶なりしかば、その祭を始められにき。この寶をも即宇麻志間見におづけ給ひて、大和の石上に安置す。又は布留と號す。この瑞寶を一つ、呼びて、咒文してふること有るによれるなるべし。かくて天下悉く平ぎにしかば、大和國樞原に都を定めて宮作りす。その制度天上の儀のごとし、天照大神より傳へ給へる三種の神器を大殿に安置し、床を同じくします。皇宮神宮一なりしかば國々の御調物をも齋藏に納めて、官物神物のわきため無かりき。天兒屋根の命の孫天種子アメノタネの命、天太玉の命の孫天富アメノトミの命、専ら神事をつかさどる。神代の例にことならず。又靈時を鳥見山トミヤマの中に建て、天神地祇を祭らしめ給ふ。此の御代の始め辛酉の年、唐の周の世第十七代に當る君惠王の十七年なり。五十七年丁巳は、周の二十一代の君定王の三年に當れり。今年老子誕生す。これは道教の祖なり。天竺の釋迦如來入滅し給ひしより元年辛酉までは、二百九千

年になれるか。此の天皇天下を治め給ふ事七十六年、一百二十七歳たはしましま

二七 綏靖天皇

第二代綏靖天皇、これより和語の尊神武第二の御子、御母はたらい輔五十鈴姫、事代主の

神の女なり。父の天皇かくれまして、三年有りて即位し給ふ。庚辰の年なり。

やまとのかづらきたかを大倭葛城高岡の宮にまします。三十一年庚戌の歳、唐の周の二十三代の君、靈

王の二十一年なり。今年孔子誕生す。これより七十三までおはしけり。儒教を

弘めらる。この道は昔の賢王唐堯、虞舜、夏の始の禹、殷の始の湯、周のはじ

めの文王、武王、周公の國を治め民を撫で給ひし道なれば、心を正しくし身を

直くし、家を治め國ををさめて、天下に及ぼすを宗とす。さればことなる道に

はあらねども、末の世となりて、人不正になれりし故に、その道ををさめて儒

のをしへを立てらるゝなり。天皇天下を治め給ふ事三十三年、八十四歳たまま

まします。

二八 安寧天皇

第三代安寧天皇は、綏靖第二の御子、御母はい五十鈴依姫、事代主の神の少女なり。

▲片鹽浮穴の宮—
葛下郡。

▲輕の曲峽の宮—
高市郡。

▲掖上池心の宮—
葛上郡。

▲秋津島の宮—葛
上郡に。

癸丑の年即位、大倭のかたしはのうきなな片鹽浮穴の宮にまします。天下を治め給ふこと三十八年

二九 懿德天皇

第四代懿德天皇は、安寧第二の子、御母はねなそこなかつひめ淳名底中媛、事代主の神の孫なり。辛

三〇 孝昭天皇

第五代孝昭天皇は、懿德第一の子、御母はあめとよつひめ天豊津姫、息石耳命の女なり。父の

三一 孝安天皇

第六代孝安天皇は、孝昭第二の子、御母はよそたらしひめ世襲足姫、尾張の連の上祖瀛津世襲

三二 孝靈天皇

の女なり。己丑の年即位、大倭のあきつしま秋津島の宮にまします。天下を治め給ふ事一

▲黒田廬戸の宮—
城下郡。
▲四十五年乙卯—
諸本已卯に作る、
今花山院本に従
ふ。又始皇の即位
は、天皇の七十年
に當れり、四十五
年には非ざるな
り。
▲五帝三王—白山
本三皇五帝に作
る。
▲今は皆見えす—
白山本、大澤本、類
從本等皆の字な
し。

第七代孝靈天皇は、孝安の太子、御母は姊押姫、天足彦國押人命の女なり。辛未の年即位、大倭の黒田廬戸の宮にまします。三十六年丙午にあたるとし、唐の周の國滅びて秦にうつりき。四十五年乙卯、秦の始皇即位、この始皇仙方を好みて長生不死の藥を日本に求む。日本より五帝三王の遺書をかの國に求めしに、始皇悉くこれを送る。その後三十五年有りて、かの國、書を焼き儒を埋みにければ、孔子の全經日本に留まるといへり。この事異朝の書に載せたり。わが國には神功皇后三韓を平げ給ひしより異國に通じ、應神の御代より經史の學傳はれりごぞ申ならはしたる。孝靈の御時よりこの國に文字ありとは聞かぬ事なれど、上古の事はたしかにしろし留めざるにや。應神の御代に渡れる經史だにも今は皆見えす。聖武の御時、吉備大臣入唐して傳へたりける本こそ流布したれば、この御代より傳へけん事もあながちに疑ふまじきにや。凡この國をば君子不死の國ごもいふなり。孔子世の亂れたる事を嘆きて、九夷に居らんごの給ひける。日本は九夷のその一なるべし。異國にはこの國を東夷とす。この國よりは又かの國をも西蕃といへるが如し。四海ご云ふは、東夷南蠻西羌北狄なり。南は蛇の種なれば虫をしたがへ、西は羊をのみ牧ふなれば羊を従へ、北は犬の

種なれば犬を従へたり。たゞ東は仁ありて壽長し、よりて大弓の字を従ふといへり。孔子の時すらこなたの事を知り給ひければ、秦の世に通じけんことあやしむにたらぬ事にや。この天皇天下を治め給ふ事七十六年、百十歳にまじくき。

三三 孝元天皇

第八代孝元天皇は、孝靈の太子、御母は細媛、磯城縣主の女なり。丁亥の年即位、大倭の輕の境原の宮にまします。九年の乙未の年、唐の秦滅びて漢に移りき。この天皇天下を治め給ふ事五十七年。百十七歳にまじくき。

三四 開化天皇

第九代開化天皇は、孝元第二の子、御母は鬱色謎姫、穗積の臣の上祖鬱色雄命の妹なり。甲申の年即位、大倭の春日率川の宮にまします。天下を治め給ふ事六十年、百十五歳おましくき。

三五 崇神天皇

第十代崇神天皇は、開化第二の子、御母は伊香色謎姫、初めは孝元の妃と申し、大綜麻杵の命の女なり。甲申の年即位、大倭の磯城の瑞籬の宮にまします。この御時神代を去る事、世は十つぎ、年は六百餘になりぬ。漸く神威を恐れ給ひて、即

▲輕の境原の宮—
高市郡。
▲鬱色謎の妹なり—
類從本、鬱色雄命
に作る。
▲春日率川の宮—
添下郡。
▲孝元の妃云々—
こは誤なり、孝元
の妃となり給ひし
は内色許男の女伊
迦賀色許賣命な
り。
▲大矢口宿禰—
内色許男—
伊迦賀色許賣命
(孝元妃)
内色許賣(孝元皇后)
大綜麻杵
伊香色謎姫(開化皇后)

▲磯城の端籬の宮
 ▲城上郡
 ▲六年—花山院本
 ▲青蓮院本六十二年
 ▲に作る、分註六百
 ▲二十九年とあるに
 ▲よれば六年とあり
 ▲方正しきに似たり
 ▲但し日本書紀以下
 ▲の諸書を参考する
 ▲に、事實に叶はざ
 ▲るを以て今白山本
 ▲大澤本等に從ふ
 ▲大彦の命—孝元
 ▲の皇子
 ▲北陸—古事記高
 ▲志の道に作る、今
 ▲の北陸道なり。
 ▲武渟川別の命—
 ▲大彦命の子、
 ▲東海—古事記東
 ▲方十二道に作る、
 ▲吉備津彦の命—
 ▲孝靈の皇子。
 ▲西道—西海道。
 ▲道主の命—開化
 ▲の皇子彦坐王の
 ▲子。
 ▲丹波—今の丹波
 ▲丹後の稱。
 ▲卷向の珠城の宮
 ▲城上郡。

位六年己丑の年、神武元年辛酉より此己丑までは六百二十九年神代の鏡造石凝姥の神の裔を召して、鏡をうつし鑄せしめ、天目一箇の神の裔をして劍を作らしむ。大和の宇陀の郡にしてこの兩種をうつし改められき。これを護身の璽として同殿に安置す。神代よりの寶鏡及び寶劍をば、皇女豊鋤入姫の命に付けて、大倭笠縫の邑といふ所に、神籬を建てあがめ奉らる。これより神宮、皇宮、各別になれりき。その後大神の教ありて、豊鋤入姫の命神體を頂戴して所々をめぐり給ひけり。十年の秋、大彦の命を北丹波に遣はし、武渟川別の命を東海に、吉備津彦を西道に、丹波の道主の命を丹波に遣はす。共に印綬を賜ひて將軍とす。將軍の名初めて見ゆ。天皇の叔父武埴安彦の命、朝廷を傾けんご計りければ、將軍等を留めて先追討しつ。冬十月に將軍發路す。十一年の夏、四道の將軍戎夷を平げぬるよし復命す。六十五年秋、任那の國、使を差して御つぎを奉る。筑紫を去ること二千餘里と云ふ。天皇天下を治め給ふ事六十八年、百二十歳にたまし〜き。

三六 垂仁天皇

第十一代垂仁天皇は、崇神第三の子、御母は御間城姫。大彦の命孝元の御子の女なり。壬辰の年即位、大倭の卷向の珠城の宮にまします。この御時皇女大倭姫の

▲五十の鈴—青蓮院本、大澤本等五十の金鈴に作る。

▲纏向の日代の宮—城上郡。

命、豊鋤入姫に代りて天照大神をいつき奉る。神の教により猶國々をめぐりて、二十六年丁巳冬十月甲子に、伊勢の國度會郡五十鈴の川上に宮所をしめ、高天の原に千木高知、下津磐根に大宮柱太廣敷立て、しづまりまし〜ぬ。この所は昔天孫天降り給ひし時、猿田彦の神参りあひて、われは伊勢の狭長田の五十鈴の川上に至るべしと申しける所なり。大倭姫命宮所を尋ね給ひしに、大田の命といふ人又は興玉とも云ふ。参りあひて、この處を教へ申しき。この命は昔の猿田彦の神の苗裔なりとぞ。かの川上に五十の鈴、天上の圓形など有り、天の逆戈も此處に有きと云ふ一説あり。八萬歳の間、守り崇め奉りきとなん申しける。かくて中臣の祖大鹿島の命を祭の主とす。又大幡主と云ふ人を大神主になし給ふ。これより皇大神と崇め奉りて、天下第一の宗廟にまします。この天皇天下を治め給ふ事九十九年、百四十年歳おましまじき。

三七 景行天皇

第十二代景行天皇は、垂仁天皇の子、御母は日葉洲媛、丹波道主の王の女なり。辛未の年即位、大倭の纏向の日代の宮にまします。十二年秋、熊襲日向にあり。そむきて貢奉らす。八月に天皇筑紫に幸して、これを征し給ふ。十三年夏悉く平げて、

▲高屋の宮―肥後國天草郡高屋。

高屋の宮にまします。十九年秋筑紫より還り給ふ。二十七年秋熊襲又反いて邊境を侵しけり。皇子小碓尊御年十六、をさなくより雄略の氣まして、容貌魁偉身の長一丈、力能く鼎を扛げ給ひしかば、熊襲を討たしめ給ふ。冬十月に密にかの國に至り奇謀を以てその梟帥取石鹿文と云ふ者を殺し給ふ。梟帥ほめ奉りて、日本武と名づけ申しけり。悉く餘黨を平げかへり給ふ。所々にしてあまたの悪神を殺しつ。二十八年春かへりごと申し給ひけり。天皇その功をほめて恵み給ふ事諸子にことなり。四十年夏、東夷多くそむきて、邊境騒がしかりければ、又日本武の皇子を遣はす。吉備の武彦、大伴の武日を左右の將軍として相副へしめ給ふ。十月に枉道して伊勢の神宮に詣で、大倭姫命にまかり申し給ふ。かの命神劍を授けて、つゝしみてな怠りそと教へ給ひけり。駿河日本紀説、或相摸古語抄遺説。に至るに、賊徒野に火を付けて害し奉らん事をはかり、火の勢免れ難かりけるに、はかせる叢雲の劍自拔けて、傍の草をなぎ拂ふ。これより名を改めて草薙の劍と云ふ。又火打を以て火を出だして、向ひ火をつけて、賊徒を焼き殺されにき。これより船に乗じ給ひて上總に至り、轉じて陸奥國に入り、日高見の國のさころ異にありに至り、悉く蝦夷を平げ給ひて、かへりて常陸を経て、甲斐に越わ、又

▲小蛇―日本書紀大蛇は作る。又古事記には、白猪に給へり。また、青蓮院本慶安本等またこえてに作る。▲能褒野に納め奉る。延喜式に、能褒野、日本武尊、在野、伊勢國鈴鹿郡。▲北兆、東西二町、守戸三。▲倭琴彈原―今葛上郡富原、原谷二村の間に在り。▲古市―河内國古市郡にあり、今も白鳥陵と云へり。

武藏、上野を経て、碓日坂に至りて、弟橘姫といひし妻を忍び給ふ。上總へ渡り給はらかりしに、尊の御命を我がなほんとて海に入りし人なり。東南の方を望みて、我孀者耶との給ひしより、山東の諸國をあづまといふなりとぞ。これより道を分け、吉備の武彦をば越の國に遣して、不順の者を平げしめ給ふ。尊は信濃より尾張に出で給ふ。かの國に宮簀媛と云ふ女有り、尾張の稻種の宿禰の妹なり。この女を召して淹留り給ひし間、五十葺の山に荒神有りと聞ければ、劍をば宮簀媛の家に留めて、かちよりいでます。山神化して小蛇に成りて、御道に横はれり。尊またぎこねて過ぎ給ひしに、山神毒氣を吐きけるに、御心亂れにけり。それより伊勢に移り給ふ。能褒野と云ふ所にて、御病甚しくなりにければ、武彦の命をして、天皇に事の由を奏して、終にかくれ給ひぬ。御年三十なり。天皇きこしめして哀しみ給ふ事限なし。群卿百寮におほせて、伊勢國能褒野にをさめ奉られしに、白鳥となりて、大倭の國を指して飛び、彈琴の原と云ふ所に留まれり。其所に又陵を作らしめられければ、又飛びて河内の古市に留る。その所に陵を定められしかど、白鳥又飛びて天にのぼりぬ。依りて三の陵有り。かの草薙の劍は、宮簀媛崇め奉りて尾張に留り給ふ。今の熱田の神にまします。五十一年秋八月、武内の宿

▲見まさん一本見ざらんやに作る。
▲絳の宮一契沖日餘鹿郡高宮也。

▲志賀の高穴穗の宮一滋賀郡にあり。

▲仲足彦一日本書紀及び他の諸書すべて足仲彦に作る。仲足は足仲の誤ならむ。

禰を棟梁の臣とす。五十三年秋、小碓尊の平げし國を巡り見まさんとて、東國に幸し給ふ。十二月あづまより返りて、伊勢の綺の宮にまします。五十四年秋、伊勢より大倭にうつり、纏向の宮に歸り給ふ。天下を治め給ふ事六十年、百四歳にまし〜き。

三八 成務天皇

第十三代成務天皇は、景行第三の子、御母は八坂入姫、八坂入彦の皇子崇神の御子の女なり。日本武の尊日嗣を受け給ふべかりしに、世を早くしまし〜しかば、この帝立ち給ふ。辛未の年即位、近江の志賀の高穴穗の宮にまします。神武より十二代は、大倭の國にまし〜き。景行天皇の末つかた、この高穴穗にまします。かども、定まれる皇都にはあらず。この時始めて他國に移り給ふ。三年の春、武内の宿禰を大臣とす。大臣の號是にはじまる。四十八年の春、姪の仲足彦の尊日本武尊の御子を立て、皇太子とす。天下を治め給ふ事六十一年、百七歳おまし〜き。

三九 仲哀天皇

第十四代第十四世仲哀天皇は、日本武の尊第二の子、景行の御孫なり。御母は兩道入姫、垂仁天皇の女なり。太祖神武より第十二代景行までは、代のま〜に

▲承運一類從本紹運に作る。

▲筒飯の神一延喜式に、越前敦賀郡氣比神社七座。▲爰に神あり云々。▲神託ありしは八年九月なり。
▲檀日の行宮一筑前國糟屋郡にあり。日本書紀に、九年二月丁未天皇忽有痛身一而明日崩とあり。
▲穴戸豊浦の宮一長門國豊浦郡に在り。
▲五十二歳一花山院本十二歳に作る。

繼體し給ふ。日本武の尊世を早くし給ひしにより、成務これを繼ぎ給ふ。此の天皇を太子として譲りまし〜しより、代と世と替れるはじめなり。これよりは世を本としてし奉るべきなり。代は更の義なり。この繼體を分別せんために書きわけてたり。但字書に世は周禮の註に父死て子立つを世と云ふとあり。この天皇御形いときら〜しく、御長一丈まし〜けり。壬申の年即位。此の御時熊襲又反亂して朝貢せず。天皇軍を召して、自征伐のため筑紫に向ひ給ふ。皇后息長足姫の尊は越前の國筒飯の神に詣でて、それより北海を廻りて行き合ひ給ひぬ。爰に神ありて皇后に語り奉る、これより西に寶の國あり、伐ちて隨へ給へ、熊襲は小國なり、又伊弉諾伊弉冉の生み給へりし國なれば、うたずとも終には隨ひ奉りなんと有りしを、天皇うけがひ給はず。事ならずして、檀日の行宮にして隠れ給ふ。長門に納め奉る。これを穴戸豊浦の宮と申す。天下を治め給ふ事九年、五十二歳おまし〜き。

四〇 神功皇后

第十五代神功皇后は、息長宿禰の女、開化天皇四世の御孫なり。息長足姫の尊と申す。仲哀立て、皇后とす。仲哀、神の教に依らず、世を早くし給ひしかば、

▲住吉にいつかれ給ふ神—延喜式に攝津國住吉郡住吉靈神社四座と。

皇后憤りまして、七日ありて、別殿を作り、齋いみこもらせ給ふ。この時應神天皇は生まれさせまじくけり。神が、りて様々の道を教へ給ふ。この神は表筒男、なかつのを中筒男、さつのを底筒男なりとなん名のり給ひける。これは昔伊弉諾の尊、日向の小戸の川あはき瀬が原にてみそぎし給ひし時、化生しましける神なり。後には攝津の國住吉にいつかれ給ふ神これなり。かくて新羅、百濟、高麗此三ヶ國を三韓といふ。正は馬韓、弁韓をすべて新羅と云ふなり。然れども、ふるを伐ち隨へ給ひき。辰韓より百濟、高麗をくはへて三韓といひならはせり。海神形を顯し、御船をはさみて守り申し、かば、思ひの如くかの國を平げ給ふ。神代より年序久しく積れりしに、かく神威を顯し給ひける。不測の御事なるべし。海中にして如意の珠を得給へりき。さて筑紫に歸りて皇子を誕生す。應神天皇にまします。神の申し給ひしによりて、これを胎中の天皇とも申す。皇后攝政して辛巳の年より天下を知らせ給ふ。皇后未だ筑紫にまじくし時、皇子の異母の兄忍熊王謀反をねこして、防ぎ申さんごしければ、皇子をば武内大臣に懷かせ奉り、紀伊の水門につけ、皇后はすぐに難波につき給ひて、程なくその亂を平げられにき。皇子おごなび給ひしかば皇太子とす。武内の大臣専ら朝政を輔佐し申しけり。大倭の磐余いはよ稚櫻の宮にまします。これより三韓の國、年毎に御調をそなへ、こ

の國よりもかの國に鎮守のつかさを置かれしかば、西蕃相通じて國家とみ盛なりき。又もろこしへも使を遣されけるにや。倭國の女王遣使來朝すと、後漢書に見わたり。元年辛巳の年は、漢の孝獻帝二十三年に當る。漢の代始まりて十四代と云ひし時、王莽と云ふ臣、位を奪ひて十四ありき。その後漢に歸りて、又十三代孝獻の時に漢は滅びにき。この御代の十九年己亥に、獻帝位を去りて魏の文帝に讓らる。これより天下三に分れて魏、蜀、吳となる。吳は東によれる國なれば、日本の使もまづ通じけるにや。吳の國より道々のたくみなごまでも渡されき。又魏の國にも通せられけるかど見わたり。四十九年乙酉といひし年、魏又滅びて晉の代に移りにき。蜀の國は三十年癸未に魏のために滅され。吳は魏より後。この皇后天下を治め給ふ事六十九年、一百歳をまじくし。

四一 應神天皇

四二 經史傳來

第十六代第十五世應神天皇は、仲哀第四の子、御母は神功皇后なり。胎中の天皇とも、又は譽田ほりたの天皇とも名づけ奉る。庚寅の年即位、大倭の輕島かるしまの豐明とよあきらの宮にまします。この時百濟より博士をめし、經史を傳へらる。太子以下これを

▲輕島豐明の宮—高市郡。

△異朝の一書の口
に云々日本紀纂
に曰く、晉書
曰、倭人自謂大伯
之後、然吾國君臣
皆爲二天神之苗裔
一曰本伯之後哉、
此蓋附會而言レ之
矣、或は此の晉書
の傳をさ、れたる
むらな。

△姓氏錄一漢職天
皇の仁六年漢多
親王等勳を奉じて
撰すところな
り、姓氏を別ちて、
神別皇別、舊の三
類とす。今殘缺し
て全部の傳はらざ
るは惜しむべきこ
となり。
△弟の讒に依り云
々此は應神天皇
九年四月の事な
り、弟は即甘美内
宿禰なり。
△追討せられしを
白山本追討せら
れしとせしをに作

學び習ひ給ひき。この國に經史及び文字を用ゐる事はこれより始めれりとぞ。異朝の一書の中に、日本は吳の太伯が後なりといふといへり。かへすくあたらの事なり。昔日本は三韓と同種なりと云ふ事有りしが、彼の書を桓武の御代に焼き捨てられしなり。天地開けて後素戔嗚尊、韓の地に到り給ひきなど云ふ事あれば、かれらの國々も神の苗裔ならん事、あながち苦しみなきにや。それすら昔より用ゐざる事なり。天地神の御末なれば、なにしか代下れる吳の太伯が後にはあるべき。三韓震旦に通じてより以來、異國の人多くこの國に歸化しき。秦の末、漢の末、高麗百濟の種、それならぬ蕃人の子孫も來りて、神皇の御末と混亂せしによりて、姓氏錄と云ふ文をも作られき。それも人民にとりての事なるべし。異朝にも人の心まらくなれば、異學の輩の云ひ出だせる事か。後漢書よりぞ、この國をばあらくしるせる。符合したる事もあり。又心得ぬ事もあるにや。唐書には、日本の皇代記を、神代より光孝の御代まで明かに載せたり。さてもこの御時、武内大臣筑紫を治めんために、かの國に遣されける比、弟の讒に依りて、既に追討せられしを、大臣の僕眞根子と云ふ人あり、かほかたち大臣に似たりければ、相かはりて誅せらる。大臣は忍びて都に

詣でて、科なき由を明らめられにき。上古神靈の主猶かゝるあやまらましゝしかば、末代いかでか慎ませ給はざるべ。き天皇天下を治め給ふ事四十一年、百十一歳おまじゝき。

四三 八幡 麿

△菱形の池一豊前
にあり。肥後恐く
は豊前の誤ならむ
か。
△詔宣ありき一續
日本紀に、孝謙天
皇天平勝元年十
一月己酉八幡大神
託宣向レ京とあ
り。
△男山石清水に移
りましす一清和天
皇貞觀二年なり。
△幣帛を奉らるゝ
神三千餘座一延喜
式に、天神地祇總
座三千一百三十二

欽明天皇の御代に始めて神と顯れて、筑紫の肥後の國菱形の池と云ふ所に顯れ給ふ。われは人皇十六代譽田の八幡麿なりと宣ひき。譽田はもとの御名、八幡は垂迹の號なり。後に豊前國宇佐の宮に鎮り給ひしが、聖武天皇東大寺を建立の後巡禮し給ふべき由託宣ありき。仍りて威儀をととのへて迎へ申さる。又神託ありて御出家の義ありき。やがて彼の寺に勸請し奉らる。されど猶勅使などは宇佐に参りき。清和の御時、大安寺の僧行教宇佐に詣でたりしに、靈告ありて、今の男山石清水に遷りまします。爾來行幸も奉幣も石清水にあり。一代一度宇佐へも勅使を奉らる。昔天孫天降り給ひし時、御供の神八百萬ありき。大物主の神隨へて天へ上れりしも八十萬の神といへり。今までも幣帛を奉らるゝ神三千餘座なり。然るに天照大神の宮に並びて、二所の宗廟とて八幡を仰ぎ申さるゝ事、いと貴き御事なり。八幡と申す御名は、御託宣に、得道來不動法性、

▲三業—身、口、意。

▲密教—眞言宗。

示ニ八正道ニ垂ニ權迹ニ皆得レ解ニ脱苦衆生、故號ニ八幡大菩薩とあり。八正とは内典に、正見、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正定、正惠、これを八正道といふ。凡心正なれば身口は自清まる。三業に邪なくして内外真正なるを、諸佛出世の本懐とす。神明の垂迹も又これがためなるべし。又八方に八色の幡を立てる事あり。密教の習ひ、西方阿彌陀の三昧耶形なり。その故にや、行教和尚は彌陀三尊の形にて見せ給ひけり。光明袈裟の上にうつらせまじくけるを頂戴して、男山には安置し申しけるごぞ。神明の本地をいふ事は、慥ならぬ類多けれど、大菩薩の應迹は、昔より明かなる證據おはしますにや。或は又昔於ニ靈鷲山ニ説ニ妙法花經とも、或は彌勒なりとも、大自在王菩薩なりとも託宣し給ふ。中にも八正の幡をたて、八方の衆生を濟度し給ふ。本誓よく思ひ入てつかふまつるべきにや。天照大神も唯正直をのみぞ、御心ごし給へる。神鏡を傳へまじくし事の起りは、さきにもしるし侍りぬ。又雄略天皇二十二年の冬十一月に、伊勢の神宮の新嘗の祭夜ふけて、かたへの人々罷り出でて後、神主物忌等ばかり留まりしに、皇大神豐受の大神、倭姫命にかゝりて託宣し給ひしに、人は則天下の神物なり、心神を破る事なかれ、神はたるゝに祈禱を以

▲人は則云々—此の神託は、倭姫命世記に見えたり。
▲二十三年の託宣—此も亦世記に出でたり。
▲六合—天地四方。

▲四洲—南瞻武洲、東勝神洲、西牛貨洲、北俱盧洲。

▲堅氷に—青蓮院本にの字なし。

てさきとし、冥は加ふるに正直を以て本とすとあり。同二十三年二月、重ねて託宣し給ひしに、日月は四洲を廻り、六合を照すといへども、正直の頂を照らすべしとあり。されば二所宗廟の御心を知らんと思はば、唯正直を先とすべきなり。

四四 三教神道

大方天地の間にありとしある人、陰陽の氣を受けたり、不正にしてはたつべからず。殊更にこの國は神國なれば、神道に違ひては、一日も日月を戴くまじきいはれなり。倭姫の命、人に教へ給ひけるは、黒きたなき心なくして丹心にやを以て、清く潔く齊慎の、左の物を右に移さず、右の物を左に移さずして、左を左とし、右を右とし、左にかへり、右にめぐる事も、萬事違ふ事なくして、大神につかふまつれ、元はしめを元とし本を本とする故なりとなん、誠に君に仕へ、神に仕へ、國を治め、人を教へん事も、かゝるべしとぞ覺わ侍る。少しの事も心にゆるす所あれば、大に誤る本となる。周易に霜を履で堅氷に至るといふ事を、孔子釋して宣はく積善の家に餘慶あり、積不善の家には餘殃あり、君を殺す事も、一朝一夕の故にあらずといへり。毫釐も君をゆるがせにする心を萌すものは、必ず亂

▲磐之姫—諸本磐余姫に作る、今類従本に従ふ。

▲柴籬の宮—丹北郡。

▲遠明日香の宮—高市郡。

四六 履中天皇

第十八代履中天皇は、仁徳の太子、御母は磐之姫の命、葛城襲津彦の女なり。庚子の年即位、又大倭の磐余稚櫻の宮にまします。後の稚櫻の宮と申す。天下を治め給ふ事六年、六十七歳おまし〜き。

四七 反正天皇

第十九代反正天皇は、仁徳第三の子、履中同母の弟なり。丙午の年即位、河内の丹比柴籬の宮にまします。天下を治め給ふ事六年、六十歳おまし〜き。

四八 允恭天皇

第二十代允恭天皇は、仁徳第四の子、履中反正同母の弟なり。壬子の年即位、大倭の遠明日香の宮にまします。この御時までは、三韓の御調年々にかはらざりしに、これより後には常にたたりけりごなん。八年己未に當れりし年、もろこしの晉ほろびて南北朝となる。宋、齊、梁、陳、相次ぎてたこる。これを南朝と云ふ。後魏、北齊、後周、つぎ〜に起れりしを北朝と云ふ。百七十餘年並びて立ちたりき。この天皇天下を治め給ふ事四十二年、八十歳たまし〜き。

—卷二終—

新注 神皇正統記卷之三

四九 安康天皇

第三十一代安康天皇は、允恭第二の子、御母は忍坂大中姫、稚野毛二派の皇子應神の御子の女なり。甲午の年即位、大倭の穴穂の宮にまします。大草香の皇子仁徳の御子を殺して、その妻を取りて皇后とす。かの皇子の子眉輪の王をさなくて、母に隨ひて宮中に出入しけり。天皇高樓の上に醉臥し給ひけるをうかゞひて、さしころして、大臣の葛城の圓つららか家いへににげ籠りぬ。この天皇天下を治め給ふ事三年、五十六歳おはしましき。

五〇 雄略天皇

五一 豐受大神宮

第二十二代雄略天皇は、允恭第五の子、安康同母の弟なり。大泊瀬の尊と申す。安康殺され給ひし時、眉輪王及び圓の大臣を誅せらぬ。剩へその事にくみせられざりし市邊押羽の皇子をさへに殺して、位に即き給ふ。今年丁酉の年なり。

▲穴穂の宮—山邊郡田村。
▲其妻—中夢姫。
▲眉輪の王をさなくて—古事記に目彌王是年七歳と見えたり。

▲泊瀬朝倉宮—城王郡里崎村岩坂村の境。

▲與佐の眞井原云々―延曆儀式帳、比治の眞奈井に在る。神名式に、丹後國丹波郡に比治麻奈爲神社あり、此其なるべし。古は丹後も丹波の中なき。
▲垂仁天皇の御代に云々―二十五年▲内外宮―この稱は村上天皇の御代より始れり。

大倭の泊瀬朝倉宮にまします。この天皇性猛くまし／＼けれども、神に通じ給へりとぞ。二十一年丁巳冬十月に、伊勢の皇大神、大倭姫命に教へて、丹波國與佐の眞井まなひの原よりして、豊受の大神を迎へ奉らる。大倭姫命奏聞し給ひしに依りて、明年戊午の秋七月に、勅使をさして迎へ奉る。九月に度會の郡山田の原の新宮にしづまり給ふ。垂仁天皇の御代に、皇大神五十鈴の宮に移らしめ給ひしより、四百八十四年になんなりにける。神武の始よりは既に千百餘年になりぬるにや。又これまで大倭姫命垂仁の御女なり存生し給ひしかば、内外宮の作りも、日の小宮わかみやの圖形文形に依りてなさせ給ひけりとぞ。抑この神の御事異説まします。外宮には天祖天御中主の神と申し傳へたり。されば皇大神の託宣にて、この宮の祭をさきにせらる。神を拜み奉るも、まづこの宮をさきにする。天孫瓊々杵尊、この宮の相殿にましますに依りて、天兒屋根命天太玉命も天孫につき申して相殿にますなり。これより二所大神宮と申す。丹波より移らせ給ひける事は、昔豊鋤入姫の命崇神の御女、齋宮の始なり。天照大神を頂戴して、丹波の吉佐の宮に移り給ひける比、この神天降りて一所におはします。四年ありて天照大神は又大倭に歸らせ給ふ。それよりこの神は丹波に留らせ給ひしを、道主命と云ふ人いつ

▲神龜年中―聖武の御代神龜六年▲さきの説を正とすべし云々―豊宇氣神はすべて穀類を掌り給ふ神なれば、猶御食と云ふ方やまさらむ。天狹霧國狹霧神とは別神なり。

▲磐余甕栗の宮―十市郡池の内村。

き申しけり。古はこの宮にて御饌をささぐのへて、内宮へも毎日に送り奉りしを、神龜年中より外宮に御饌殿みけどのを立て、内宮のをも一所にて奉るとなむ。かやうの事によりて、御饌の神と申す説あれども、御食と御氣との兩義あり。陰陽元初の御氣なれば、天の狹霧國さぎりの狹霧と申す御名もあれば、猶さきの説を正とすべしとぞ。天孫さへ相殿にましますれば、御饌の神と云ふ説は、用ゐがたき事にや。この天皇天下を治め給ふ事二十三年、八十歳おまし／＼き。

五二 清寧天皇

第二十三代清寧天皇は、雄略第三の子、御母は韓媛、葛城の圓大臣の女なり。庚申の年即位、大倭の磐余甕栗いはれみかぐりの宮にまします。誕生の始より白髪におはしければ、しらがの天皇とぞ申しける。御子なかりしかば、皇胤のたえぬべき事を歎き給ひて、國々へ勅使を遣して皇胤を求めらる。市邊の押羽の皇子、雄略に殺れ給ひし時、皇女一人皇子二人ましかるが、丹波の國に隠れ給ひけるを、求め出でて、御子にして養ひ給ひけり。天下を治め給ふ事五年、三十九年おまし／＼き。

五三 顯宗天皇

▲近明日香八釣の宮—高市郡八釣村。

第二十四代顯宗天皇は、市邊の押羽の皇子第三の子、履中天皇の御孫なり。御母美媛、蟻の臣の女なり。白髪はなの天皇養ひて子とし給ふ。御兄仁賢まづ位につき給ふべかりしを、相共に譲りまし〜しかば、同母の御姉飯豊いひとよの尊暫く位に居給ひき。されどやがて顯宗定まりまし〜しによりて、飯豊天皇をば日嗣にはかぞへ奉らぬなり。乙丑の年即位、大倭の近明日香八釣の宮にまします。天下を治め給ふ事三年、四十八歳おまし〜き。

五四 仁賢天皇

第二十五代仁賢天皇は、顯宗同母の御兄なり。雄略の我父の皇子を殺し給ひし事を恨みて、御陵をほりて御屍をはづかしめむと宣ひしを、顯宗いさめまし〜しによりて、徳の及ばざる事を恥ぢて、顯宗をさきだて給ひけり。戊辰の年即位、大倭の石上いそのかみのひろたか廣高の宮にまします。天下を治め給ふ事十一年、五十歳おまし〜き。

五五 武烈天皇

第二十六代武烈天皇は、仁賢の太子、御母はおほいらつめ大娘の皇女、雄略の御女なり。己卯の年即位、大倭の泊瀨はつせのたみ列城の宮にまします。性さがなくまして、悪として

▲石上廣高の宮—山邊郡川村の西。
▲泊瀨列城の宮—城上郡出雲村。

▲悪としてなさずといふ事なし—こは百濟の末多王の事蹟なりしを、誤りて此天皇の御事の如く記されたるなり。

なさずと云ふ事なし。依てり天祚もひさしからず。仁徳さしと聖徳まし〜しかば、この皇胤こゝにたえにき。聖徳はかならず百代にまつらる春秋にみゆ。とこそ見えたれども、不徳の子孫あらば、その宗を滅すべき先蹤甚多し。されば上古の聖賢は子なれども慈愛におぼれず、器にあらざれば傳ふる事なし。堯の子丹朱不肖なりしかば舜に授け、舜の子商均又不肖にして、夏の禹に譲られしが如し、堯舜よりこなたには、猶天下を私にする故にや、必ず子孫に傳ふる事になりしにしが、禹の後に桀暴虐にして國を失ひ、殷の湯聖徳ありしかども、紂が時無道にして永く亡びにき。天竺にも佛滅度百年の後、阿育と云ふ王あり。姓は孔雀氏、王位につきし日、鐵輪飛び降る。轉輪の威徳を得て閻浮提を統領す。剩へ諸の鬼神を隨へたり。正法を以て天下を治め、佛理に通じて三寶をあがむ。八萬四千の塔を立て、舍利を安置し、九十六億千の金を捨て、功德に施せる人なりき。その三世の孫弗沙密多羅王ふしゃみつたらの時、惡臣のすゝめによりて、祖王の立てたりし塔婆を破壊せむと云ふ惡念をおこし、諸の寺を破り、比丘を殺害す。阿育王のあがめし雞雀寺の佛牙齒の塔をこぼたむとせしに、護法神いかりをなし、大山を化して、王及び四兵の衆をさし殺す。是より孔雀の種永く絶えにき。か

▲十八歳—白山本五十八歳に作る。

▲應神第八の御子隼總別の皇子—こは誤なり。古事記上宮記を案するに左のごとし。

應神

—稚野毛二侯王子—

—意富富杼王—

—字非王—

—彦主人王—

—男大迹土—

▲今年己丑—花山院白山青蓮院等の諸本丁亥に作る、又分註二年、花山院本三年に作る。

▲磐余玉穗の宮—十市郡

かれば、先祖大なる徳有りとも、不徳の子孫、宗廟の祭をたゝん事疑ひなし。この天皇天下を治め給ふ事八年、十八歳おまし〜き。

五六 繼體天皇

第二十七代第二十世繼體天皇は、應神五世の御孫なり、應神第八の御子隼總別の皇子、其子大迹の王、其子私斐の王、其子彦主人の王、其子男大迹の王と申すは、この天皇にまします。御母は振媛、垂仁七世の御孫なり。越前の國にまし〜けり。武烈隠れ給ひて皇胤たえにしかば、群臣愁へ歎きて國々に廻り、近き皇胤を求め奉りけるに、この天皇王者の大度まして、潛龍のいきほひ世にまし〜き。應神御子多く聞え給ひしに、仁徳賢王にて傳へまし〜しかご、御末たえにまし〜き。隼總別の御末かく世をたもたせ給ふ事、いかなる故にかおぼつかなし。仁徳をば大鷦鷯尊と申す。第八の御子をば隼總別と申す。仁徳の御代に兄弟戯れて、鷦鷯は小鳥なり、隼は大鳥なりと争ひ給ふ事ありき。隼の名に

かちて、末の世をうけつぎ給ひけるにや。もろこしにもかゝるためしあり。左傳に見ゆ。名をつくる事も慎み重くすべき事にや。それも自天命なりといはゞ、凡慮の及ぶべきにあらず。この天皇のたち給ひし事ぞ、思ひの外なる御運と見え侍る。

五七 中興の祖宗

但皇胤たえぬべかりし時、群臣選び求め奉りて、賢名によりて天位を傳へ給へり。天照大神の御本意にこそとみえたり。皇統にその人ましまさん時は、賢き諸皇おはすとも、いかでか望みをなし給ふべき。皇胤たえ給はんにとりては、賢にて天日嗣にそなはり給はむ事、則又天のゆるす所なり。この天皇をば我國中興の祖宗ご仰ぎ奉るべきもの哉。天下を治め給ふ事二十五年、八十二歳おまし〜き。

五八 安閑天皇

第二十八代安閑天皇は、繼體の太子、御母は日子姫、尾張の草香の連の女なり。甲寅の年即位、大倭の勾金の宮にまします。天下を治め給ふ事二年、七十歳おまし〜き。

五九 宣化天皇

▲勾金の宮—日本書紀勾金橋の宮に作る、恐らくは金の下橋の字を脱したるならむ、高市郡曲川村に在り。花山院本大澤本等勾倉に作る。

▲檜隈廬入野の宮
高市郡。

第二十九代宣化天皇は、繼體第二の子、安閑同母の弟なり。丙辰の年即位、大倭の檜隈廬入野の宮にまします。天下を治めたまふ事四年、七十三歳おましく

六〇 欽明天皇

第三十代第二十一世欽明天皇は、繼體第三の子御母は皇后手白香皇女、仁賢天皇の女なり。兩兄ましくしかご、この天皇の御末、世をたもち給ふ。御母方も仁徳の流にましますば、猶も其の遺徳盡きずして、かく定り給ひけるにや。庚申の年即位、大倭の磯城島の金刺の宮にまします。

六一 佛教傳來

十三年壬申十月に、百濟國より佛法僧を渡しけり。この國に傳來の始なり。釋迦如來滅後一千十六年に當れる年、唐の後漢の明帝永平十年に、佛法始めて彼國に傳はる。それよりこの壬申の年まで四百八十八年、唐には北朝の齊の文宣帝即位三年、南朝の梁の簡文帝にも即位三年なり。簡文帝の父をば武帝と申しき。大に佛法を崇められき。この御代の始つ方は武帝同時なり。この法始めて傳來せし時、他國の神をあがめ給はむ事、わが國の神慮に違ふべき由、群臣固

▲難波の堀江―大和の豊浦寺の邊といふ、攝津國なるにはあらず。
▲八幡大菩薩云々―この御代廿三年正月豐前國に顯れ給ふといふ。
▲八十一歳―類從本白山本八十歳に作る。

▲磐余譯語田の宮―十市郡。

く諫め申しけるによりてすてられにき。されど、この國に三寶の名を聞く事は、この時に始まる。又わたくしに崇め仕へ奉る人もありき。天皇聖徳ましくて、三寶を感ぜられけるにこそ。群臣の諫によりて、その法をたてられずといへども、天皇の叡志にはあらざるにや。昔佛在世に、天竺の月蓋長者鑄奉りし彌陀三尊の金像を傳へて渡し奉りける。難波の堀江にすてられたりしを、善光と云ふ者とり奉りて、信濃の國に安置し申しき。今の善光寺これなり。この御時八幡大菩薩始めて垂迹まします。天皇天下を治め給ふ事三十二年、八十一歳おましくき。

六二 敏達天皇

第三十一代第二十二世敏達天皇は、欽明第二の子、御母は石媛の皇女、宣化天皇の女なり。壬辰の年即位、大倭磐余譯語田の宮にまします。

六三 厩戸皇子

二年癸巳の年、天皇の御弟豐日皇子の妃御子を誕生す。厩戸の皇子にまします。生れ給ひしよりさまぐの奇瑞あり。たゞ人にはまします。御手をにぎり給ひしが、二歳にて東方にむきて南無佛とて開き給ひしかば、一の舍利ありき。

佛法流布のために權化し給へる事疑ひなし。この佛舍利は、今に大倭の法隆寺に崇め奉る。天皇天下を治め給ふ事十四年、六十一歳おまし〜き。

六四 用明天皇

第三十二代用明天皇は、欽明第四の子、御母は堅鹽姫、蘇我稻目の大臣の女なり。豊日尊と申す。厩戸皇子の父におはします。丙午の年即位、大倭の池邊列槻の宮にまします。佛法をあがめて、わが國に流布せんとし給ひけるを、弓削の守屋の大連傾け申す。終に叛逆に及びぬ。厩戸皇子蘇我の大臣と心を一にして誅戮せらる。則ち佛法を弘められにけり。天皇天下を治め給ふ事二年、四十一歳おまし〜き。

六五 崇峻天皇

第三十三代崇峻天皇は、欽明第十二の子、御母は小姉君娘、これも稻目の大臣の女なり。戊申の年即位、大倭の倉橋の宮にまします。天皇横死の相見え給ふ。慎みますべき由を、厩戸皇子奏し給ひけりとぞ。天下を治め給ふ事五年、七十二歳おまし〜き、ある人いはく、外舅蘇我馬子の大官と御中あしくて、かの大官のために殺され給ひきともいへり。

▲池邊列槻の宮―十市郡安部村の枝村長門村。

▲倉橋の宮―十市郡倉橋村。

▲小墾田の宮―高市郡。

▲監國―左傳閔公二年晉侯使三太子申生伐二東山卓落氏一里克諫曰、大子奉二冢祀社稷之黍盛、以朝夕視、君膳一者也、故曰二冢子、君行則守、有レ守從、從曰二撫軍二守曰二監國一古之制也云々。
▲仰ぐこと云々―花山院本及諸本、つくこと日の如く、仰ぐこと雲の如しに作る。
▲佛世―釋迦の時代。

六六 推古天皇

第三十四代推古天皇は、欽明の御女、用明同母の御妹なり。豊御食炊屋姫の尊と申す。敏達天皇皇后とし給ふ。仁徳も異母の妹を妃とし給ふことありき。崇峻隠れ給ひしかば、癸丑の年即位、大倭の小墾田の宮にまします。

六七 皇太子攝政

昔神功皇后、六十餘年天下を治め給ひしかども、攝政と申して、天皇とは號し奉らざるにや。この御門は正位に即き給ひけるにこそ。即厩戸皇子を皇太子として萬機の政を任せ給ふ。攝政と申しき。太子の監國と云ふ事もあれど、それは暫くの事なり。これは偏に天下を治め給ひけり。太子聖德まし〜しかば、天下の人、仰ぐ事日のごとく、つくこと雲のごとし。

六八 佛法興隆

太子未だ皇子にてまし〜し時、逆臣守屋をし給ひしより、佛法始めて流布しき。まして政をしらせ給へば、三寶を敬ひ正法を弘め給ふ事、佛世にも異ならず。又神通自在にまし〜き。御自も法服を着して、經を講じ給ひしかば、天より花をふらし、放光動地の瑞ありき。天皇群臣たうとみあがめ奉る事佛の如

し。伽藍をたてらるゝ事四十餘ヶ所に及べり。

六九 憲法十七條

又この國には、昔より人すなほにして法令なども定らず。十二年甲子に始めて冠位といふ事を定め、冠のしなによりて上下をさだむるに十二階あり。十七年己巳に憲法十七ヶ條を作り奏し給ふ。内外典の深き道をさぐりて、むねを約にして作り給へるなり。天皇喜びて天下に施行せしめ給ひき。

七〇 遣隋大使

このころはひに唐には隋の世なり。南北朝相分れしが、南は正統をうけ、北は戎狄よりおこりしかども、中國をば北朝にてぞ治めける。隋は北朝の後周といひしが讓をうけたりき。後に南朝の陳を討ち平げて一統の世となれり。この天皇の元年癸丑は、文帝一統の後四年なり。十三年乙丑は、煬帝の即位元年に當れり。かの國より始めて使を送り好を通じけり。隋帝の書に、皇帝恭問倭皇とありしを、これは唐の天子の諸侯王につかはす禮儀なりとて、群臣あやしみ申けるを、太子の給ひけるは、皇の字はたやすく用ゐざることばなればとて、返報をもかゝせ給ふ。さまざま饗祿を給ひて、使を返し遣さる。これよりこの國

▲この國には一青
蓮院本この國はに
作る。

▲御謚一白山本類
從本慶安本御諱に
作る。

▲岡本の宮一高市
郡岡村。

よりも常に使を遣さる。その使をば遣隋大使となん名付られしに、二十七年己卯の年、隋滅びて唐の世に移りぬ。二十九年辛巳の年、太子隠れ給ふ。御年四十九。天皇を始め奉りて天下の人悲み惜み申す事、父母を喪するが如し。皇位をもつぎましますべかりしかども、權化の御事なれば定めて故有りけんかし。御謚を聖徳と名付け奉る。この天皇天下を治め給ふ事三十六年、七十歳おまし
くき。

七一 舒明天皇

第三十五代第二十四世舒明天皇は、おしあかおほえ忍坂大兄の皇子の子、敏達の御孫なり。御母は糠手姫の皇女、これも敏達の御女なり。推古天皇は、聖德太子の御子に傳へ給はんとし召しけるにや。されごまさしき敏達の御孫欽明の嫡曾孫にまします。又太子御病に臥し給ひし時、天皇この皇子を御使としてごらひまし、に、天下の事を太子の申つけ給へりけるとぞ。己丑の年即位。大倭の高市の郡岡本の宮にまします。この即位の年は、もろこしの唐の太宗の始、貞觀三年に當れり。天下を治め給ふ事十三年、四十九歳おまし
くき。

七二 皇極天皇

▲明日香河原の宮
高市郡岡村と飛鳥村との間。

▲聖德太子の御子
達云々―山背大兄王等。

▲入鹿を殺しつ―
四年六月甲申三韓
貢進の時。

第三十六代皇極天皇は、茅渟王の女、忍坂大兄の皇子の孫、敏達の曾孫なり。御母は吉備姫の女王と申しき。欽明天皇皇后とし給ふ。天智天武の御母なり、舒明かくれまして皇子をさなくおはしまし、かば、壬寅の年即位、大倭の明日香河原の宮にまします。

七三 入鹿 誅 伐

この時に蘇我蝦夷の大臣、馬子の大臣并にその子入鹿、朝權を専らにして皇家をな
いがしろにする心あり。その家を宮門と云ひ、諸子を王子と名む云ひける。上
古よりの國記重寶皆私の家に運び置きてけり。中にも入鹿悖逆の心甚し。聖德
太子の御子達の科なくまし、しをもほろぼし奉る。爰に皇子中大兄と申すは、
舒明の御子、やがてこの天皇の御所生なり。中臣の鎌足の連と云ふ人と、心を一
にして入鹿を殺しつ。父蝦夷も家に火をつけてうせぬ。國記重寶みな焼けにつ
り。蘇我の一門久しく權をされりしかども、積惡の故にや、皆滅びぬ。山田石
川磨と云ふ人ぞ、皇子と心をかよはし申しければ滅びざりける。

七四 中 臣 氏

この鎌足の大臣は、天兒屋根命の二十一世の孫なり、昔天孫あまくたり給ひし

時、諸神の上首にて、この命殊に天照大神の勅をうけて、輔佐の神にまします。中臣といふ事も、二神の御中にて、神の御心をやはらげ申し給ひける故とぞ、その孫天種子の命、神武の御代に祭事をつかさどる。

七五 祭 政 一 致

上古神と皇と一にまし、しかば、祭をつかさどるは即政をとれるなり。政の字の訓にてもしその後天照大神始めて伊勢の國にしづまりまし、時、種子命の末大鹿島命、祭官になりて鎌足大臣の父小徳冠御食子までも、その官にて仕へたり。鎌足に至りて大勳をたて世に寵せられしによりて、祖業を起し先烈をさかやかされける。無止事なり。且は神代よりの餘風なれば、然るべき理とこそ覺え侍れ。後に内臣に任じ、大臣に轉じ、大織冠となる。正一位の名なり又中臣をあらためて藤原の姓を給へり。内臣に任ぜらるゝ事はこの御代にはあらず、事の次にしるす。この天皇天下を治め給ふ事三年ありて、同母の御弟輕の王に譲り給ふ。御名を皇祖母の尊とぞ申ける。

七六 孝 德 天 皇

第三十七代孝德天皇は、皇極同母の弟なり。乙巳の年即位、攝津國長柄豊崎の宮にまします。

▲長柄豊崎の宮―
西成郡本莊村。

七七 八省百官

この御時始めて大臣を左右にわかたる。大臣は成務の御時、武内宿禰始めてこれに任ず。仲哀の御代に又大連の官をもおかる。大臣大連並びて政をしれり、この御時大連をやめて左右の大臣とす。又八省百官を定めらる。中臣鎌足を内臣になし給ふ。天下を治め給ふ事十年、五十九歳おまし／＼き。

七八 齊明天皇

第三十八代齊明天皇は、皇極の重祚なり。

七九 重祚先例

重祚と云ふ事は、本朝にはこゝに始まれり。異朝には殷の太甲不明なりしかば、伊尹これを桐宮に退けて、三年政をどれりき。されど帝位をすつるまではなきにや。太甲あやまらるを悔いて徳をさめしかば、本の如く天子とす。晋の世に桓玄と云ひし者、安帝の位を奪ひて、八十日ありて義兵のために殺されしかば、安帝位に歸り給ふ。唐の世となりて則天皇后世を亂られし時、わが所生の子なりしかども、中宗を捨て、廬陵王とす。同じ御子豫王を立てられしをも、又捨てて自位に居給ふ。後に中宗位に歸りて、唐の祚たえず、豫王も又重祚あり。こ

▲八十日—慶安本十日に作る。

▲岡本の宮—高市郡岡村。

れを睿宗と云ふ。これぞまさしき重祚なれど、二代にはたてず。中宗睿宗とぞ連ねたる。わが朝に皇極の重祚を齊明と號し、孝謙の重祚を稱徳と號す。異朝にかはれり。これ天日嗣を重くする故か。先賢の義定めて由あるにや。乙卯の年即位、この度は大倭の岡本にまします。後の岡本宮と申す。

八〇 三韓屬唐

この御世はもろこしの唐の高宗の時に當れり。高麗をせめしによりて、援の兵を申し請しかば、天皇皇太子筑紫まで向はせ給ふ。されど三韓終に唐に屬つにしかば、軍をかへされぬ。その後も三韓好を忘るゝまではなかりけり。皇太子と申すは、中大兄皇子の御事なり。孝徳の御代より太子に立ち給ふ。この御時は、攝政し給ふと見えたり。天皇天下を治め給ふ事七年、六十八歳おまし／＼き。

八一 天智天皇

第三十九代第廿五世天智天皇は、舒明の御子、御母は皇極天皇なり。壬戌の年即位、近江の國大津の宮にまします。

八二 藤原朝臣

即位四年八月に、内臣鎌足を内大臣大織冠とす。又藤原朝臣の姓を給ふ。昔の

▲大津宮—滋賀郡錦織村。

▲國忌—先帝崩御の日。

▲近江の朝廷の臣のなかに云々—日本書紀に、蘇賀安磨素東宮所好、密願—東宮—曰、有レ意而言矣、東宮於レ茲疑レ有ニ隱謀—而憤レ之と見えたり。

大勳を賞し給ひければ、朝獎ならびなし。前後封を賜ふ事一萬五千戸なり。病の間にも御幸してとぶらひ給ひけるとぞ。

八三 中興の祖

この天皇中興の祖にまします。光仁の御祖なり國忌は時に隨ひて改まれども、これは長くかはらぬ事になりなき。天下を始め給ふ事十年、五十八歳おまし〜き。

八四 天武天皇

第四十代天武天皇は、天智同母の弟なり。皇太子に立ちて大倭にまし〜き。天智は近江にまします。御病ありしに太子を呼び申し給ひけるを、近江の朝廷の臣のなかに告げしらせ申す人ありければ、御門の御意の趣にやありけん、太子の位を自退きて、天智の御子太政大臣大友の皇子に譲りて、芳野の宮に入り給ふ。

八五 壬申の變

天智かくれ給ひて後、大友の皇子猶危まれけるにや、軍を召して芳野を襲はんとぞはかり給ひける。天皇密に芳野を出で、伊勢にこえ、飯高の郡に至りて、大神宮を遙拜し、美濃へかゝりて、東國の軍を召す。皇子高市參り給ひしを、

▲勢多—近江國。▲皇子殺され給ひて、自給ひぬ。▲明治三年七月、證を奉りて、弘文天皇と申す。▲大臣以下云々—左大臣赤兄は流刑に、右大臣金は死刑に、壹せられ、其罪に壹せられ、處で他數名流罪に處せらる。▲飛鳥淨御原の宮在り。▲上下云々—日本書紀に、十一月六日、御宇に、漆沙冠一とあり。▲草壁わかまし。▲天皇元草壁皇子二十歳にまします。▲藤原の宮—高市郡小原村の藤原井の地。▲長岡天皇と申す。▲淳仁天皇天平寶字二年八月に岡宮

大將軍として美濃の不破の關を守らしめ、天皇は尾張の國にぞ越え給ひける。國々皆隨ひ申ししかば、不破の關の軍にうちかち則ち勢多に臨みて合戦あり。皇子の軍破れて、皇子殺され給ひぬ。大臣以下或は誅に伏し、或は遠流せらる。軍に隨ひ申す輩、しなく〜に依りてその賞を行はる。壬申の年即位、大和の飛鳥淨御原の宮にまします。

八六 朝禮制定

朝廷の法度多く定められにけり。上下漆ぬりの頭巾をきる事も、この御時より始まる。天下を治め給ふ事十五年、七十三歳おまし〜き。

八七 持統天皇

第四十一代持統天皇は、天智の御女なり。御母は越智娘、蘇我の山田石川磨の大臣の女なり。天武天皇太子にまし〜しより妃とし給ふ。後に皇后とす。皇子草壁若くまし〜しかば、皇后朝にのぞみ給ふ。戊子の年なり。庚寅の春正月一日即位、大和の藤原の宮にまします。草壁の皇子は太子に立ち給ひしが、世を早くし給ふによりて、その御子輕の王を皇太子とす。文武にまします。前の太子は後に追號ありて長岡の天皇と申す。

八八 太上天皇

この天皇天下を治め給ふ事十年、位を太子に譲りて太上天皇と申しき。太上天皇といふことは、異朝に漢の高祖の父を大公と云ふ尊號ありて太上天皇と號す。その後後魏の顯祖、唐の高祖玄宗睿宗等なり。本朝にては昔その例なし。皇極天皇位を遁れ給ひしも、皇祖母の尊と申しき。この天皇よりぞ、太上天皇の號は侍りける。五十八歳おまし〜き。

八九 文武天皇

第四十二代文武天皇は、草壁太子第二の子、天武の嫡孫なり。御母は阿閉の皇女、天智の御女なり。後に元明天皇と申す。丁酉の年即位、猶藤原の宮にまします。

九〇 大寶律令

この御時唐國の禮をうつして、宮室の作り、文武官の衣服の色までも定められき。又即位五年辛丑より始めて年號あり、大寶といふ。これよりさきに孝徳の御代に大化、白雉、天智の御時白鳳、天武の御代に朱雀、朱鳥など云ふ號ありしかども、大寶より後にぞ絶えぬ事にはなりぬる。依りて大寶を年號の始とするなり。又皇太子を親王といふ事この御時に始まる。

御宇天皇と追號を奉りし事あり、それないふにや。

▲この天皇―持統天皇。

▲此大臣平城に移さる云々―元明天皇和銅三年三月興福寺を平城に移す▲玄昉といふ僧云々―玄昉の入唐は靈龜二年なり、天平七年歸朝す。

九一 藤氏四門

又藤原の内大臣鎌足の子不比等ふひたうの大臣執政の臣にて律令なども撰び定められき。藤原の氏この大臣よりいよ〜盛になれり。四人の子おはしき。これを四門と云ふ。一門は武智丸の大臣の流、南家と云ふ。二門は參議中衛の大將房前の流、北家といふ。今の攝政大臣及びさるべき藤原の人々は皆この末なるべし。三門は式部卿宇合の流、式家と云ふ。四門は左京太夫麻呂の流、京家といひしが、早く絶えにけり。南家式家も儒胤にて、今に相續すといへども、唯北家のみ繁昌す。房前の大將人に異なる陰徳こそおはしけめ。

九二 山科寺

又不比等の大臣は、後に淡海公と申すなり。興福寺を建立す。この寺は大織冠の建立にて、山背の山科に在しを、この大臣平城に移さる、仍て山科寺とも申すなり。後に玄昉と云ふ僧唐へ渡りて、法相宗を傳へて、この寺に弘められしより、氏の神春日明神も殊にこの宗を擁護し給ふとぞ。春日神は天兒屋根神を本とす本社は河内の平岡にまします。春日に移り給ふ事は、神護景雲年中の事なり云々、然らばこの大臣以後の事なり。又春日の第一の御殿は常陸の鹿島神、第二は下總の香取神、第三は平岡、第四は姫御と申す。しかれば藤原の氏の神は二の御殿にまします。この天皇天下を治め給ふ事十一年、二十五歳おまし〜き。

九三 元明天皇

第四十三代元明天皇は、天智第四の女、持統異母の妹、御母は蘇我嬪、これも山田石川麿の大臣の女なり。草壁太子の妃、文武の御母にまします。丁未の年即位、戊申に改元。

九四 平城奠都

三年庚戌始めて大倭の平城の宮に都を定めらる。古には代毎に都を改め、則ちその御門の御名によび奉りき。持統天皇藤原の宮にまし、を、文武始めて改め給はず。この元明天皇平城に移りまし、より、又七代の都になれりき。天下を治め給ふ事七年、禪位ありて太上天皇と申し、が、六十一歳おまし、き。

九五 元正天皇

第四十四代元正天皇は、草壁太子の御女、御母は元明天皇、文武同母の姉なり。乙卯の年正月に攝政、九月に受禪。その日即位、十一月に改元、平城の宮にまします。この御時百官に笏をもたしむ。五位以上は牙の笏、六位は木笏。天下を治め給ふ事九年、禪位の後二十年、六十五歳おましき。

九六 聖武天皇

▲丁未—慶雲四年。
▲戊申に改元—和銅と改元。
▲平城の宮に都を定めらる—和銅三年三月辛酉都を平城に遷す。今の添上郡奈良町。
▲乙卯—和銅八年。
▲十一月に改元—靈龜と改元。
▲百官に笏をもたしむ—養老三年二月壬戌、百官に始めて笏を把らしむ。
▲六位は木笏—六位以下は木笏なり。六位のみ—思ふべからず、職事主典已上並に散位は皆把笏を聽されたり。

▲甲子の年即位改元—養老八年神龜と改元す。

▲諸國に國分寺云々—天平十三年三月なり。

▲藤原廣繼と云ふ人云々—天平十二年九月なり。

第四十五代聖武天皇は、文武の太子、御母は皇太夫人藤原の宮子、淡海公不比等の大正の女なり。豊櫻彦の尊と申す。をさなくまし、によりて、元明元正まづ位に居給ひき。甲子の年即位改元、平城の宮にまします。

九七 東大寺創立

この御代大きに佛法を崇め給ふ事先代に超えたり。東大寺を建立し、金銅十六丈の佛を作らる。又諸國に國分寺及び國分尼寺を建て、國土安穩の爲に、法華最勝兩部の經を講せらる。又多くの高僧他國より來朝す。南天竺の婆羅門僧正、菩提と林邑の佛言、唐の鑑真和尚等これなり。眞言の祖師中天竺の善無畏三藏も來り給へりしが、密機未だ熟せずとて歸り給ひにけりともいへり。この國にも行基菩薩、良辨僧正など權化の人なり。天皇、婆羅門僧正、行基、良辨をば四聖とぞ申し傳へたる。

九八 藤原廣繼

この御時、太宰少貳藤原廣繼と云ふ人、式部卿字合の子なり。謀叛の聞え有りて追討せらる。玄昉僧正の讒によれりともいへり。依て靈となる。今の松浦の明神なり。

九九 伊勢神宮行幸

祈禱のため伊勢の神宮に行幸ありき。

一〇〇 長屋王誅罰

左大臣長屋王太政大臣高市王の子罪ありて誅せらる。

一〇一 陸奥國貢金

又陸奥の國より始めて黄金を奉る。この朝に金ある始めなり。國の司の王賞有て三位に敘す。佛法繁昌の感應なりとぞ。

一〇二 天皇出家の始

天下を治め給ふ事二十五年、天位を御女高野姫の皇女に譲りて太上天皇と申す。後に出家せさせ給ふ。天皇出家の始めなり。昔天武東宮の位を遁れて御ぐしおろし給へりしかど、それは暫くの事なりき。皇后光明子も同じく出家せさせ給ふ。この天皇五十六歳おまし〜き。

一〇三 孝謙天皇

第四十六代孝謙天皇は、聖武天皇の御女、御母は皇后光明子、淡海公不比等の大臣の女なり。聖武の皇子安積の親王世を早くして後男子まします。仍りて此の皇女立ち給ひき。己丑の年即位改元、平城宮にまします。天下を治め給ふ事

▲神宮に行幸ありき—天平十二年十月なり。
▲長屋王罪ありて云々—讒言によりて殺されしなれば、其實は罪なきなり。
▲黄金を奉る—天平廿一年二月なり。

▲己丑の年—天平勝寶元年。

▲廢帝—天平神護元年十月淡路國にて崩す、明治三年七月益を奉りて淳仁と申す。

▲知太政官事といふ職を授けられ—文武天皇養老四月八月なり。

▲日本紀—養老四年五 撰進す。
▲後に追號ありて云々—天平寶字三年六月、追尊して崇道盡敬皇帝と云ふ。

▲戊戌—天平寶字二年なり。
▲事ありて—押勝の亂なり。
▲庚戌—乙己の誤なり、庚戌は寶龜元年にして光仁即位の年なり、乙巳は天平神護元年にして稱徳即位の年なり。

十年、大炊の王を養子として皇太子とす。位を譲りて太上天皇と申す。出家せさせ給ひて平城の西宮になむまし〜ける。

一〇四 淳仁天皇

第四十七代淡路廢帝は、一品舍人親王の子、天武の御孫なり。御母は上總介當麻たぎまの老が女なり。舍人親王は皇子の中に御身の才もましますにや。知太政官事と云ふ職を授けられ、朝務を輔佐し給ひけり。日本紀もこの親王勅を承りて撰び給ふ、後に追號ありて盡敬天皇と申す。孝謙天皇御子まします。亦御兄弟もなかりければ、廢帝を御子にして譲り給ふ。但年號なども改められず。女帝の御まゝなりしにや、戊戌の年即位、天下を治め給ふ事六年。事有りて淡路の國に移され給ふ。三十三歳おまし〜き。

一〇五 稱徳天皇

第四十八代稱徳天皇は、孝謙の重祚なり。庚戌の年正月一日更に即位。同七日改元。

一〇六 惠美押勝

太上天皇密に藤原の武智丸むちまるの大臣の第二の子押勝を幸し給ひき。大師その時太政大臣を改め

▲ありしに—青蓮院本ありしかばに作る。
 ▲上皇の宮を傾けんとせしに云々—天平寶字八年九月乙巳藤原惠美押勝反す。

▲にぞ—こそその誤なるべし。

▲太政大臣になし

て大師と正一位になる。見給へばゑましましきとて、藤原に二字をそへて惠美の姓を給ひき。天下の政しかしなから委任せられにけり。後に道鏡と云ふ法師弓削の氏の人なり。又寵幸ありしに、押勝怒をなし、廢帝をすゝめ申して、上皇の宮を傾けんとせしに、事顯はれて誅に伏しぬ。帝も淡路に移され給ふ。かくて上皇重祚あり。さきに出家せさせ給へりしかば、尼ながら位に居給ひけるにこそ、非常の極なりけんかし。唐の則天皇后は太宗の女御にて、才人と云ふ官に居給へりしが、太宗かくれ給ひて尼に成りて、感業と云ふ寺におはしけるを、高宗見給ひて、長髪せしめて皇后とす。諫め申す人多かりしかとも用ゐられず。高宗崩じて中宗位に居たまひしを退け、睿宗を立られしをも又退けて、自帝位に即き國を大周と改む。唐の名を失はんとおもひ給ひけるにや。中宗睿宗もわが牛み給ひしかども、捨てて諸王とし、自のやから武氏の輩を以て國を傳へしめんさへし給ひき。その時にぞ法師も宦者もあまた寵せられて、世に譏らるゝためし多く侍りしか。

一〇七 道鏡 禪師

この道鏡始めは大臣に准して、日本准大臣の大臣禪師といひしを、太政大臣になし

給ふ—天平神護元年閏十月庚寅、道鏡を太政大臣禪師とす。
 ▲つき—花山院本つき—のに作る。
 ▲納言參議にも云々—圓興を法臣に任じ、基眞を法參議大律師に任ぜられし類なり。
 ▲眞備—白山本眞吉備に作る。

▲下野の講師—寶龜元年八月道鏡を下野國藥師寺別當とす。

給ふ。それによりてつき—納言參議にも法師を交へなされにき。道鏡世を心のまゝにしければ、争ふ人のなかりしにや。大臣吉備の公、右中辨藤原の百川などありき。されども力及ばざりけるにこそ。法師の官に任ずる事は、唐より始めて僧正僧統など云ふ事のありし。それすら出家の本意には非ざるべし。況や俗官に任ずる事有るべからぬここにこそ。されども唐土にも南朝の宋の世に惠琳と云ひし人、政にまじらひしを黒衣宰相といひき。但これは官に任すとは見えず。梁の世に惠超と云ひし僧、學士の官になりき。北朝魏の明元帝の代に法果と云ふ僧、安城公の爵を給はる。唐の世となりてはあまた聞えき。肅宗の朝に道平といふ人、帝と心を一にして、安祿山が亂を平げし故に、金吾將軍になされにけり。代宗の時天竺の不空三藏をたうとび給ふあまりにや。特進試鴻臚卿を授けらる。後に開府儀同三司肅國公とす。歸寂ありしかば、司空の官をおくらる。司空は大臣の官なり。則天の朝よりこの女帝の御代まで六十年ばかりにや。兩國の事相似たりとぞ。天下を治め給ふ事五年、五十七歳おまし—き。天武、聖武國に大功あり、佛法をも弘め給ひしに皇胤まします。この女帝にて絶え給ひぬ。女帝かくれ給ひしかば、道鏡をば下野の講師になして流し下されにき。

一〇八 和氣清麿

抑この道鏡は、法王の位を授けられたりしを、猶あかずして皇位につかんと云ふ志有りけり。女帝さすがに思ひ煩ひ給ひけるにや、和氣の清麿と云ふ人を勅使に差して、宇佐の八幡宮に申されける。大菩薩さまへ託宣ありて更に許されず。清麿歸參して有のまゝに奏聞す。道鏡いかりをなして、清麿がよぼろ筋を断ちて、土佐の國に流し遣はす。清麿愁へ悲みて、大薩菩を恨みかこち申しければ、小蛇出で來てその疵をいやしてけり。光仁位に即き給ひしかば、則召し歸へさる。神威をたうとび申して、河内國に寺を立て神願寺といふ。後に高雄の山に移し立つ。今の神護寺これなり。件の比までは神威もかくいちじるき事なりき。道鏡終に望をどげず。女帝も亦程なくかくれ給ふ。宗廟社稷をやすくする事は、八幡の冥慮たりし上に、皇統を定め奉る事は、藤原の百川の朝臣の功なりとぞ。

一〇九 光仁天皇

第四十九代第二十七世光仁天皇は、施基皇子の子、天智天皇の御孫なり。皇子は第三の御子なり、追號ありて御母は贈皇太后紀旅子、贈太政大臣旅人の女なり。白壁王と田原の天皇と申す。

▲託宣ありて云々
一續日本紀に、大神託宣曰、我國家開闢以來君臣定矣、以レ臣爲レ君未レ之有レ也、天之日嗣必立ニ皇緒、無道之人宜ニ早掃除一と見ゆ、神護景雲三年九月の事なり。
▲土佐の國に清麿を流せるは大隅國なり、同じ時土佐國へ其姉法均尼を流されたれば混じてかく誤れるにや。
▲高雄の山一山城國葛野郡。

▲異議一花山院本青蓮院本、白山本、異儀に作る、今大澤本、慶安本に従ふ。
▲そのかみ逆臣を誅し、蘇我入鹿蝦夷等を誅し給ひし事。
▲六十二一白山本六十三に作る。
▲十一月に改元一寶龜と改元。

▲彼所生の皇子早良親王太子に立ち給ひき一早良親王の母は高野新笠なれば、こゝは他戸親王の誤なるべし。

申しき。天平年中に御年二十九にて從四位下に敍し、次第に昇進せさせ給ひて、正三位勳二等大納言に至り給ひき。稱徳かくれましくしかば、大臣以下、皇胤の中を選び申しけるに、各異議ありしかども、參議百川と云ひし人この天皇に心ざし奉りて、はかりごとをめぐらして定め申してき。天武世をしり給ひしより争ひ申す人なかりき。然れども天智御兄にて先日嗣をうけ給ひ、そのかみ逆臣を誅し國家をも安んじ給へり。この君のかく繼體に備り給ふ。猶正にかへるべきいはれなるにこそ。先皇太子に立ち則受禪、御年六十二今年庚戌の年なり。十月に即位、十一月に改元。平城宮にまします。天下を治め給ふ事十二年、七十三歳おまし〜き。

一一〇 桓武天皇

第五十代第二十八世桓武天皇は、光仁第一の子、御母は皇太后高野の新笠、贈太政大臣乙繼の女なり。光仁即位の始、井上のの内親王聖武の御女を以て皇后とす。かの所生の皇子早良親王太子に立ち給ひき。然るを百川の朝臣、この天皇にうけつがしめ奉らんと心ざして、又はかりごとをめぐらし、皇后及び太子を捨て、終に皇太子にすゑ奉りき。その時暫く不許なりければ、四十日まで殿の前に立

▲太子は後に追號云々—延曆十九年七月早良親王を追崇して崇道天皇と稱す。

▲辛酉—天應元年▲壬戌に改元—延曆と改元。

▲長岡—乙訓郡。

▲今の平安城—延曆十三年十月廿一日車駕を平安城に遷さる。同十四年山背國を改めて山城國とす。

▲山背の國—國青蓮院本字に作る。

▲蜂岡—山城國葛野郡なり、今太秦と云ふ。

▲四神—左は蒼龍右は白虎、前は朱雀、後は玄武、即四神。

ちて申しけりどぞ。類なき忠烈の臣なりけるにや。皇后前太子せめられて失せ給ひにき。死靈を安められんためにや。太子は後に追號ありて崇道天皇と申す。辛酉の年即位、壬戌に改元。

一一一 平安奠都

始めは平城にまします、山背の長岡に移りて十年計都なりしが、又今の平安城に移さる。山背の國をも改めて山城といふ。永代にかはるまじくなんはからはせ給ひける。昔聖德太子蜂岡太秦なりのぼり給ひて、今の城を見廻らして、四神相應の地なり。百七十餘年ありて、都を移されて、かはるまじき所なりとの給ひけるとぞ申し傳へたる。その年紀もたがはず、又數十代不易の都と成りぬる。誠に王氣相應の福地たるにや。

一一二 傳教弘法兩師入唐

この天皇大きに佛法をあがめ給ふ。延曆二十三年傳教弘法勅を受けて唐へ渡り給ふ。その時則唐朝へ使を遣はさる。大使は參議左大辨兼越前守藤原の葛野丸の朝臣なり。傳教は天台の道邃和尚にあひて、その宗をきはめて、同じき二十四年大使と共に歸朝せらる。弘法は猶かの國に留りて、大同年中に歸り給ふ。

一一三 坂上田村丸

この御時東夷叛亂しければ、坂上の田村丸を征東大將軍になして遣はされしに、悉く平げて歸りまうでけり。この田村丸は武勇人に勝れたりき。初は近衛の將監になり。少將にうつり、中將に轉じ、弘仁の御時にや、大將にあがり、大納言をかけたたり。文をも兼ねたればにや、納言の官にもものぼりにける。子孫は今に文士にてぞ傳はれる。天皇天下を治め給ふ事二十四年、七十歳おまし〜き。

— 卷三終 —

▲子孫云々—後世坂上家として、明法道にては、中原家と並び稱せられたり。

▲二十四年七十歳—青蓮院本二十五年七十七歳に作る。

新注神皇正統記卷之四

一一四 平城天皇

第五十一代平城天皇は、桓武第一の子、御母は皇太后藤原の乙牟漏おとむろ、贈太政大臣良繼よしつぐの女なり。丙戌の年即位改元、平安宮にまします。これより遷都なきによりて、御在所をすすべからず。天下を治め給ふ事四年。太弟に譲りて太上天皇と申す。平城の舊都に歸りてすませ給ひけり。尙侍藤原の薬子を寵しましけるに、その弟參議右兵衛督仲成等申し勸めて、逆亂の事ありき。田村丸を大將軍として追討せられしに、平城の軍破れて、上皇出家せさせ給ふ。御子東宮高岳の親王も捨てられて同じく出家、弘法大師の弟子になり、眞如親王と申すはこれなり。薬子仲成等は誅にふしぬ。上皇五十一歳おまし／＼き。

一一五 嵯峨天皇

第五十二代第二十九世嵯峨天皇は、桓武第二の子、平城同母の弟なり。太弟に立ち給へりしが、己丑の年即位、庚寅に改元。

▲丙戌の年即位改元—改元して大同といふ。

▲仲成等申勸めて逆亂の事ありき—弘仁元年九月藤原仲成等反す。薬子薬を飲みて死し仲成誅せらる。

▲己丑—大同四年
▲庚寅に改元—弘仁と改元。

▲格式なども云々—弘仁十一年藤原冬嗣勸を奉じて弘仁格式を撰進す。後貞觀年中及び延喜年中格式を撰す。

▲橘太后—嵯峨天皇の后、名は嘉智子、橘清友の女。
▲天台眞言の兩宗も云々—弘仁三年七月傳教大師叡山に法華堂を建て、同七年弘法大師高野山に金剛峯寺を建つ。

一一六 格式撰定

この天皇幼年より聰明にして、讀書を好み諸藝を習ひ給ふ。又謙讓の大度もましましけり。桓武の帝鍾愛無雙の御子になんおはしける。儲君に居給ひけるも、父の御門繼體のために願命しまし／＼けるにこそ。格式などもこの御時より撰び始められにき。

一一七 天台眞言兩宗弘布

又深く佛法を崇め給ふ。先世に美濃の國神野と云ふ所に貴き僧ありけり。橘太后の先世にねんごろに給仕しけるを感じて、相共に再誕ありとぞ。御諱をかろの神野と申しけるも自然に叶へり。傳教御名最澄弘法御名空海兩大師唐より傳へ給ひし天台眞言の兩宗も、この御代よりこそ弘まり侍りけれ。この兩大師たゞなる人におはせず。

一一八 傳教大師

傳教入唐以前より、比叡山を開きて練行せられけり。今の根本中堂の地を開かれけるに、八の舌ある鑰を求め出で、唐までもたれたり。天台山にのぼりて、智者大師天台の宗おこりて四代の祖なり。天台大師とも云ふ。六代の正統道邃和尚に謁して、その宗を習はれし

▲陸淳—慶安本類
從本陸文に作る。
▲印記の文—大澤
本文の下にの字あり。
▲志磐—白山本盤
に作り、類從本繁
に作る、今花山院
本青蓮院本大澤本
に從ふ。

に、かの山に智者歸寂より以來、鑰を失ひて開かざる一の藏ありき。試にこの鑰にてあけらるるにとゞこほらす、一山こぞりて渴仰しけり。依りて一宗の奥義のこる所なく傳へられたりとぞ。その後慈覺智證兩大師又入唐して、天台眞言を究め習ひて、叡山に弘められしかば、かの門風いよ／＼盛になりて、天下に流布せり。唐國亂れしより、經教多く失せぬ。道遂より四代に當れる義寂と云ふ人まで、唯觀心を傳へて、宗義を明らむる事絶えにけるにや。吳越國の忠懿王、姓は錢、名は鏐、唐の末つかたより、東南の吳越を領して偏霸の主たり。此宗の衰へぬる事を歎きて、使者十人を差してわが朝に送り、教典を求めしむ。悉く寫し畢りて歸りぬ。義寂これを見明めて、更にこの宗を再興す。もろこしには五代の中後唐の末様なりければ、わが朝には朱雀天皇の御代にや當りけん。日本より返し渡したる宗なれば、この國の天台宗はかへりて本となれるなり。凡傳教かの宗の祕密を傳へられたる事も、唐の台州刺史陸淳が印記の文あり。悉く一宗の論疏を寫し國に歸れる事も、釋志磐が佛祖統記にのせたり。異朝の書に見えたり。

一一九 弘法大師

弘法は母懷胎の始め、夢に天竺の僧來りて、宿を借り給ひけりとぞ。寶龜五年

▲第六—花山院本
第七に作る、
▲瀉瓶—宗師の法
を遺りなく其身に
うけ傳ふる事。

甲寅六月十五日に誕生。この日唐の大曆九年六月十五日に當れり。不空三藏入滅す。依りてかの後身と申すなり。且は惠果和尚の告にも、われと汝と久しき契約あり、誓ひて密藏を弘めむとあるもこの故にや。渡唐の時にも、或は五筆の藝を施し、様々の神異ありしかば、唐の主順宗皇帝殊に仰ぎ信じ給ひき。かの惠果は眞言第六の祖師なり。不空の弟子。和尚六人の附法あり。劔南の惟上、河北の義圓、金剛一界を傳ふ。新羅の惠日、訶陵の辨弘、胎藏一界を傳ふ。青龍の義明、日本の空海、兩部を傳ふ。義明は唐朝におきて灌頂の師たるべかりしが、世を早くす。弘法六人の中に瀉瓶たり。惠果の俗弟子吳殷が纂の詞有り。然れば眞言の宗には正統なりといふべきにや。これ又異朝の書に見えたるなり。傳教も不空の弟子順曉に逢ひて、眞言を傳へられしかば、在唐いくはく幾もなかりしかば、深く學せられざりしにや。歸朝の後弘法にもとぶらはれけり。又今はこの流絶えにたり。慈覺智證は惠果の弟子、義操法潤と聞えしが弟子法全に逢ひて傳へらる。

一二〇 本朝七宗

凡本朝流布の宗今は七宗なり。この中にも眞言天台の二宗は、祖師の意巧専ら鎮護國家のためと心ざされけるにや。比叡山には比叡と云ふ事。桓武傳教と心を一にし、興隆せられし故に名付くと、彼山の

- ▲眞言院を立つ—
仁明天皇承和元年
正月。
- ▲三流の眞言—延
曆寺 園城寺、東
寺の三流。
- ▲綱所—僧綱の役
所。
- ▲寺門山門—延曆
寺、園城寺。

輩これを稱す。然れど舊事本紀に比叡の神の御事見えたり。顯密並びて紹隆す、殊に天子本命の道場を立て、御願を祈る地なり。つくべし。又根本中堂を止觀院と云ふ。法花の經文につき、天台の宗義によるに、かた／＼鎮護の深義ありとぞ。東寺は桓武遷都の始、皇城の鎮のためにこれを立てらる。弘仁の御時弘法に給ひて、永く眞言の寺とす。諸宗の雜住を許さざる地なり。この宗を神通乗と云ふ。如來果上の法門にして、諸教に超えたる極秘密と思へり。就中わが國は神代よりの縁起、この宗の所説に符合せり。この故にや、唐朝に流布せしは暫くの事にて、則日本に留まりぬ。相應の宗なりといふも理にや。大唐の内道場に準じて、宮中に眞言院を立つ。もとは勸解由使の廳なり。大師奏聞して、毎年正月この所にて御修法あり。國土安穩の祈禱、稼穡豐饒の祕法なり。又十八日の觀音供、晦日の御念誦等も。宗に依りて深意あるべし。三流の眞言何れと云ふべきならねど、眞言を以て諸宗の第一とする事も、むねと東寺によれり。延喜の御宇に綱所の印鑑を、東寺の一の阿闍梨に預けらる。仍りて法務の事を知行して諸宗の一座たり。山門寺門は天台をむねとする故にや。顯密を兼ねたれど、宗の長をも天台座主と云ふめり。この天皇諸宗をならべて興させ給ひける中にも、傳教弘法御歸依深かりき。傳教始め

- ▲四所戒壇—東大
寺、延曆寺、下野の
藥師寺、筑前の觀
世音寺。

- ▲孝徳の御世に高麗の僧惠觀云々—
孝徳紀には見えず
推古紀を按ずるに
三十三年正月高麗
王僧慧灌を貢す。
扶桑略記に、天下
早覺慧灌着二青
衣一講三論三論一廿
兩已降一仍賞任二
僧正一住二元興寺一
流二布三論法門一
建二井上寺一とあ
れば、孝徳云々は
誤ならむ。
- ▲この三宗—華
嚴、三論、法相。

て圓頓の戒壇を立つべき由奏せられしを、南京の諸宗表をあげて争ひ申し、かど、終に戒壇の建立を許され、本朝四ヶ所の戒壇となる。弘法は殊更師資の御約ありければ、重くし給ひけるとぞ。

一一一 華嚴三論兩宗

この兩宗の外、華嚴三論は東大寺にこれを弘めらる。かの華嚴は唐の杜順和尚より盛になれりしを、日本の良辨僧正傳へて、東大寺に興隆す。この寺は則この宗に依りて建立せられけるにや。大華嚴寺と云ふ名あり。三論は東晋の同時に、後秦と云ふ國に羅什三藏と云ふ師來りて、この宗を開きて世に傳へたり。孝徳の御世に高麗の僧惠觀來朝して傳へ始めける。然らば最前流布の教にや。その後道慈律師請來して大安寺に弘めき。今は華嚴と並びて東大寺にあり。法相は興福寺にあり。唐の玄奘三藏天竺より傳へて國に弘めらる。日本の定惠和尚冠の子の國に渡り、玄奘の弟子たりしかど、歸朝の後世を早くす。今の法相は玄奘二世の弟子に逢ひて、これを傳へて流布しけるとぞ。春日の神も殊更この宗を擁護し給ふなるべし。この三宗に天台を加へて四家の大乘と云ふ。

一二二 俱舍成實兩宗
俱舍成實など云ふは小乗なり。道慈律師同じく傳へて流布せられけれども、依學の宗にて、別にこの宗を立つる事なし。わが國大乘純熟の地なればにや、小乗を習ふ人のなきなり。

一二三 南北律宗

又律宗は大小に通ずるなり。鑑真和尚來朝して弘められしより、東大寺及び下野の藥師寺、筑紫の觀音寺に戒壇を立て、この戒を受けぬ者は、僧籍につらならぬ事に成りにき。中古よりこのかたその名ばかりにて、戒躰を守る事だにも絶えにけるを、南都の思圓上人等章疏を見明めて戒師となる。北京には我禪上人入宋して、かの土の律法を傳へてこれを弘む。南北の律再興して、かの宗に入る輩は、威儀を具することふるきがごとし。

一二四 禪宗

禪宗は佛心宗とも云ふ。佛の教外別傳の宗なりとぞ。梁の代に天竺の達磨大師來りて弘められしに、武帝に機叶はず。江を渡りて北朝に至る。嵩山と云ふ所に留まり、面壁して年を送られけり。後に惠可これを嗣ぐ。惠可より下四世に

▲思圓—慶安本思圓に作る。今花山院以下の諸本に従ふ。又類從本南都の上興正菩薩の四字あり。
▲北京—南都奈良に對して平安城を北京といふ。
▲武帝に機叶はず—青蓮院本慶安本武帝に機叶はずに作る。

▲異朝—慶安本我朝に作る。

▲この兩師—類從本彼兩太師に作る。

弘忍禪師と聞えし嗣法南北に相わかる。北宗の流をば、傳教慈覺傳へて歸朝せられき。安然和尚慈覺の孫弟子教時評論と云ふ書に、教理の淺深を判するに、眞言、佛心、天台とつらねたり。されどけ傳ふる人なくて絶えにき。近代となりて南宗の流多く傳はる。異朝には南宗の下に五家あり。その中臨濟宗の下より又二流となる。これを五家七宗と云ふ。本朝には榮西僧正黃龍の流を汲みて傳來の後に、聖一上人石霜の下つかた虎丘の流れを無準にうく。かの宗の弘まる事は、この兩師よりの事なり。打ちつゞき異朝の僧もあまた來朝し。この國よりも渡りて傳へしかば、諸家の禪多く流布せり。五家七宗とはいへども、以前の顯密權實等の不同には相似べからず。いづれも直指人心、見性成佛の門をば出でざるなり。

一二五 帝王學

弘仁の御宇より眞言天台の盛になれる事を、聊し侍るにつきて、大方の宗に傳來の趣きを載せたり。極めて誤り多く侍らん。但君としては、いづれの宗をも大概しろしめて捨てられざらん事ぞ、國家攘災の御計はかりごとなるべき。菩薩大士もつかさどる宗あり。わが朝の神明も取り分き擁護し給ふ教へあり。一宗に

▲宗に—一本宗もに作る。

▲根機—心根の機
關なり。

▲儒道の二教—孔
子、老子の教。

▲飢ゑざらしめ—
花山院青蓮院二本
めの下すの字あ
り。

志ある人、餘宗を誇り賤しむ、大きな誤りなり。人の根機品々なれば教法も無盡なり。況やわが信する宗をだに明めずして、未だ知らざる教を誇らんは、極めたる罪業にや。われはこの宗に歸すれども、人はまたかの宗に心ざす、共に随分の益あるべし。これ皆今生一世の値遇にあらず。國の主ともなり、輔政の人ともなりなば、諸教を捨てず、機を漏さずして、得益の廣からん事を思ひ給ふべきなり。且は佛教にかぎらず、儒道の二教乃至諸の道、賤しき藝までもおこし用ゐるを、聖代と云ふべきなり。凡男夫は稼穡を勤めて己も食し、人に與へても飢ゑざらしめ、女子は紡績を事として自ら衣、人をもあたゝかならしむ。賤しきに似たれども人倫の大本なり。天の時に隨ひ、地の利によれり。この外商沽の利を通ずるもあり。工巧の態わざを好むもあり。仕宦に心ざすもあり。これを四民と云ふ。仕宦するにとりて文武の二道あり。坐して以て道を論ずるは文士の道なり。この道に明かならば相とするに堪へたり。征きて以て功を立つるは武人のわざなり。このわざに譽あらば將とするに足れり。されば文武の二は暫くも捨て給ふべからず。世亂れたる時は、武を右にし、文を左にす、國治まれる時は、文を右にし、武を左にすともいへり。古に右を上とす、よかゝの如く

▲しるす—花山院
本白山本大澤本す
るに作る。

▲五聲—宮、商、
角、徵、羽。

▲十二律—六律六
呂、六律とは黃鐘、
大簇、姑洗、蕤賓、
夷則、無射を云ひ、
六呂とは大呂、夾
鐘、仲呂、林鐘、南
呂、應鐘をいふ。

▲術なからん—大
澤本類從本術なら
んに作る。今花山
院以下の諸本に従
ふ。

様々なる道を用ゐて、民の愁々やすめ、各あらしめん事を本とすべし。民の賦斂を厚くして、自の心をほしきまゝにする事は、亂世亂國の基なり。わが國は王種のかはる事はなれども、政亂れぬれば曆數も久しからず。繼躰も違ふためし所々にしるし侍りぬ。況んや人の臣としてその職を守るべきにおきてをや。抑民を導くにつきて、諸道諸藝皆要樞なり。古には詩書禮樂を以て國を治むる四術とす。本朝は四術の學を立てらるゝ事慥かならざれども、紀傳明經明法の三道に、詩書禮を攝すべきにこそ。算道を加へて四道と云ふ。代々に用ゐられ、其の職を置かるゝ事なれば、くはしくしるすにあたはず。醫、陰陽の兩道、又これ國の至要なり。金石絲竹の樂は四學の一にて、専ら政をする本なり。今は藝能のごとくに思へる無念の事なり。風を移し俗をかふるには、樂よりよきはなしといへり。一音五聲十二律に轉じて、治亂を辨へ興衰をしるべき道とこそ見えたり。又詩賦歌詠の風も、今の人の好む所、詩學の本には異なり。然れども一心より起りて、よろづの言の葉となる。末の世なれども、人を感じしむる道なり。これをよくせば、僻をやめ邪を防ぐ教なるへし。かゝればいづれか心の源を明め正に歸る術なからん。輪扁が輪を削りて、齊の桓公を

▲侍るめり—花山院青蓮院二本いへるまりに作る。

▲五大五行—五大は地水火風空。五行は木火土金水。

▲東面の額—日山本、大澤本、類從本等東西の額作る、今花山院青蓮院の二本に従ふ。

▲新帝の御子—新帝とは淳和天皇。

教へ、弓工が弓をつくりて、唐の太宗をさとらしむる類もあり。乃至圍碁彈碁の戲までも、愚なる心を治め、輕々しきわざを留めんがためなり。但その源にもとづかずとも、一藝は學ぶべき事にや。孔子も飽食終日心を用ゐる所なからんよりは、博奕をだにせよと侍るめり。まして一道をうけ、一藝にもたづさはらん人、本を明め理をささる志あらば、これより理世の要ともなり、出離のはかりごと、もなりなん。一氣一心にもとづけ、五大五行により、相剋相生を知り、自もさととり、他にもさとらしめん事、萬の道その理一つなるべし。

一一六 嵯峨山離宮

この御門誠に顯密の兩宗に歸し給ひしのみならず、儒學も明らかに、文章も巧みに、書藝も勝れ給へりし。宮城の東面の額も、御みづからかゝしめ給ひき。天下を治め給ふ事十四年、皇太弟に譲りて太上天皇と申す。帝都の西嵯峨山と云ふ所に、離宮をしめてぞまし／＼ける。一旦國を譲り給ひしのみならず、行末迄も授けましまさんの御心ざしにや、新帝の御子恒世親王を太子に立て給ひしを、親王又かたく辭退して、世をそむき給ひけるこそありがたけれ。上皇深く謙讓しましけるに、親王又かく遁れ給ひける。末代までの美談にや。昔仁德

▲癸卯—弘仁十四年。

▲甲辰に改元—天長と改元。

▲故ありて云々—承和九年伴健岑橋邊勢等謀反す。皇太子も亦其罪に坐し、廢せられ給ひしなり。

▲癸丑—天長十年
▲甲寅に改元—承和と改元。

兄弟相譲り給ひし後には聞かざりし事なり。五十七歳おまし／＼き。

一一七 淳和天皇

第五十三代淳和天皇、西院の帝とも申す。桓武第三の子、御母は贈皇太后藤原の旅子、贈太政大臣百川の女なり。癸卯の年即位、甲辰に改元。天下を治め給ふ事十年、太子に譲りて太上天皇と申す。

一一八 後太上天皇

この時兩上皇まし／＼ければ、嵯峨をば前太上天皇、この御門をば後太上天皇と申しき。嵯峨の帝の御掟にや、東宮には又この帝の御子恒貞親王立ち給ひしが、兩上皇かくれましし後に、故ありてすてられ給ひき。五十七歳おまし／＼き。

一二九 仁明天皇

第五十四代第三十世仁明天皇、諱は正良、これよりさき御諱體ならず。多くは乳母の姓なませばの深草の帝とも申す。嵯峨第二の子、御母は皇太后橘の嘉智子、贈太政大臣清友の女なり。癸丑の年即位、甲寅に改元。この天皇は西院の御門の猶子の義にまし／＼ければ、朝覲も兩皇にせさせ給ふ。或時は兩皇同所にして覲禮も

有りけりごぞ。わが國のさかりなりし事は、この比ほひにや有りけん。遣唐使も常にあり、歸朝の後、建禮門の前にかの國の寶物の市を立て、群臣に給はする事もありき。

一三〇 律令撰定

律令は文武の御代より定められしかど、この御代にぞ撰び調へられにける。天下を治め給ふ事十七年、四十一歳おまし〜き。

一三一 文徳天皇

第五十五代文徳天皇、諱は道康、田村の帝とも申す。仁明第一の子、御母は太皇太后藤原の順子、五條の后と申す左大臣冬嗣の女なり。庚午の年即位、辛未に改元。天下を治め給ふ事八年、三十三歳おまし〜き。

一三二 清和天皇

第五十六代清和天皇、諱は惟仁、水尾の帝とも申す。文徳第四の子、御母は皇太后藤原の明子、染殿の后と申す攝政太政大臣良房の女なり。わが朝は幼主位に居給ふ事まれなりき。この天皇九歳にて即位、戊寅の年なり。己卯に改元。踐祚ありしかば、外祖良房の大臣始めて攝政せらる。

▲此御代にぞ撰び調へられにける。天皇十年十二月令義解成りたればそれないふならむ。

▲庚午—嘉祥三年
▲辛未—改元—仁
▲改元。

▲戊寅—天安二年
▲己卯に改元—貞
▲觀と改元。
▲外祖良房の大臣
云々—三代實錄に

一三三 人臣攝政の始

攝政と云ふ事は、もろこしには唐堯の時、虞舜を登げ用ゐて政を任せ給ひき。これを攝政といふ。かくて三十年ありて正位をうけられき。殷の代に伊尹と云ふ聖臣あり。湯及び太甲を輔佐す。これは保衡といふ。阿衡といふ。その心は攝政なり。周の世に周公旦又大聖なりき。文王の子武王の弟成王の叔父なり。武王の代には三公につらなり、成王若くて位につき給ひしかば、周公自南面して攝政す。成王をおきて南面せら漢の昭帝又幼にして即位、武帝の遺詔により博陸侯霍光といふ人、大司馬大將軍にて攝政す。中にも周公霍氏をぞ先蹤にも申すめる。本朝には應神生れ給ひて、襁褓にまし〜しかば、神功皇后天位に居給ふ。然れども攝政と申し傳へたり。これは今の義には異なり。推古天皇の御時、厩戸の皇太子攝政し給ふ。これぞ帝は位に備りて、天下の政しかしながら攝政の御まゝなりける。齊明天皇の御代に、御子中大兄の皇太子攝政し給ふ。元明の御代の末つ方、皇女淨足姫の尊、元正天皇の御事なり。暫く攝政し給ひき。この天皇の御時、良房の大至の攝政よりしてぞ、まさしく人臣にて攝政する事は始まりにける。

一三四 藤原氏勃興

貞觀八年八月十九日、勅二太政大臣一攝二行天下之政一とあり、されど攝關補任其他の諸書を參考するに、天安二年より攝政とられたる事明なり。
▲阿衡—書經太甲註に、阿衡衡平也、商之官名也、言天下之所二倚平一とあり。
▲襁褓—玉篇に負兒也と見えたり、幼少なるをいふ。

▲藤原一花山院寺蓮院二本藤氏に作る。
 ▲南圓堂を立て、南圓堂建立は弘仁四年なり。
 ▲補陀落の南の岸に云、補陀落山は觀音の淨土なるを、今興福寺の南の岸に此の南圓堂を建て、觀音の像を安置せられしをなぞらへてかくよみ給ふなるべし。
 ▲北の藤波は、冬嗣公は北家なれば、其の意をもてよまれたるなり。
 ▲こたへ、白山本慶安本、こえに作る。
 ▲勸學院、三條の北壬生の西にありき、嵯峨天皇弘仁十二年之を建つ。
 ▲氏の長者たる人云々、氏の上。氏中の宗家。

但この藤原の一門神代より故ありて、國主を輔け奉る事は、さきにも所々にしるし侍りき。淡海公の後、參議中衛大將房前、その子大納言眞楯、その子右大臣内麻呂の三代は、上二代の如くさかえずやありけん。内麻呂の子冬嗣の大臣、關院の左大臣と云ふ、後に贈太政大臣。藤原の衰へぬる事をなげきて、弘法大師に申し合せて、興福寺に南圓堂を立て、祈り申されけり。この時明神役夫に交りて、補陀落の、南の岸に、堂立てて、今ぞさかえん。北の藤波。と詠じ給ひけるぞ。この時に源氏の人數多失せにけりと申す人あれども、大なるひが事なり。皇子皇孫の源の姓を給ひ、高官高位に至る事は、この後の事なれば、誰人か失せ侍るべき。されどもかの一門の榮えし事、誠に祈請にこたへたりとはみえたり。大かたこの大臣遠きおもんはかりおはしけるにこそ。子孫親族の學問を勸めんために、勸學院を建立す。大學寮に東西の曹司あり。菅江の二家これをつかさどりて人を教ふる所なり。かの大學の南に、この院を立てられしかば、南曹とぞ申すめる。氏の長者たる人、皆この院を管領して、興福寺及び氏の社の事を取り行はる。良房の大臣攝政せられしより、かの一流に傳はりて、絶えぬ事になりけり。幼主の時ばかりかとおほえしかど、攝政關白も定まれる職に

▲氏の社―春日の社。

▲先づ應天門を焼かしむ―貞觀八年善男中庸等應天門を焼く。事顯はれて善男を伊豆に流す。

なりぬ。自攝關と云ふ名をとめらるゝ時も、内覽の臣を置かれたれば、執政の義かはる事なし。天皇おとなび給ひければ、攝政まつりごとを歸し奉りて、太政大臣にて白河に閑居せられにけり。君は外孫にましますば、猶も權を専らにせらるるも、争ふ人あるまじくや。されど謙退の心深く、閑適を好みて、常に朝參などもせられざりけり。

一三五 伴 大納言

その比、大納言伴善男と云ふ人寵ありて、大臣を望む志なんありける。時に三公闕なかりき。太政大臣良房、左大臣信、右大臣良相。信の左大臣を失ひて、その闕に望み任せんと相計りて先づ應天門を焼かしむ。左大臣世を亂らんとする企なりと讒奏す。天皇驚き給ひて、亂明に及ばず。右大臣に召し仰せて、既に誅せらるべきになりぬ。太政大臣この事を聞き、驚き遮てられける餘に、烏帽子直衣を着ながら、白晝に騎馬して馳せ參じて申なだめられにけり。その後、善男が陰謀顯れて流刑に處せらる。この大臣の忠節誠に無止事になん。

一三六 在位帝法號

天皇佛法に歸し給ひて、常に脱屣の御志有りき。慈覺大師に受戒し給ふ。法號

▲在位の帝云々―
*眞といふは、元
慶三年五月落飾後
の法名なるべし。
然らば在位の帝法
號を付け給ひしに
はあらず。

▲八幡大菩薩云々
―男山の鎮座は貞
觀元年九月。

▲丁酉貞觀十九年
なり、元と改元
す。
▲忠仁公―藤原良
房。

を授け奉らる。素眞と申す。在位の帝法號をつき給ふ事、よのつねならぬにや。昔隋の煬帝の晋王といひし時、天台の智者に受戒して總持と云ふ名をつかれたりし。よからの君の例なれど、智者の昔の跡なれば、なぞらへ用ゐられにけるにや。

一三七 男山八幡

又この御時宇佐の八幡大菩薩、皇城の南男山石清水に遷り給ふ。天皇きこしめして、勅使を遣しその所を點じ、諸の工に仰せて、新宮をつくりて宗廟に擬せらる。鎮坐の次第は上に見えたり。天皇天下を治め給ふ事十八年、太子に譲りて退かせ給ふ。中三年計ありて出家、慈覺の弟子にて灌頂うけさせ給ふ。丹波の水尾と云ふ所に遷らせ給ひて練行しまし、が程なくかくれ給ふ。御年三十一歳おまし〜き。

一三八 陽成天皇

第五十七代陽成天皇、諱は貞母、清和第一の子、御母は皇太后藤原の高子、二條と申す。贈太政大臣長良の女なり。丁酉の年即位改元。右大臣基經攝政して太政大臣に任ず。この大臣は良房の養子なり。實は中継言長良の男。天皇の外舅なり。忠仁公の故事の如し。この天皇性惡にして人主の器に堪へず見え給ひければ、攝政歎きて廢立の事を定められにけり。昔

漢の霍光昭帝をたすけて攝政せしに、昭帝世を早くし給ひしかば、昌邑王を立てて天子とす。昌邑不徳にして器にたへず、即廢立を行ひて、宣帝を立て奉りき。霍光が大功ごころをしるし傳へ侍るめれ。この大臣まさしき外戚の臣にて、政を専らにせられしに、天下のため大義を思ひて、定め行はれける、いごめでたし。されば一家にも人こそ多く聞えしかども、攝政關白はこの大臣の末のみぞ、絶えせぬ事になりける。つぎ〜大臣大將にのぼる藤原の人々も、皆この大臣の苗裔なり。積善の餘慶なりとこそ覺え侍れ。天皇天下を治め給ふ事八年にて退けられ、八十一歳おまし〜き。

一三九 光孝天皇

第五十八代第三十一世光孝天皇、諱は時康、小松の帝とも申す。仁明第二の子、御母は贈皇太后藤原の澤子、贈太政大臣總繼の女なり。陽成退けられ給ひし時、攝政昭宣公諸の皇子を相し申されけり。この天皇一品式部卿兼常陸太守と聞えしが、御年たかくて小松の宮にまし〜けるに、俄にまうでて見給ひければ、人主の器量餘の皇子達に勝れましけるによりて、即儀衛をととのへて迎へ申されけり。本位の服を着しながら、鸞輿に駕して大内に入らせ給ひにき。

一四〇 關白の始

今年甲辰の年なり。乙巳に改元。踐祚の始め攝政を改めて關白とす。これわが朝の關白の始なり。漢の霍光攝政たりしが、宣帝の時政を返して退きけるを、萬機の政猶光に關り白さしめよとありし。その名を取りて授けられにけり。この天皇昭宣公の定に依りて立ち給ひしかば、御志も深かりしにや、その子を殿上にめして元服せしめ、御みづから位記をあそばして、正五位下になし給ひけりぞ。久しく絶えにける芹川の御幸なご有りて、古き跡をおこさるゝ事も聞えき。天下を治め給ふ事三年、五十七歳おましゝき。

一四一 皇位繼承法

大かた天皇の世つぎをしるせる文、昔より今に至るまで家々にあまたあり。かくしるし侍るも更に珍しからぬ事なれども、神代より繼體正統の違はせ給はぬ一はしを申さんがためなり。わが國は神國なれば、天照大神の御はからひにまかせられたるにや。されど、その中に御誤あれば、曆數も久しからず、又終には正路に歸れども、一旦もしづませ給ふためしもあり。これは皆自なさせ給ふ御科なり。冥助の空しきにはあらず。佛も衆生を導きつくし、神も萬姓をすなほ

▲甲辰—元慶八年
▲乙巳に改元—仁和と改元。

▲其子云々—長子時平。

▲芹川の行幸—類聚國史に、延暦十五年正月甲辰遊二獵于芹川野—とみえたり。仁明天皇承和の頃までは屢行幸ありしが、其後凡五十年程絶えたりしを、此御代の仁和二年に至りて之を起さる。芹川は山城國紀伊郡。

▲事も聞えき—慶安本類從本事—聞えきに作る。今白山本青蓮院本に從ふ。

らしめんどこそし給へど、衆生の果報しなく、に、うくる所の性おなじからず。十善の戒力にて天子とはなり給へども、代々の御行迹善惡又まちゝなり。か

かれば本を本として正に歸り、元を元として邪を捨てられん事ぞ、祖神の御心には叶はせ給ふべき。神武より景行まで十二代は、御子孫そのまゝに續がせ給へり。疑はしからず。日本武尊世を早くしましゝに、依りて御弟成務へだゝり給ひしかど、日本武の御子にて仲哀傳へましゝぬ。仲哀應神の御後に、仁德傳へたまへりしが、武烈惡王にて日嗣絶えましゝし時、應神五世の御孫にて、繼體天皇選ばれ立ち給ふ。これなん珍敷ためしに侍る。されど二つをならべて争ふ時にこそ傍正の疑もあれ、群臣皇胤なき事を愁へて、求め出で奉りし上に、その御身賢にして天の命をうけ、人の望に叶ひましゝければ、ごかくの疑有るべからず。その後相續ぎて天智天武御兄弟立ち給ひしに、大友の皇子の亂により、天武の御流、久しく傳へられしに、稱徳女帝にて御嗣もなし。又政も亂りがはしく聞えしかば、慥なる御讓なくて絶えにき。光仁又傍より選ばれて立ちたまふ。是なん又繼體天皇の御事に似給へる。然れ共天智は正統にてましゝき。第一の御子大友こそ誤りて天下をえ給はざりしかど、第二の皇子にて施基

▲是まで三代一繼體、光仁、光孝の三天皇。

▲なくて一花山院本慶安本ならでに作る。

▲上は帝王云々一光孝より後村上までをいふ。

の御子御科なし。その御子なれば、この天皇の立ち給へる事、正理に歸るとぞ申し侍るべき。今の光孝又昭宣公の選にて立ち給ふといへども、仁明の太子文徳の御流なりしかど、陽成悪王にて退けられ給ひしに、仁明第二の御子にて、しかも賢才諸親王に勝れまし〜ければ、疑ひなき天命とこそ見え侍れ。かやうに傍より出で給ふ事これまで三代なり。人のなせる事とは心得奉るまじきなり。さきにしるし侍る理をよく辨へらるべき者哉。光孝より上つ方は一向上古にて天位を嗣ぎ給ふ。まして末の世にはまさしき御讓なくては、たまたせ給ふまじき事と心得奉るべきなり。

一四二 藤氏 攝籙

この御代より藤氏の攝籙の家も他流に移らず。昭宣公の苗裔のみぞたゞしく傳へられにたる。上は光孝の御子孫、天照大神の正統と定り。下は昭宣公の子孫、天兒屋命の嫡流となり給へり。二神の御誓違はずして、上は帝王三十九代、下は攝關四十餘人、四百七十餘年にもなりぬるにや。

一四三 宇多 天皇

第五十九代第三十二世宇多天皇、諱は定省光孝第三の御子、御母皇太后班子の女王、仲野親王桓武の御子の女なり。

一四四 宇多 源氏

元慶の比、孫王にて、源氏の姓を給はらせまします。

一四五 賀茂臨時祭始

そのかみ常に鷹狩を好ませ給ひけるに、或時賀茂の大神顯れて、皇位につかせ給ふべき由を示し申されけり。踐祚の後かの社の臨時の祭を始められしは、大神の申しうけ給ひける故とぞ。仁和三年丁未の秋、光孝御病ありしに、御兄の御子達を置きて讓をうけ給ふ。先親王とし、皇太子に立ち即受禪。同年の冬即位、中一年ありて己酉に改元。踐祚の始より太政大臣基經又關白せらる。この關白薨じて後は暫くその人なし。天下を治め給ふ事十年。位を太子に譲りて太上天皇と申す。中一年計ありて出家せさせ給ふ。御年三十三にや。若きよりその御志有りきとぞ仰せ給ひける。

一四六 仁和 寺傳法

弘法大師四代の弟子益信僧正を御師にて、東寺にして灌頂せさせ給ふ。又智證大

▲賀茂の大神一白山本青蓮院本大澤本賀茂大明神に作る。

▲神社の臨時の祭云々一寛平元年十一月廿一日賀茂臨時祭を行ふ。

▲己酉に改元一寛平と改元。

由密往來に左のご
とく見たり。

弘法「眞理」源行「

益信」寛平法皇

△知法—慶安本智
法に作る。

△色衆—慶安本有
衆に作り、類從本
職衆に作る。今花
山院本白山本等に
從ふ。

師の弟子増命僧正にも于レ時法橋なり。後詮云ニ詳觀一比叡山にてうけさせ給へり。弘法の流を宗と
せさせ給ひければ、その御法流とて今にたえず 仁和寺に傳へ侍るはこれなり。

一四七 弘法 二流

凡弘法の流に、廣澤仁和寺。小野醍醐並勸修寺。の二つあり。廣澤は法皇の御弟子寛朝僧正、
寛空の弟子寛朝僧正、敦實親王、法皇御孫。寛朝廣澤にすまれしかば、かの流といふ。その後
代々の御室傳へて、たゞ人はあひまじはらず。法流をあづけられて師範となる事は兩
度あり。されども御室は代々親王なり。小
野の流は益信の相弟子に、聖寶僧正とて知法無雙の人ありき。大師の嫡流と稱
する事の有るにや。しかれども年戒劣られける故にか。法皇御灌頂の時は、色
衆につらなりて、嘆徳と云ふ事を勤められたりき。延喜の護持僧にて殊に崇重
し給ひき。その弟子觀賢僧正も相つぎて護持申し、同じく崇重ありき。綱中の
法務を東寺の一阿闍梨に付けられしも、この時より始まる。正の法務はいつも東寺の
るはみな權の法務なり。又仁和寺の御室は總の法務。この僧正は高野に詣でて、大師入定の
にて、綱所を召仕はる、事は後白河院以來の事か。この僧正は高野に詣でて、大師入定の
扇を開きて、御髪を剃り、法服など着せかへ申し、人なり。その弟子淳祐石山
内
供と云ふ。相伴ひけれども、終に見奉らず。師の僧正その手を以りて、御身にふれし
めけりごぞ。淳祐罪障の至りを歎きて、卑下の心ありければ、弟子元杲僧都に

許可ばかりにて、授職を許さず、勅定に依りて、法皇の御弟子寛空にあひて、
授職灌頂を遂ぐ。彼元杲の弟子仁海僧正又知法の人なりき。小野と云ふ所にす
まれけるより、小野の流といふ。然れば法皇は兩流の法主にましますなり。王
位を去りて釋門に入る事は、その例おほしといへども、かく法流の正統となり、
しかも御子孫繼體し給へる、ありがたきためしにや。

一四八 無爲の御政

今の世までも賢かりし事には、延喜天曆と申しならはしたれど、この御世こそ
上代によれば、無爲の御政なりけんとおしはかられ侍る。菅氏の才名に依り
て、大納言大將まで登用し給ひしもこの御時なり。又讓國の時さまく、教へ申
されし寛平の御誠とて、君臣仰ぎて見奉ることも有り。昔もろこしにも、天下
の明德は虞舜より始まると見えたり。唐堯の用ゐしに依りて、舜の徳も顯れ、
天下の道も明かになりけるごぞ。二代の明德を以て、この事おしはかり奉る
べし。御壽も長くて、朱雀院の御代にぞかくれさせ給ひける。七十六歳おまし
ましが、

一四九 醍醐天皇

▲寛平の御誠—
卷現存。
▲仰ぎて見奉る—
花山院青蓮院二本
仰き云立るに作
る。

▲丁巳—寛平九年
癸戊午に改元—昌
泰と改元。

第六十代第三十三世醍醐天皇、諱は敦仁、字多第一の子、御母は贈皇太后藤原の胤子、内大臣高藤の女なり。丁巳の年即位、戊午に改元。

一五〇 萬機内覽

大納言左大將藤原時平、大納言右大將菅氏、兩人上皇の勅を受けて輔佐し申されき。後に左右の大臣に任じて、共に萬機を内覽せられけりとぞ。御門御年十四にて位につき給ふ。をさなくまし／＼しかども、聰明叡哲に聞えたまひき。

一五一 菅公左遷

兩大臣天下の政をせられしが、右相は年もたけ才も賢くて、天下の望む所なり。左相は譜代の器なりければ、捨てられがたし。或時上皇の御在所朱雀院に行幸、猶右相に任せらるべしと云ふ定めありて、既にめし仰せ給ひけるを、右相固く遁れ申されてやみぬ。その事世にもれにけるにや。左相憤を含み、様々の讒をまうけて、終に傾け奉りし事こそあさましけれ。この君の御一失と申し傳へ侍り。但菅氏は權化の御事なれば、末世のためにもや有りけん。ばかりがたし。善相公清行朝臣は、この事未だ萌さざりしに、かねてさとりて、菅氏に災を遁れ給ふべき由を申しけれど、沙汰なくてこの事出来にき。

▲終に傾け奉る云々—延喜元年正月廿五日、道眞を太宰權帥となし筑前に左遷。
▲善相公清行—三善清行。

▲貞觀元慶—貞觀は清和、元慶は陽成の年號。

▲曾子は云々季文子は云々—共に論語に見えたり。

▲程なく神と顯れて—延喜五年味酒安行、太宰府の安樂寺に神殿を設け、號けて天滿大自在天神と云ふ。
▲いれし—慶安本いはれしに作る。
▲後なくなりぬ—時平の子孫たえたるを云ふ。一本後ないのちに作るは非なり。

一五二 聖賢の一失

さきにも申し侍りし。わが國には幼主の立ち給ふ事、昔はなかりしことなり。貞觀元慶の二代始めて幼にて立ち給ひしかば、忠仁公昭宣公攝政にて天下を治めらる。この君ぞ十四にてうけつぎ給ひて、攝政もなく御みづから政をしらせまし／＼ける。猶御幼年の故にや、左相の讒にも迷はせ給ひけん、聖も賢も一失はあるべきにこそ。その趣き經書にみえたり。されば曾子は我日三省吾躬といふ。季文子は三思ごもいふ。聖徳の譽れましまさんにつけても、いよ／＼
慎みますべき事なり。昔應神天皇も讒を聞かせ給ひて、武内の大臣を誅せられんとし給ひき。かれはよく遁れて明められたり。この度の事凡慮に及びがたし。程なく神と顯れて、今に至るまで靈驗無雙なり。末世の益を施さんためにや。讒をいれし大臣は、後なくなりぬ。同心ありける類も、皆神罰を蒙りにき。

一五三 天下泰平

この君久しく世をたもたせ給ひて、徳政を好み行はせ給ふ事、上代にこえたり、天下泰平民間安穩にて、本朝仁徳の古き跡にもなぞらへ、異域堯舜の賢き道にもたぐへ申しき。延喜七年丁卯の年、もろこしの唐滅びて梁と云ふ國に遷りに

▲同心ありける類
—源光藤原定國同
菅根等なり。皆神
罰を蒙りて死す。
▲四十六歳—花山
院本白山本青蓮院
本四十四に作る、
今類従本に従ふ。

▲庚寅—延長八年
▲辛卯に改元—承
平と放改。
▲三男—慶安本二
男に作るは非な
り。

▲使—檢非違使。
▲叛逆をおこしけ
り—天慶二年十一
月なり。下文分註
に承平五年二月と
するは誤なり。

けり。打ちつゞき後唐晋漢周となん云ふ五代ありき。この天皇天下を治め給ふ事三十三年、四十六歳おまし／＼き。

一五四 朱雀天皇

第六十一代朱雀天皇、諱は寛明、醍醐十一の子、御母皇太后藤原の穩子、關白太政大臣基經の女なり。御兄保明の太子と申す、早世、その御子慶頼の太子もうちつゞきかくれましましかば、保明一腹の御弟にて立ち給ふ。庚寅の年即位、辛卯に改元、外舅大臣忠平昭宣公の三男、後に貞信公と云ふ、攝政せらる。寛平に昭宣公薨じて後には、延喜御一代まで攝關なかりき。この君又幼年主にて立ち給ふに依りて、故事に任せて萬機を攝行せられけるにこそ。

一五五 將門の亂

この御時平の將門といふ者あり。上總介高望たかもちが孫なり。高望は葛原の親王の孫。平苗裔なり。執政の家につかうまつりけるが、使の宣旨を望み申しり。不許なるによりて憤りをなし、東國に下向して叛逆をおこしてけり。先伯父常陸の國の大掾國香をせめしかば、國香は自殺しぬ。これより坂東をおしなびかせ、下總國相馬郡に居所をしめ都と名づく。自平親王と稱し、官爵を成し與へけり。これ

によりて天下騒動す。參議民部卿兼右衛門督忠文朝臣を征東大將軍として、源經基清和の御末、六孫王と云ふ。賴義義家等が先祖なり。藤原仲舒忠文の弟を副將軍として差遣さる。平貞盛、國香が子。藤原秀郷等、心を一にして將門をほろぼして、その首を奉りしかば、諸將は道より歸り参りにき。將門は承平五年二月に事をおこし、天慶三年二月に滅びぬ、其間六年なり。

一五六 純友の亂

藤原の純友といふもの、かの將門に同意して、西國にて叛亂せしをば、少將小野の好古を遣はして追討せらる。天慶四年に純友はころされぬ。かくて天下しづまりにき。延喜の御代さしも安寧なりしに、いつしかこの亂れ出で來る。天皇もおだやかにましましけり。又貞信公の執政なりしかば、政の違ふ事は侍らじ。時の災難にこそとぞ覺え侍る。天皇御子まします、一腹の御弟太宰の帥の親王を太弟に立て、天位を譲りて尊號あり。後に出家せさせ給ふ。天下を治め給ふ事十六年、三十歳おまし／＼き。

一五七 村上天皇

第六十二代第三十四世村上天皇、諱は成明、醍醐十四の子、朱雀同母の御弟なり。丙午の年即位、丁未に改元、兄弟相讓らせ給ひしかば、まめやかなる禪讓

▲丙午—天慶九年
▲丁未に改元—天
曆と改元。

の禮儀ありき。

一五八 延喜天曆二代

この天皇賢明の御譽、先皇の跡をつぎ申させ給ひければ、天下安寧なる事も、延喜延長の昔に異ならず。文筆諸藝を好み給ふ事も、かはりまさざりけり。萬のためしには延喜天曆の二代とぞ申し侍る。もろこしの賢き明王も、二三代と傳はるはまれなりき。周にぞ文武、成康、文王は正位につかす。漢には文、景なんどぞありがたき事に申しける。光孝傍より選ばれ立ち給ひしに、打つゞきて明主の傳へ給ひし、わが國の中興すべき故にこそ侍りけめ。又繼體も唯この一流にのみぞ定まりぬる。

一五九 天徳内裏炎上

末つ方天徳年中にや、始めて内裏に炎上ありて、内侍所もやけにしが、神鏡は灰の中より出し奉る。圓規損する事なくして分明にあらはれ出で給ふ。みたてまつる人、驚感せずといふ事なしとぞ。御記にみえ侍る。この時に神鏡の南殿の櫻にかゝらせ給ひけるを、小野宮實頼の大臣袖にうけられたりと申す事あれど、僻事をなん云ひ傳へ侍るなり。應和元年辛酉の年、もろこしの後周滅びて

▲明主—慶安本類
從本町王に作る。

▲天徳年中にや云
々—天徳四年九月
廿三日内裏炎上。

▲御記にみえ侍る
—天曆御記或は村
上宸記といふ。村
上天皇の御撰な
り。

▲具平親王—天皇
の第七子、母は女
御莊子。

▲源氏多かりしか
ども—白山本源氏
の姓を給人多かり
しかどに作る。

▲源氏と云ふ事は
仁五年嵯峨天皇弘
女の未だ親王と爲
らざる者に源朝臣
の姓を賜ふ。皇朝
信を第一の源氏と
なり。これ其始なり。

宋の代に定まる。唐の後五代五十五年の間、かの國大に亂れて、五姓うつかはりて國の主たり、五季とぞいひける。宋の代に賢王打つゞきて、三百二十餘年までたもてりき。この天皇天下を治め給ふ事二十一年。四十二歳おまし／＼き。

一六〇 村上源氏

御子多くまし／＼し中に、冷泉圓融は天位に即き給ひしかば申すに及ばず。親王の中に具平親王六條の宮と申す。中務卿に任給ひき。前の兼明親王名譽おはしき。よりにてこれを後中書王と申す。賢才文藝の方代々の御跡を能く相つぎ申し給ひけり。一條の御代に、よろづ昔をおこし人を用ゐまし／＼ければ、この親王昇殿し給ひし日、清涼殿にて作文ありしに、中殿の作文と云ふ事これより始まる。所貴是賢才といふ題にて、韻を探らるゝ事あり。この親王の御ためなるべし。凡そ諸道に明かに佛法の方までもくらからざりけるとぞ。昔より源氏多かりしかども、この御末のみぞ今に至るまで、大臣以上に至りて相つぎ侍る。

一六一 嵯峨源氏

源氏と云ふ事は嵯峨の御門、世の費を思しめして、皇子皇孫に姓を給ひて人臣となし給ふ。則御子あまた源氏の姓を給はる。

一六二 平氏 在原氏

桓武の御子葛原の親王の男高棟、平の姓を給はる。平城の御子阿保親王の男行平、業平等在原の姓を給はる事も、この後の事なれども、これはたま／＼の義なり。

一六三 弘仁以後源氏

弘仁以後代々の御後は皆源の姓を給ひしなり。親王の宣旨を蒙る人は才不才によらず、國々に封戸など立てられて世の費なりしかば、人臣に列ね官學して朝要にかなひ、器に隨ひ昇進すべき御掟なるべし。姓を給はる人は直に四位に敘す。皇子皇孫にと當君のは三位なるべしと云ふ。かゝれどもその例まれなり。嵯峨の御子大納言りての事なり。當君のは三位なるべしと云ふ。定の卿三位に敘せしかど、これも當代にはあらず。かくて代々の間、姓を給ひし人百十餘人もや有りけん。然れど他流の源氏、大臣以上に至りて二代と相續する人の今まで聞えぬこそ、いかなる故ならんとおぼつかなけれ。嵯峨の御子、姓を給はる人二十一人、この中大臣に昇る人、常の左大臣兼大將、信の左大臣、融の左大臣、仁明の御子に姓を給はる人十三人、大臣に昇る人、多の右大臣兼大將、光の右大臣兼大將、文徳の御子に姓を給はる人十二人、大臣に昇る人、能有の右大臣兼大將、清和の御子に姓を給はる人十四人、大臣に昇る人。十世の御末に實朝の右大臣兼大將、親王の苗裔なり。陽成の御子に姓を給はる人三人、光孝の御子に姓を給はる人十五人。宇多の御孫に姓を給はりて大臣に昇る人、雅

▲官學して一慶安本官し學してに作る。

信の左大臣、重信の左大臣。共に敦實親王の男なり。醍醐の御子に姓を給はる人二十人。大臣に昇る人、高明の左大臣。兼大將、後親王とす。中務卿に任す。前中書王、これなり。この後は皇子の姓を給はる事もたえにけり。皇孫にはあまたあり、任大臣を本とするに依りて悉く載せず。近くは後三條の御孫に有仁の左大臣、兼大將、輔仁の親王の男、白河院の御猶子にて直に三位せし人なり。二世の源氏にて大臣に昇れり。かやうにたま／＼大臣に至りても、何れか二代と相續ける。ほとんど納言以上にて傳はれるだに稀なり。雅信の大臣、末ぞ、自納言までも昇りて残りたる。高明の大臣の後四代大納言にて有りしも早く絶えにき。いかにも故ある事とか覺えたり。

一六四 人臣の禮

皇胤の貴種より出でぬる人、をたのみ、いと才などもなく、剩へ人におごり物に慢する心もあるべきにや。人臣の禮に違ふ事ありぬべし。寛平の御記にそのはしの見え侍りしなり。後をも能く鑑みさせ給ひけるこそ。皇胤は誠に他に異なるべき事なれど、わが國は神代よりの誓にて、君は天照大神の御末國をたもち、臣は天兒屋の御流君をたすけ奉るべき器となれり。源氏はあらたにいであたる人臣なり。徳もなく功もなく、高官に昇りて人におごらば、二神の御どが

▲この親王―具平親王。

▲懸車の齡―八十歳。

▲宇治の關白―藤原賴通。

▲御堂の息女―師房賴通の妹を娶る。

め有りぬべき事ぞかし。中々上古には皇子皇孫多くて、諸國にも封せられ、將相にも任せられき。崇神天皇十年に始めて、四人の將軍を任じて、四道へ遣はされしも、皆これ皇族なり。景行天皇五十一年、始めて棟梁の臣を置て、武内宿禰を任す。成務天皇三年に大臣とす。わが朝大臣はにけじまる六代の朝に仕へて執政たり。この大臣も孝元の曾孫なりき。然れども大織冠氏をさかやかし、忠仁公政を攝せられしより、専ら輔佐の器として、立ち歸り神代の幽契のまゝになりぬるにや。閑院の大臣冬嗣、氏の衰へたる事を歎きて、善をつみ功を重ね、神に祈り、佛に歸せられける。その驗も相加はり侍りけんかし。この親王ぞ、誠に才も高く、徳もおはしけるにや、その子師房姓を給りて、人臣に列せられし、才藝古にはちず、名望世に聞えあり。十七歳にて納言に任じ、數十年の間朝廷の故實に練し、大臣太將に昇りて、懸車の齡までつかうまつらる。親王の女祇子の女王は、宇治の關白の室なり。依りてこの大臣をば、かの關白の子にし給ひて、藤氏にかはらず、春日の社にもまゐりつかふまつられけりぞぞ。又やがて御堂の息女に相嫁せられしかば、子孫も皆かの外孫なり。この故に御堂宇治をば、遠祖のごとくに思へり。それよりこのかた和漢の稽古を宗とし、報國の忠

▲誠―青蓮院本類從本誠に作る。

▲丁卯―康保四年
▲戊辰に改元―安和と改元。

▲神武云々―桓武天皇の御代淡海三

節をさきとする誠あるによりてや、この一流のみ絶えずして十餘代に及べり。その中にも行迹疑はしく貞節疎なる類は、自衰へて跡なきも有り。向後といふとも慎み思ひ給ふべき事なり。大かた天皇の御事をしるし奉る中に、藤原の起は所々に申し侍りぬ。源の流も久しくなりぬる上に、正路をふむべき一はしを心ざしてしるし侍るなり。君も村上の御流一通りにて、十七代に成らしめ給ふ。下もこの末の源氏こそ相傳はりたれば、只この徳勝れ給ひける故に、餘慶あるかところ仰ぎ申し侍れ。

一六五 冷泉院

第六十三代冷泉院、諱は憲平^{のりひら}、村上第二の御子、御母は中宮藤原の安子、右大臣師輔の女なり。丁卯の年即位、戊申の年に改元。この天皇邪氣おはしましければ、即位の時大極殿に出で給ふ事もたやすかるまじかりけるにや。紫宸殿にてその禮ありき。三年ばかりして讓國、六十三歳おはしましき。

一六六 中古先賢の義

この御門より天皇の號を申さず、又宇多より後諡を奉らず、遺詔ありて國忌山陵を置かれざる事は、君父の賢き道なれども、尊號を留めらるゝ事は、臣子の

船・勅を奉して御
璽を撰す。

▲己巳—安和二年
▲庚午に改元—天
祿と改元。

▲皇后—類從本贈
皇后に作る。
▲甲申—永觀二年
▲乙酉に改元—寛
和と改元。
▲弘徽殿の女御—
名は祗子。

義にあらず。神武以來の御號も皆後代の定めなり。持統元明より以來、遜位或は出家の君も諡を奉る。天皇とのみこそ申すめれ。中古の先賢の義なれども、心を得ぬ事に侍るなり。

一六七 圓 融 院

第六十四代第三十五世圓融院、諱は守平、村上第五の御子、冷泉同母の弟なり。己巳の年即位、庚午に改元。天下を治め給ふ事十五年。禪讓尊號常のごとし。翌年の程にや御出家、永延の比寛平の例を追ひて、東寺にて灌頂せさせ給ふ。御師は則寛平の御孫弟子寛朝僧正なり。三十三歳おまし〜き。

一六八 花 山 院

第六十五代花山院、諱は師貞、冷泉第一の御子、御母は皇后藤原の懷子、攝政太政大臣伊尹の女なり。甲申の年即位、乙酉に改元。天下を治め給ふ事二年ありて、俄に發心して花山寺に出家し給ふ。弘徽殿の女御太政大臣爲光の女なり。かくれて悲歎ましける折をえて、粟田の關白道兼の大臣の未だ藏人の辨と聞えし比にや、そのかし申してけるごぞ。山々を廻りて修行せさせまし〜が、後は都に歸りてすませ給ひけり。これも御邪氣ありとぞ申しける。四十一歳おまし〜き。

一六九 一 條 院

第六十六代第三十六世一條院、諱は懷仁、圓融第一の子、御母は皇后藤原の詮子、後には東三條院と申す、后宮院號の始なり。攝政太政大臣兼家の女なり。花山院の帝神器をすて、宮を出で給ひしかば、太子の外祖にて兼家の右大臣おはせしが、内に參り諸門をかためて、讓位の義を行はれき。新主をさなくまし〜しかば、攝政の義古さがごとし。丙戌の年即位、丁亥に改元。

一七〇 執政出家の始

その後攝政病により嫡子内大臣道隆に讓りて出家、猶准三宮の宣を蒙らる。執政の執政の始なり。その比出家の人なかりしかば、入道殿となん申しける。よりに源滿仲の家したりしたも憚りて新發とぞいひける。

一七一 前官攝關の始

この道隆始めて大臣を辭して、前官にて關白せられき。前官の攝關も、病ありてその子内大臣伊周暫く相替りて内覽せられしが、相續して關白たるべき由を存せられけるに、道隆かくれてやがて弟の右大臣道兼ならぬ。七日といひしにあへなくうせられにき。

一七二 内覽の宣旨

▲准三宮—太皇太后宮、皇太后宮、皇后宮の三宮に准じ封戸を賜はるをいふ。
▲執政—白山本攝政に作る。

▲東三條の大臣兼家。

▲上達部—三位以上の人。
▲諸道の家々—紀傳明經明法等の家。
▲自歎—歎は讚歎の意。

その弟にて道長大納言にておはせしが、内覽の宣を蒙りて、左大臣まで至られしかば、延喜天曆の昔を思召しけるにや、關白はやめられにき。三條の御時にや關白して、後一條の御世の始、外祖にて攝政せらる。兄弟多くおはせしに、この大臣の御一流に攝政關白はし給ふぞかし。昔もいかなる故にか、昭宣公の三男にて貞信公、貞信公の二男にて師輔、師輔の三男にて東三條の大臣、東三條の三男にて道綱の大將は一男が。されど三弟にこさ。この大臣、皆父の立てたる嫡子なられたるによりて道長を三男とするす。この大臣、皆父の立てたる嫡子ならで、自然に家をつがれたり。祖神のはからせ給へる道にこそ侍りけめ。いづれもて、家をつたへらるべき故ありきと申す。兄にこえ事のおれど、事しげければしるさず。

一七三 人 才 輩 出

この御代にはさるべき上達部、諸道の家々、顯密の僧までも、勝れたる人多かりき。されば御門も、われ人を得たる事は延喜天曆にまされりとぞ、自歎せさせ給ひける。天下を治め給ふ事二十五年、御病の程に讓位ありて出家せさせ給ふ。三十三歳おまし〜き。

一七四 三 條 院

第六十七代三條院、諱は居貞おきさだ、冷泉第二の子、御母は皇太后藤原の超子、これ

▲辛亥—元弘八年なり。
▲壬子に改元—長和と改元。

▲丙辰—長和五年
▲丁巳に改元—寛仁と改元。

▲心とのがれて云々—委しくは大鏡等に見えたり。
▲正統—花山院本正流に作る。
▲元方の民部卿云々—更衣藤原祐姬をいふ。

も攝政兼家の女なり。花山院世を遁れ給ひしかば、太子に立ち給ひしが、御邪氣の故にや、をり〜御目のくらくおはしけるとぞ。辛亥の年即位、壬子に改元、天下を治め給ふ事五年、尊號ありき。四十二歳おまし〜き。

一七五 後 一 條 院

第六十八代後一條院、諱は敦成あつひら。一條第二の子、御母は皇后藤原の彰子、後に上東門院と申。攝政道長と申の大臣の女なり。丙辰の年即位、丁巳に改元。外祖道長と申の大臣攝政せられしが、後に攝政をば嫡子頼通の内大臣におはせしに譲り、猶太政大臣にて天皇御元服の日、加冠理髮父子並びて、勤仕せられしこそめづらしく侍りしか。

一七六 小 一 條 院。民部卿の女の悪靈

冷泉圓融の兩院かはる〜しらせ給ひしに、三條院かくれ給ひて後、御子の敦明の御子、太子に給ひしが、心とのがれて院號蒙りて、小一條院と申しき。これより冷泉の御流はたえにけり。冷泉は兄にて御末も正統とこそ申すべかりしに、昔天曆の御時元方の民部卿の女の御息所、一の御子廣平親王をうみ奉る。九條殿の女御參り給ひて、第二の皇子冷泉にまいます。いでき給ひし比より悪靈になりて

▲この東宮—小一條院。

▲丙子—長曆九年なり。

▲丁丑に改元—長曆と改元。

▲長久の比云々—帝王編年記に、長久元年九月十日、皇居京極殿焼亡、神鏡爲二灰燼一と見えたり。

このみこも邪氣になやまされまじき。花山院俄に世を遁れ、三條院の御目のくらく、この東宮のかく自退き給ひぬるも怨靈の故なりとぞ。圓融も一腹の御弟におはしませど、これまではなやまし申さざりけるも、然るべき繼躰の御運ましましけるにこそ。東宮退き給ひしかば、この天皇同母の御弟、敦良親王立ち給ひき。天皇も御子なくて、かの東宮の御末にに繼躰せさせ給ひける。天下を治め給ふ事二十年、二十九歳おまし〜き。

一七七 後 朱雀院

第六十九代第三十七世後朱雀院、諱は敦良、後一條同母の弟なり。丙子の年即位、丁丑に改元。天皇賢明にまし〜けるごぞ。

一七八 御政の跡歇止

されど、その比執權を恣にせられしかば、御政の路きこえず、無念なる事にや。

一七九 神 鏡 炎 上

長久の比、内裏に火ありて神鏡やけ給ふ。猶靈光を現し給ひければ、その灰をあつめて安置せられき。天下を治め給ふ事九年、三十七歳おまし〜き。

一八〇 後 冷 泉 院

▲乙酉—寛徳二年なり。

▲丙戌に改元—永承と改元。

▲陸奥にも—慶安本陸奥の作る。今花山院以下の諸本に従ふ。
▲十二年ありて云々—扶桑略記に、康平七年閏三月、伊豫守源賴義從二陸奥—參洛。奉二使節—之後全經二十一年—歸來とあり。

第七十代後冷泉院、諱は親仁、後朱雀第一の子、御母は贈皇太后藤原の嬉子、本は攝政道長の大内第三の女なり。乙酉の年即位、丙戌に改元。

一八一 陸奥十二年戦争

この御代の末つ方、世の中やすからず聞えき。陸奥にも貞任宗任など云ひし者、國を亂しければ、源賴義に仰せて追討せらる。賴義陸奥の守に任じ、鎮守府の將軍を兼曾祖父經基は征東副將軍たりき。十二年有りてなんしづめ侍りける。この君の御子ましまさざりしうへ、後朱雀の遺詔にて、後三條東宮に居給へりしかば、繼躰はかねてより定まりけるにこそ。天下を治め給ふ事二十三年、四十四歳おまし〜き。

新注神皇正統記卷之五

一八二 後三條院

第七十一代第三十八世後三條院、諱は尊仁、後朱雀第二の御子、御母は中宮禎子内親王、陽明門院と申す三條院の皇女なり。後朱雀の御素意にて太弟に立ち給ひき。又三條の御末をも受け給へり。昔もかゝるためし侍りき。雨流を内外に受け給ひて、繼體の主となりましゝき。戊申の年即位。己酉に改元。この天皇東宮にて久しくおはしましければ、しづかに和漢の文、顯密の教までも、闇からず知らせたまふ。詩歌の御製もあまた人の口に侍るめり。後冷泉の末さま、世の中あれて、民間の愁ありき。四月より位に居給ひしかば、未だ秋のをさめにも及ばぬに、世の中のなほりにける。有徳の君にてましゝけるとぞ申し傳へ侍る。

一八三 記録所

始めて記録所と云ふ所を置かれて、國々の衰へたる事をなほされき。延喜天曆

▲後朱雀の御素意にて云々扶略記に、後朱雀天皇寛徳二年正月十六日癸酉、天皇讓二位於皇太子親王、同日第二皇子尊仁親王立、皇太子、年十二歳とあり。昔も云々欽明は繼體の嫡子にて母は白香皇女、仁賢の女なり。故に繼體には子に當り、仁賢には孫に當るなり。後三條院も後朱雀院には子に當り、三條院には孫に當らせらるるなり。

▲戊申一治暦四年
▲己酉に改元一延久と改元
▲記録所一天下の形勢を決断する所

▲壬子一延久四年
▲甲寅に改元一承保と改元。

▲野の御宰一帝王
▲年記に承保三
▲幸大井河一歴二覽
▲嶺野と云々とあ
▲り野と云々とあ
▲をさす。嶺野
▲諸國の重任一國
▲司の任期は四年な
▲るを、其功を補助
▲重んじて、これら
▲を定む。三十餘國
▲ありきといふ。

より以來には、誠に賢き御事なりけんかし。天下を治め給ふ事四年。太子に譲りて尊號あり。後に出家せさせたまふ。この御時よりぞ、執柄の權をおさへられて、君の御みづから政をしらせ給ふ事にかへり侍りにし。されどその頃までも、讓國の後、院中にて政務ありとは見えす。四十歳おましゝき。

一八四 白河院

第七十二代第三十九世白河院、諱は貞仁、さだひと後三條第一の子、御母は贈皇太后藤原の茂子、贈太政大臣能信の女、實は中納言公成の女なり。壬子の年即位、甲寅に改元。

一八五 御願寺

古の跡をおこされて、野の行幸などもあり。又白河に法勝寺をたて、九重の塔婆なども、昔の御願の寺々にも超え、ためしなき程にぞ造りと、のへさせ給ひける。この後代毎にうちつゞき、御願寺をたてられしを、造寺熾盛の謗ありき。

一八六 諸國重任

造作のために諸國の重任など云ふ事多くなりて、受領の功課もたゞしからず。封戸庄園あまたよせおかれて、誠に國の費とこそなり侍りにしか。天下を治め

▲受領の功課云々
いふ、國用不足な
りしかば、奉りさ
功勞に奉りさるも
費用に奉りさるも
父子三人同時に
國司に任ぜられし
も、加課の法を委
司等功課令に見え
たり。

▲坊の御時—皇太子たりし御時。

給ふ事十四年、太子に譲りて尊號あり。

一八七 院 中 政 治

世の政を始めて院中にてしらせ給ふ。後に出家せさせ給ひても、猶そのまゝにて御一期はすごさせまし／＼き。おりゐにて世をしらせ給ふ事、昔はなかりしなり。孝謙脱屣の後、廢帝は位に居給ふばかりと見えたりと、古代の事なれば慥ならず。嵯峨清和宇多の天皇も、たゞ譲りてのかせ給ふ。圓融の御時は、やう／＼しらせ給ふ事もありしにや。院の御前にて攝政兼家の大臣承りて、源の時中の朝臣を參議になされたりとて、小野宮の實資の大臣などは、傾け申されけるごぞ。されば上皇ましませご、主上をさなくおはします時は、偏に執柄の政なりき。宇治の大臣の世となりては、三代の君の執政にて、五十餘年權を專にせらる。先代には關白の後、如在の禮にて有りしに、餘りなる程に成りにければにや。後三條院坊の御時より、あしざまに思しめず由聞えて、御中らひ悪しくて、あやぶみ思し召す程の事になむありける。踐祚の時即ち關白をやめて宇治にこもられぬ。弟の二條の教通の大臣關白せられしが、殊の外にその權もなくおはしき。ましてこの御代には、院にて政をきかせ給へば、執柄はた

だ職に備はりたるばかりになりぬ。

一八八 院宣廳御下文

されどこれより又古き姿は一變するにや侍りけん。執柄世を行はれしかご、宣旨官符にてこそ、天下の事は施行せられしに、この御時より、院宣廳の御下文を重くせられしによりて、在位の君又位に備はり給へるばかりなり。世の末になれる姿なるべきにや。

一八九 城 南 離 宮

又城南の鳥羽と云ふ所に離宮を立て、土木の大なる營有りき。昔はありゐの君は、朱雀院にまします。これを後院と云ふ。又冷然院にも然の字火事のはかりありて、泉の字に改む。おはしけるに、かの所々にはすませ給はず。

一九〇 院 中 の 禮

白河より後には、鳥羽殿を以つて上皇御座の本所とは定められにけり。御子堀河の御門、御孫鳥羽の御門、御曾孫崇徳の御在位まで、四十餘年在位にて十四年。院中にて四十三年。世をしらせ給ひしかば、院中の禮など云ふ事も、これよりぞ定まりにける。すべて御心のまゝに久しくたもたせ給ひし御代なり。七十七歳おまし／＼き。

▲院宣廳の御下文
—院宣は上皇の宣旨、廳は院の廳にて上皇の政務を行ふ所、大別當、執事、年預、判官代、主典代等の官人あり。

▲丙寅—應徳三年
▲丁卯に改元—寛治と改元。

▲神樂の曲云々—
續古事談に、天皇
俗人助忠より神樂
の歌をうけ給ひし
が、近方に教へ給
ひし由見えたり。

▲丁亥—嘉承二年
▲戊子に改元—天
仁と改元。

▲雪見の御幸の目
云々—續世繼に、
見え又百練鈔に大
治元年十二日の事
とす。

一九一 堀河院

第七十三代第四十世堀河院、諱は善仁（たると）、白河第二の子、御母は中宮賢子、右大臣源顯房の女、關白師實の大臣の猶子なり。丙寅の年即位、丁卯に改元。

一九二 管絃郢曲舞樂御傳

この御門和漢の才ましくけり。殊に管絃郢曲舞樂のかた明らかになります。神樂の曲などは、今の世まで地下に傳へたるもこの御説なり。天下を治め給ふ事二十一年。二十九歳おましくき。

一九三 鳥羽院

第七十四代第四十一世鳥羽院、諱は宗仁（むねひと）堀河第一の子、御母は贈皇太后藤原の茨子、贈太政大臣實季の女なり。丁亥の年即位。戊子に改元。天下を治め給ふ事十六年、太子に譲りて尊號あり。

一九四 新院 雪見御幸

白河世をしらせ給ひしかば、新院とて所々の御幸にも、同じ御車にてありき。雪見の御幸の日、御鳥帽子直衣に深沓をめし、御馬にて本院の御車のさきにましくける。世にめづらかなる事なれば、こぞりて見奉りき。昔弘仁の太上皇、

嵯峨の院に遷らせ給ひし日にや、御馬にて都より出でさせまして、宮城の内をも通らせ給へりと云ふ事見え侍りし。かやうの例にやありけん。

一九五 強装束

御容儀目出度ましくければ、きらをも好ませ給ひけるにや。装束のこはくなり、鳥帽子の額なんご云ふ事も、その比より出来にき。花園の有仁の大臣又容儀有る人にて、仰せ合せて、上下同じ風になりけるとぞ申すめる。白河院かくれ給ひて後、政を知らせ給ふ。御孫ながら御子の義なれば、重服を着させ給ひけり。これも院中にて二十餘年、其の間に御出家ありしかご、猶世をしらせ給ひき。されば院中の古きためしには、白河鳥羽の二代を申し侍るなり。五十四歳おましくき。

一九六 崇徳院

第七十五代崇徳院、諱は顯仁（あきひと）、鳥羽第二の子、御母は中宮藤原の璋子（とあき）、待賢門院入道大納言公實の女なり。癸卯の年即位、甲辰に改元。

一九七 南宋

五年戊申の年、宋の欽宗皇帝靖康三年に當る。宋の政亂れしより、北狄の金國

▲二十餘年—慶安
本類従本二十四年
に作る、今花山院
白山の二本及び其
他の諸本に従ふ。

▲癸卯—保安四年
▲甲辰に改元—天
治と改元。

▲戊申—大治三年

起りて、上皇徽宗並びに欽宗をとりて北に歸りぬ、皇弟高宗江をわたりて、杭州と云ふ所に、都を立て、行在所とす。南渡といひしはこれなり。

一九八 讚岐播遷

この天皇天下を治め給ふ事十八年。上皇と御中らひ心よからずしてしりぞかせ給ひき。保元に事ありて、御出家ありしが、讚岐の國にうつされたまふ。四十六歳おまし〜き。

一九九 近衛院

第七十六代近衛院、諱は體仁、鳥羽第八の子、御母は皇后藤原得子。美福門院贈と申す。左大臣長實の女なり。辛酉の年即位、壬戌に改元。天下を治め給ふ事十四年。十七歳にて世を早くしまし〜き。

二〇〇 後白河院

第七十七代第四十二世後白河院、諱は雅仁、鳥羽第四の子、崇徳同母の弟なり。近衛は鳥羽の上皇鍾愛の御子なりしに、早世しまし〜ぬ。

二〇一 保元の變

崇徳の御子重仁の親王つがせ給ふべかりしに、本より御中心よからでやみぬ。

▲辛酉—永治元年
▲壬戌に改元—庚治と改元。

▲乙亥—久壽二年
▲晏駕—崩御。

▲次郎—白山本青蓮院本次男に作る今花山院本及び其他の諸本に従ふ。

▲藤氏の長者—職原抄に、藤氏長者、蒙攝政關白詔一人爲其仁一仍別不レ及二宣下一也但字治左大臣賴長公非二攝關一爲二長者、宣下之例初二於此一乎と見えたり。

▲父の法皇—鳥羽法皇、保元元年七月二日崩す、上皇白河の大炊殿に遷り給ひしは同月十日。

上皇思し召しわづらひけれど、この御門た、せ給ふ。立太子もなくて、直に居させ給ふ。今はこの御末のみこそ繼體し給へば、然るべき天命とぞ覺え侍る。乙亥の年即位。丙子に改元。年號を保元といふ。鳥羽晏駕ありしかば、天下をしらせ給ふ。左大臣賴長と聞えしは、知足院の入道關白忠實の次郎なり。法性寺關白忠通の大臣、この大臣の兄にて、和漢の才高くて、久しく執柄にて仕へられき。この大臣も漢才は高く聞えしかど、本性あしくおはしけるとぞ。父の愛子にて、よこさまに申し請はられければ、關白をばおきながら藤氏の長者になり、内覽の宣旨を蒙らる。長者の他人にわたる事、攝政關白始まりてはその例なし。内覽は昔醍醐の御代の始めつかた、本院の大臣と菅家と政をたすけられし時、相並びてその號ありきと申すめれど、本院も關白にはあらず。その例違ふにや。兄の大臣は本性おだやかにおはしければ、思ひいれぬ様にてぞ過ぐされける。近衛の御門かくれ給ひし比より、内覽をやめられたりしに、恨をも含みおほ方天下を我がまゝにとはからはれけるにや、崇徳の上皇を申し勸めて、世を亂らる。父の法皇晏駕の後、七ケ日ばかりやありけん、忠孝の道かけにける事と見えたり。法皇もかねて悟らしめ給ひしにや、平清盛源義朝等に召し仰

▲西山の方に遁れ
—如意山に逃れ給
ふをいふ。

▲大臣の子共國々
へ遣さる—帝王編
年記に、賴長の子
兼長を出雲へ、師
長を土佐へ、隆長
へ伊豆へ、長範を
安房へ流す山見え
たり。

▲武士共—平家
弘、源為義、平忠
正以下七十餘人を
誅したるを云ふ。

▲奈良坂の戦—嵯
峨天皇弘仁元年尙
侍藥子の亂。
▲都—類従本朝に
作る。

▲藤家の儒門より
出でたり—通憲は
山井三位永賴卿五
代の孫藤原實兼の
子なり、實兼は文
章博士なり故にし
か。いふ。

▲大内は云々—大
内の造替は保元二
年十月なり。

▲たえたる公事云
々—保元物語に、
内裏相撲の節久し
く絶えたる述を興
し詩歌管絃の遊折
にふれて相備すと
見えたり。

▲五代の帝—帝、
青蓮院本慶安本帝
王に作る。

▲五代の帝云々—
二條、高倉は御子
にて、六條、安徳後
鳥羽は御孫なり。
右に新申すなり。

せて、内裏を守り奉るべき由、勅命ありきとぞ。上皇鳥羽より出で給ひて、白河の大炊殿と云ふ所にて、既に兵を集められければ、清盛義朝等に勅して、上皇の宮をせめらる。官軍勝にのれりしかば、上皇は西山の方に遁れ、左大臣は流矢に當りて、奈良坂の邊までおちゆかれけるが、終に客死せられぬ。上皇御出家ありしかど、猶讃岐に遷され給ふ。大臣の子共國々へ遣さる。武士共も多く誅にふしぬ。

二〇二 源 爲 義

その中に源の爲義と聞えしは、義朝の父なり。いかなる御志か有りけん。上皇の御方にて義朝と各別になりぬ。餘の子共は父に屬しけるにこそ。軍破れて爲義も出家したりしを、義朝預りて誅せしこそ、ためしなき事には侍れ。嵯峨の御代に奈良坂の戦有し後は、都に兵革といふ事なかりしに、これより亂れそめぬるも、時運のくだりぬる姿とぞ覺え侍る。

二〇三 少納言通憲法師

この君の御乳母の夫にて、少納言通憲法師といひしは、藤家の儒門より出でたり。宏才博覽の人なりき。されど時にあはずして出家したりしに、この御代に

いみじく用ゐられて、内々には天下の事さながらはからひ申しけり。

二〇四 大内裏復古

大内は白河の御代より久しく荒廢して、里内裏にのみまし／＼しを、謀を廻らし、國の費えもなく作り立て、たえにたる公事どもをも申し行ひき。すべて京中の道路などもはらひ清めて、昔に復りたる姿にぞ有りし。

二〇五 争 亂 相 踵

天下を治め給ふ事三年、太子に譲りて例のごとく尊號ありて、院中にて天下をしらせ給ふ事三十餘年、その間に御出家ありしかど、政務はかはらず。白河鳥羽兩代のごとし。されど打つ／＼き亂世にあはせ給ひしこそ淺ましけれ。五代の帝の父祖にて、六十六歳おまし／＼き。

二〇六 二 條 院

第七十八代二條院諱は守仁。後白河の太子。御母は贈皇太后藤原の懿子。贈太政大臣經實の女なり。戊寅の年即位。己卯に改元。年號を平治と云ふ。

二〇七 平 治 の 亂

右衛門督藤原の信賴と云ふ人あり。上皇いみじく寵せさせ給ひて、天下の事を

▲戊寅—保元三年

▲藤原信賴—大藏卿忠隆の子

▲通憲法師が縁者—通憲の子成範清盛の女を娶る。

▲國々へ流し遣す—通憲の子俊憲を越後、成憲を下野、貞憲を隠岐、長憲を阿波、其の外諸子を諸國に配流せらる。

▲我子共は顯職顯官に登り云々—其の子俊憲は參議、成憲は近衛中將、長憲は少將、貞憲は右中辨等なりき。

さへきかせらるゝまでなりにければ、おごりの心も萌して、近衛の大將を望み申し、を、通憲法師諫め申してやみぬ。その時源義朝朝臣が清盛朝臣におさへられて、恨を含めりけるを相語らひて、叛逆を思ひ企てけり。保元の亂には、義朝が功高く侍りけれど、清盛は通憲法師が縁者になりて、殊の外にめしつかはる。通憲法師清盛等を失ひて、世を恚にせんとぞはからひける。清盛熊野にまうでける隙を窺ひて、まづ上皇御座の三條殿と云ふ所をやきて、大内に遷し申し、主上をも傍に押籠め奉る。通憲法師遁れがたくやありけん。自失せぬ。その子ども頓て國々へ流し遣す。通憲も才學あり、心もさかしかりけれど、己か非をしり未萌の禍を防ぐまでの智分やかけたりけん。信賴が非をば諫め申しけれど、わが子共は顯職顯官に登り、近衛次將などにさへなし、參議以上にあがるもありき。かくて失せにしかば、これも天意に遠ふ所ありといふ事は疑ひなし。清盛この事を聞き道よりのぼりぬ。信賴語らひ置きける近臣等の中に心がはりする人々ありて、主上上皇をしのびて出だし奉り、清盛が家に遷し申してけり。則ち信賴義朝等を追討せらる。程なく打ちかちぬ。信賴はとらはれて首をさらる。義朝は東國へ心ざして遁れしかど、尾張の國にてうたれぬ。そ

の首を梟せられにき。

二〇八 名行の破始

義朝重代の兵たりし上、保元の勳功すてられ難く侍りしに、父の首をさらせたりし事、大なる科なり。古今にもきかず。和漢にも例なし。勳功に申し替ふるとも、自退くとも、なごか父を申したすくる道なかるべき。名行かけはてにければ、いかでか終にその身を全くすべき。滅びぬる事は天の理なり。凡かゝる事は、その身の科はさる事にて、朝家の御誤なり。よく／＼案あるべかりける事にてこそ。その頃、名臣もあまた有りしにや。又通憲法師専ら申し行ひしに、なごか諫め申さざりける。大義には滅親と云ふ事のあるは、石碯と云ふ人その子を殺したりし事なり。父として不忠の子を殺すは理なり。父不忠なりとて、子として殺すと云ふ道理なし。孟子に譬をとりていへるに、舜の天子たりし時その父瞽瞍人を殺す事あらんを、時の大理なりし臯陶とらへたらば、舜はいかがし給ふべきといふに、舜は位をすてゝ、父を負ひてぞ去らましとあり。大賢の教なれば、忠孝の道あらはれて面白く侍り。保元平治より以來、天下亂れて武用さかりに、王位軽くなりぬ。いまだ大平の世にかへらざるは、名行の破れ

▲心がはりする人々ありて云々—藤原經宗惟方、帝を勸めて清盛が六波羅の第へ潜幸せさせ奉り、藤原成賴上皇を勸めて仁和寺に潜幸せさせ奉りしなり、主上上皇共に清盛が第へ行幸せられしにはあらず。

▲尾張の國にてうたれぬ—尾張國智多郡野間内海なる長田が家にて、莊司忠致等謀計を以て之を殺す。時に平治元年十二月廿九日。

▲石碯と云ふ人云々—左傳魯隱公四年九月の條に見えたり

▲上皇の御意に背きければ云々―永曆元年二月廿日、院御二清盛朝臣一、擧二召權大納言經宗別當惟方卿於禁裏中一と百練鈔に見えたり。

▲是より清盛云々―清盛は、六條天皇仁安二年太政大臣に昇り、其の子重盛は、高倉天皇承安四年右近衛大將に任じ、安元二年左近衛大將に進み治承元年内大臣に任じ、又重盛の弟宗盛は、天安三年右近衛大將に任

そめしによれる事とぞみえたる。

二〇九 平清盛恣權

かくて暫ししづまれりしに、主上上皇御中惡しくて、主上の外舅大納言經宗後めしかへさして大庭大將までなりき御めのとの子別當惟方等上皇の御意に背きければ、清盛朝臣に仰せてめしとらへられ、配所に遣さる。これより清盛天下の權を恣にして、程なく太政大臣にあがり、その子大臣大將になり、剩へ兄弟左右の大將にてならべりき。この御門の御世の事ならぬもありき。序にしるす天下の諸國は、半すぐるまで家領となし、官位は多く一門の家僕にふさげたり、王室の權更になきがごとくになりぬ。この天皇天下を治め給ふ事七年、廿三歳おまし〜き。

二一〇 六條院

第七十九代六條院、諱は順仁のりひと、二條の太子。御母は大藏少輔伊岐の兼盛が女なり。その品賤しくて贈位乙酉の年即位。丙戌に改元。天下を治め給ふ事三年。上皇世をしらせ給ひしかば、二條の御門本より御心よからぬ御事なりし故にや、いつしか讓國の事ありき。御元服などもなくて、十三歳にて世を早くしまし〜き。

二一一 高倉院

第八十代第四十三世高倉院、諱は憲仁のりひと、後白河第五の御子、御母は皇后平の滋子。建春門院贈左大臣時信の女なり。戊子の年即位、己丑に改元。上皇天下を知らせ給ふ事もとのごとし。清盛權を專にせし事は殊更にこの御代の事なり。その女徳子入内して女御とす。即ち立后ありき。

二一二 平家非分の業

末つ方やう〜所々に反亂の聞えあり。清盛一家非分のわざ、天意に背きけるにこそ。嫡子内大臣重盛は心ばへさかしくて、父の悪行なども諫め留めけるさへ世を早くしぬ。彌々おごりを極め權を恣にす。時の執柄にて菩提院の關白基房の大臣おはせしも、中らひ宜しからぬ事ありて、太宰の權帥に遷して配流せらる。妙音院の師長の大臣も、京中を出ださる。その外に罪せらるゝ人多かりき。

二一三 源頼政舉兵

從三位源頼政といひし者、院の御子以仁の王とて、元服はありしかど、親王の宣旨などだになくて、傍なる宮におはせしを、勧め申して、國々にある源氏の武士等に相觸れて、平氏を失はんとはかりけり。事顯れて、皇子も失はれ給ひ

▲乙酉永萬元年
▲丙戌に改元―安と改元

▲戊子―仁安三年。

▲己丑に改元―嘉應と改元

▲女御―後宮職員令に、妃二員、右四品以上、夫人三員右三位以上とある紀、夫人に當る程なるをば、申昔より御といへり。
▲世を早くしぬ―治承三年八月重盛薨す。年四十二。
▲其房―承安二年關白となり、治承三年關白を止められ太宰權帥に任ず

ぬ。頼政も亡びぬ。かゝれどそれより亂れそめてけり。

二一四 源頼朝題義兵

義朝朝臣が子頼朝前右兵衛佐從五位下、平治の比六位の藏人たりしが信頼事を起しける時に任官すとぞ、平治の亂に死罪を申しなだむる人ありて、伊豆の國に配流せられて、多くの年を送りしが、以仁の王の密旨をうけ給はり、院よりも忍びて仰せつかはす道ありければ、東國をすゝめて義兵をおこしぬ。清盛いよく悪行をのみなしければ、主上深く歎かせ給ふ。

二一五 嚴島行幸

俄に遜位の事ありしも、世を厭はせましかる故とぞ。天下を治め給ふ事十二年世の中の御祈にや、平家の取分けあがめ申す神なりければ、安藝の嚴島になん參らせ給ひける。この御門御心ばへもめでたく、孝行の御志も深かりき。管絃の方も勝れておはしましけり。尊號ありて程なく世を早くし給ふ。二十一歳おまし〜き。

二一六 安徳天皇

第八十一代安徳天皇諱は言仁ことひと、高倉第一の子、御母は中宮平徳子、建禮門院と申す。太政

▲師長―安元三年太政大臣に任ず。治承三年官を解かれ尾張に流さる。此の外権大納言源資賢以下法皇に近親する者三十九人の官職を解く。
▲以仁の王―院第二の御子、治承四年頼政以仁王を奉じて兵をあげ清盛を討つ、同年五月宇治河に戦ひ、軍敗れて皇子は失はれ給ひ、頼政亡びぬ。
▲死罪を申しなだむる人―池の尼な
▲伊豆の國に配流―永暦元年
▲義兵を起しぬ―頼朝治承四年八月兵を伊豆に擧ぐ。
▲嚴島―延喜式、安藝國佐伯郡伊都伎島神社。

大臣清盛が女なり。庚子の年即位。辛丑に改元。法皇猶世をしらせ給ふ。

二一七 福原遷都

平氏はいよくおごりをなし、諸國は既に亂れぬ。都をさへ遷すべしと云ひて攝津國福原とて、清盛すむ所のありしに、行幸させ申しけり。法皇上皇も同じくうつし奉る。人の恨多く聞えければにや、かへし奉る。

二一八 平氏悉滅

幾程なく清盛かくれて、次男宗盛その跡をつぎぬ。世の亂をも願ず、内大臣に任ず。天性父にも兄にも及ばさりけるにや、威望もいつしか衰へ、東國の軍既にこはくなりて、平氏の軍所々にて利を失ひけるとぞ。法皇忍びて比叡山に登らせ給ふ。平氏力を落し、主上を勧め申して、西海に没落す。中三年計りありて、平氏悉く滅亡す。清盛が後室從二位平の時子といひし人、この君を抱き奉り、神璽を懷にし、寶劍を腰にさしはさみて、海中にいりぬ。淺猿かりし亂世なり。天下を治め給ふ事三年。八歳おまし〜き。遺詔等の沙汰なければにや天皇と稱し申すなり。

二一九 後鳥羽院

▲庚子―治承四年辛丑に改元―養和と改元。
▲福原に行幸―百練抄に、治承四年六月二日行幸攝津國福原―法皇新院同以臨幸と見えたり。
▲法皇上皇―法皇は後白河、上皇は高倉。
▲清盛かくれて―養和元年閏二月四日薨す。
▲西海に没落す―百練抄に、嘉永二年七月廿五日、平家黨類前内大臣已下率族出奔西海一とあり。
▲平氏悉く滅亡す―壽永四年即文治二年、長門の壇浦にて滅亡す。

△天皇と稱し申すなり—文治二年夏四月諡を奉りて安徳天皇と申す。
 △皆先—慶安類從二本皆先のに作る、今花山院以下の諸本に從ふ。
 △先帝—安徳天皇
 △祖父法皇—後白河院
 △諫め申す輩—從者兼藤原高直。
 △甲辰に當る年四月に改元—甲辰は壽永三年即ち元暦と改元
 △高倉の第三の御子—三類從本二に作る。
 △内侍所神璽は云々—百練抄に、文治元年四月二十五日戊寅戌時神鏡璽自二鳥羽—入御云々と見えたり。

第八十二代第四十四世後鳥羽院、諱は尊成^{たかひら}。高倉第四の子、御母は七條院藤原殖子^{先代の母義多くは后宮、さらぬは贈后なり。院號有りしは皆先立后の後}の女なり。此の七條院立后なくて院號の初なり。但まづ准后の勅あり。入道修理太夫信隆の女なり。先帝西海に臨幸ありしかど、祖父法皇の御世なりしかば、都はかはらず。攝政基通の大臣ぞ、平氏の縁にて供奉せられしかど、諫め申す輩有りけるにや、九條の大路西より留まれぬ。その外平氏の親族ならぬ人々は、御供つかまつる人なかりけり。還幸あるべき由院宣ありけれど、平氏承引し申さず。依りて太上天皇の詔にて、この天皇たゞせ給ひぬ。親王の宣旨までもなし。まづ皇太子とし、即ち受禪の儀あり。翌年甲辰に當る年四月に改元。七月に即位。この同胞に高倉の第四の御子まし／＼しかども、法皇この君を選び定め申し給ひけるとぞ。

三三〇 三種神器御動座

先帝三種の神器を相具せさせ給ひし故に、踐祚の初の違例に侍りしかども、法皇國の本主にて正統の位を傳へまします。皇大神宮熱田の神、明かに守らせ給ふ事なれば、天位つゝがまします。平氏滅びて後、内侍所神璽は返りいらせ給ふ。寶劍は終に海に沈みてみえず。そのころほひは、晝の御座の御劍を、寶

△晝の御座の御劍云々—寶劍に擬せられしは、建久元年三月なり。
 △神宮の御告にて云々—禁秘御抄に土御門院御讓位の時夢想ありて、伊勢より之を進る由見えたり。
 △天徳年中—天徳四年九月。
 △長久年中—長久元年九月。
 △昔新羅國より道行と云ふ法師來りて云々—日本書紀に、天智天皇七年是歲沙門 行盜ニ 登羅一逃ニ向新羅一商中路風雨甚 迷歸とあり。

劍に擬せられたりしが、神宮の御告にて、神劍を奉らせ給ひしによりて、近比までの御守なりき。三種の神器の事は、所々に申し侍りしかども、まづ内侍所は神鏡なり。八咫の鏡と申す。正躰は皇大神宮にはひ奉る。内侍所にましますは、崇神の御代に鑄替へられたりし御鏡なり。村上の御時天徳年中に火事にあひ給ふ。それまでは圓規かけまします。後朱雀の御時長久年中、かさねて火ありしに、灰燼の中より光をさゝせ給ひけるを、納めてぞ崇め奉られける。されど正體は恙なくて、萬代の宗廟にまします。寶劍も正體は天の叢雲の劍後に草薙と申すは、熱田の神宮にはひ奉る。西海に沈みしは、崇神の御代に同じくつくりかへられし劍なり。うせぬる事は末世のしるしにやご恨めしけれど熱田の神あらたなる御事なり。昔新羅國より道行と云ふ法師來りて、盜み奉りしかど、神變を顯はしてわが國を出で給はず。かの兩種は正體昔にかはりまします。代々の天皇の遠き御守として、國土のあまねき光となり給へり。失せにし寶劍はもとより如在の事とぞ申し侍るべき。神璽は八坂瓊の曲玉と申す。神代より今にかはらず。代々の御身を離れぬ御守なれば、海中より浮び出で給へるも理なり。三種の御事はよく心得奉るべきなる。なべて物しらぬたぐひは

上古の神鏡は天徳長久の災にあひ、草薙の寶劍は海に沈みにけりと、申し傳ふる事侍るにや。かへすく僻事なり。この事は三種の正體を以て、眼目とし福田とする事なれば、日月の天をめぐらん程は、一つもかけ給ふまじきなり。天照大神の勅に、寶祚のさかえまさん事、天地ときはまりなかるべしと侍れば、いかで疑ひ奉るべき。今よりゆくさきもいと憑もしくこそ思ひ侍れ。

二二一 源義仲入京

▲西義仲と云ふもの先づ入京す。壽永二年九月なり。
▲征夷大將軍に任ず。百練抄に、元暦元年正月十一日以二伊豫守義仲一可レ爲二征夷大將軍一之由被ト宣旨とあり。
▲將門が亂一朱雀天皇天慶二年十一月將門反す。
▲近臣の中に云々一平知康。
▲義仲はやがて滅びぬ。壽永三年正月栗津原に於て討れぬ。

平氏未だ西海にありし程、源義仲と云ふもの先づ入京す。兵威盛なるを以て、世中の事をおさへ行ひけり。征夷將軍に任ず。この官は昔坂上の田村丸までは東夷征伐のために任せられき。その後將軍門が亂に、右衛門督忠文の朝臣、征夷將軍を兼ねて節刀を給ひしより以來、久しくたえて任せられず。義仲ぞ始めて成りにけり。餘なる事多くて、上皇御憤りの故にや、近臣の中に軍を起し對治せんとせしに、事ならずして中々くあさましき事なん出來にし。東國の頼朝弟範頼義經等をさしのぼししかば、義仲はやがて滅びぬ。さてそれより西海へ向ひて、平氏を平げしなり。天命極まりぬれば、巨猾も亡びやすし。人民のやすからぬ事は、時の災難なれば、神も力及ばせ給はぬにや。

二二三 守復地頭

かくて平氏滅亡してしかば、天下本のごとく君の御まゝなるべきかと思はしに頼朝勤功誠にためしなかりければ、自も權を恣にす。君も又打ち任せられければ、王家の權は彌衰へにき。諸國に守護をおきて、國司の威をおさへしかば、吏務と云ふ事名ばかりになりぬ。あらゆる庄園郷保に地頭を補せしかば、本所はなきがごとくになれりき。

二二三 鎌倉幕府開府

頼朝は從五位下前右衛佐なりしが、義仲追討の賞に、越階して正四位下に敘す。平氏追討の賞に、又越階して從二位に敘す。建久の初にや、始めて京上りしてやがて一度に權大納言に任ず。又右近大將を兼す。頼朝頻に辭し申しけれど、叡慮に依りて朝奨ありとぞ。程なく辭退して、もとの鎌倉の館になん下りし。その後征夷大將軍に拜任す。それより天下の事、東方のまゝに成りにき。

二二四 東大寺再興

平氏の亂に南都の東大寺興福寺やけにしを、東大寺をば、俊乗といふ上人勸め立てければ、公家にも委任せられ、頼朝も深く隨喜して、程なく再興す。供養

▲建久の初めにや云々一建久元年十一月七日上洛。九日權大納言に任じ廿四日右大將に任す。
▲鎌倉の館一相模國鎌倉郡。
▲征夷大將軍に拜任す一建久三年七月十二日。
▲東大寺の再興は建久元年より始めて同六年に終る。
▲重れて京しけり一建久六年三月四日。